

はじめに

本研究では、「地域共生社会」の実現に向けたコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）の支援展開可能性を探っていく。具体的には、既存の理論・方法論では対応が難しい「社会的孤立」事例に対するコミュニティソーシャルワーク実践理論について提唱することを目的とする。このため、まず CSW の支援の焦点、枠組みについて考察し、個別支援と地域支援の統合の意義を明確化していく。次に「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク理論モデル・アプローチについて考察し、そのアプローチの展開可能性を示していく。これらの考察を基盤として、コミュニティソーシャルワーク実践理論としてスプリッティング・モデル、およびコンテイニング・アプローチを提唱したい。はじめに、これらのことを検討していく背景について述べていく。

現在、日本では、包括的な支援体制構築に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法第4条において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」が規定された（厚生労働省九州厚生局編，2021：23）。このような政策動向を前提とし、「地域共生社会」の実現に向けてソーシャルワーク機能への期待が高まる中（中村，2020），包括的な支援「体制」の構築には、コミュニティソーシャルワークにおける実践「理論」の精緻化が必要不可欠であると考えている。

近年の社会経済状況の変化に伴い、個人や世帯が抱える課題はますます多様化、複雑化しており、さらにそれらが1つの世帯に複合的に発生し深刻化している事例は、もはや珍しいものではなくなっている。そのような状況の中 CSW は、個別支援と地域支援を同時一体的に進め、「地域福祉の推進」を図る重要な役割を担っており、先述のような事例に対してもソーシャルワーク機能を発揮していくことが期待されている。潜在化した地域生活課題を掘り起こして必要な制度、支援につなげるだけにとどまらず、既存の制度だけでは対応しきれない課題であっても受け止め、支援を展開し、また新たな社会資源をつくり出していく等、その期待される支援内容は非常に多岐にわたり、CSW を担う人材には高度な技術が求められる。

このような課題が求められている状況の中で、筆者は 2014 年 4 月から 2020 年 3 月まで愛知県の長久手市社会福祉協議会（以下、長久手市社協）にて、CSW として、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）の新規立ち上げ・運営や、見守り・支援活動を行うサポーターの養成・マッチング、サロンの立ち上げ・運営支援、地域福祉学習会の実施等の地域支援を展開し、また地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、活動計画）の策定にも参画してきた。そして、これら地域支援と並行し、「制度の狭間」の課題や「複合的な課題」を抱え「社会的孤立」状態となっている個人、世帯への支援に携わってきた。具体的には、

ひきこもり、不登校、ゴミ屋敷状態にある世帯（以下、「ゴミ屋敷」¹⁾）、近隣住民同士のトラブル（以下、「近隣トラブル」）、家族不和、8050世帯といった事例である。これらCSWが主で関わる事例の背景には、多くの場合、その背景に発達障害（グレーゾーン、未診断を含む）や二次障害、精神疾患が散見された。

これらの問題、課題を抱えている個人、世帯の支援においては、「制度の狭間」という文字通り、単に制度を紹介したり、話を聞いたり、また現象化している問題の解決を図る（例えば、「ゴミ屋敷」事例に対してゴミを片付けようと働きかける等）だけでは対応が出来ない事例が多々見受けられた。実際長久手市では、他の相談支援機関が「制度を紹介したが断られてしまった」、「『またいつでも相談してください』と伝えたから、今は“待ち”です」と言っているのを何度も耳にし、数年後、状態が悪化しCSWにつながることもあった。また仮に受診勧奨等を行い医療につながったとしても、例えば1か月に1度の診療だけの支援は不十分で、状況の改善につながらないことも少なくなかった。加えて、これら「社会的孤立」事例への支援では、ストレングス・モデルなど既存のコミュニティソーシャルワーク理論・方法論では支援が難しい、もしくはつながることさえできないことも珍しくなく、どう支援していけば良いのか立ち尽くすこともあった。

CSWが主として個別支援の対象としているのは、前述のとおり困っていても誰にも助けを求めることができず社会的に孤立した状態にある人や、制度やサービスの対象とされずにいる人である。その支援はどれも容易いものではなく、そもそもどのようにして介入すれば良いかわからない等、自分自身の力不足を痛感し、支援者として途方に暮れてしまうこともある。しかし、だからといって諦めるわけにはいかないだろう。それでは、そのような人たちに対して支援を展開していくためにはどうしたら良いのだろうか。

本研究は、これらのことを背景とし、CSWとしての現場の実践知の積み重ねから、コミュニティソーシャルワーク実践理論を新たに提唱することを目的としている。とりわけ、現象化している問題・課題だけではなく、その背景に潜在化している発達障害や二次障害等にも着目し論考した。また、これら「社会的孤立」事例において、対象者の今後の地域生活を考える上では家族や地域住民の理解、協働が不可欠である。本研究では、その基本的な立場として「社会的孤立」は対象者個人の問題ではないと捉え、二次障害等、家族や地域住民など他者との「関係性のなかで生じる問題」をCSWの支援における重要な焦点の一つとして提起している。すなわち「社会モデル」概念を基盤として実践理論の検討を行い、加えて、精神分析学の一つである「クライン派対象関係論」の援用を試みた。具体的に述べると、心理的な社会的障壁（無自覚的な差別意識等）によって生じる問題・課題の一つとして「被害感」に着目し、それらに対して個別支援・地域支援を統合し支援を展開するために必要な理論として「クライン派対象関係論」を採用した。その上で、「関係性のなかで生じる問題」は地域住民等との相互作用で生じることから、改めて個別支援・地域支援双方に援用可能な実践理論として精緻化をした。

CSW による支援が必要な事例は複雑化・深刻化していく中で、有効な支援ができない自分を情けなく思う支援者はおそらく筆者だけではないだろう。また自身のスキルアップを図りたくても、何を学ばばいいかもわからず、バーンアウトしてしまう支援者もいるだろう。しかし裏を返せば、どのようにアセスメントを行い、どう介入するかというアプローチ「理論」の検討が進むことによって、支援の突破口につながる可能性があり、さらには多機関協働が必要な事例への包括的な支援「体制」の構築もより推進されると考える。

また、「地域福祉の推進」を担う CSW にとっては、本研究で提唱するコミュニティソーシャルワーク実践理論が新しい視座となることで、支援方法に悩む CSW 自身にとって一つの大きな「武器」となり、CSW の専門性強化にも資する可能性を秘めている。それらによって、「社会的孤立」状態にある人々への支援において、当事者たちが置かれている状況の理解の助けとなったり、本人を取り巻く地域へのアプローチが可能となったり等、対象者への支援のあり方をあらゆる視点から組み立てられるようになることで、より効果的な実践につながることを期待し、検討を進めたい。

序章

第1節 背景と目的

日本における認知症高齢者は、2012年には462万人となっている。高齢者の7人に1人が認知症であり、軽度認知障害と推計される高齢者約400万人と合わせると、高齢者の4人に1人が認知症もしくはその予備軍であった。認知症高齢者は増加傾向にあり、2025年には約700万人、5人に1人が認知症を発症すると予測されている（厚生労働省編，2015）。また現在、高齢者虐待1万7,572件（厚生労働省編，2020a）、ホームレス3,992人（厚生労働省編，2020b）、自殺者2万169人（厚生労働省編，2020c）、中高年のひきこもりはおよそ61万3,000人（内閣府編，2019）、小・中学校における不登校児童生徒18万1,272人、高等学校における不登校生徒5万100人（文部科学省編，2020）など、様々な福祉課題を抱えた人がいる。

このような現状を受け、社会福祉系大学院のあり方に関する分科会編（2014：1）では「新たな社会福祉問題群」として、「従前の『貧困や生活の不安定化』や『心身のストレス』として表出した問題群に加え、東日本大震災などの災害リスク、ホームレスの増加、精神障害者などの生活問題、滞日外国人家族の地域摩擦、高齢者の孤独死や自殺、青少年を巻き込んだ犯罪の増加」等を挙げている。そして、「これまでの制度の枠組みでは解決しにくい諸問題も珍しくなくなった」（同上：2）として、「これらのニーズに対応する高度な力量を有する社会福祉専門職養成への期待が高まっている」ことを指摘している（同上：1）。加えて「今後は、社会福祉学における政策科学と実践科学の融合に向けて、従来からの課題である社会福祉制度・政策の分野とソーシャルワークの分野を統合させたような研究テーマや方法論を追求するとともに、教育においても、両者を統合させる教育のあり方を考えていく必要がある」ことを併せて指摘している（同上：11）。

これに関連し「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が2015年に発表した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」では、今後求められる人材について、新しい地域包括支援体制を担える人材、ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことができる人材、複数の分野の支援を総合的に提供できる人材等を挙げている。また「地域共生社会」の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたり、今後ソーシャルワーク機能の発揮がますます期待されている（厚生労働省第9回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会編，2017）。

加えて、先の「制度の狭間」に関する議論に関連し日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会は、2018年9月に『提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—』を公表した。ここでは、近年増加している「社会的つながり

が弱い人」の問題について、「単に縦割りの弊害を解決し、地域住民を主体とした支え合いの構築だけでは解決できない問題」と捉えている。この「社会的つながりが弱い人」の問題は、家族・職場・地域という社会構造の変化によってもたらされたものであり、今後ますます深刻化することが予想されると警鐘を鳴らした。そして、社会福祉の専門的な技術であるソーシャルワークを、「当事者と、その人を取り巻く社会環境とのつながりに着目して支援するものであり、社会的つながりが弱い人への支援に有効である」とその価値を認めつつ、「十分に機能できていない」ことを指摘する。その上で、「社会的つながりが弱い人」の多くは自尊感情が低下し、自ら主体的にサービスを利用して問題を解決することができない場合もあるとして、地域住民の助け合いだけでなく行政や福祉専門職の積極的な関与が必要であることを強調する。また属性による類型化では捉えきれず、「支援体系そのものの見直しが必要である」とし、包括的な相談支援体制の構築のための提言として、日常生活圏域として中学校区に1人、全国で1万人のCSWを配置することや、CSWの専門性強化のための養成教育および現任者研修プログラムの検討の必要性を挙げている。

本提言について中村（2020）は、その数年前から発出されてきた厚生労働省による複数の報告書と共鳴していると述べる²⁾。そしてこれらを通底するキーワードとして「地域共生社会の実現」、「我が事・丸ごと」、「制度横断的」、「包括的な相談支援体制の構築」、「住民主体の地域課題解決体制の構築」等を挙げ、このような文脈での「ソーシャルワーク機能への期待」と、そのソーシャルワーク機能を遂行する「専門人材養成」のあり方が問われていることを強調する（中村，2020：164）。

このように「制度の狭間」や「社会的つながりが弱い人」など「社会的孤立」への支援に向けてソーシャルワーク機能やCSWへの期待が高まっている中、2018年4月の改正社会福祉法では、「社会的孤立」が地域福祉の推進における射程として新たに位置付けられた（第4条第2項）。加えて、2021年4月の改正社会福祉法では、「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉の推進」の理念として以下のような考え方が追加された。「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」（第4条第1項）。そして、包括的な支援体制構築に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設された（第106条の4，他）。ここでは、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に展開することが求められている。加えて、本事業の実施においては、社会福祉士・精神保健福祉士の積極的な活用も求められている（参議院厚生労働委員会編，2020）。このような「地域共生社会」の実現に向けたCSWの役割やソーシャルワーク機能への期待の高まり、またそのための専門人材養成・専門性強化の必要性、そしてソーシャルワークが十分に機能していないという指摘等を背景として、本研究では、「地域共生社会」の実現に向けたCSWの支援展開可能性を探り、「社会的孤立」事例への支援を可能とするコミュニティソーシャルワーク実践理論について提唱すること

を目的とする。

なお本研究では、CSW について、基本的に市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）に配置された CSW に限定してそのあり方を論じていきたい。この理由としては、以下に述べるとおりである。現在の日本におけるニーズとその対応、および CSW の配置について、田中（2019b：264-265）は次のように述べる。ひきこもり、8050 問題、「ゴミ屋敷」等「制度の狭間」にあるニーズや非定形型ニーズが増大しており、従来型の個別法と対象属性別の対応ではあまりに不十分であり、ときには不適切でもある。すなわち属性別の個別福祉法に対応する既存の相談体制の仕組みでは、適切に対応できる相談機関は皆無である。このような中、地域の福祉基盤を整備する活動（コミュニティワーク）を唯一担ってきた機関であり、縦割りの制度に縛られることなく地域資源とも結び付き、「制度の狭間」にも対応しやすい機関として、全世代に対応する CSW が地域基盤の市町村社協を中心に配置されていくのはある意味必然であった。

加えて、重層的支援体制整備事業と CSW の配置について室田（2020：12）は、コミュニティソーシャルワーク実践は「縦割り制度の枠組みに縛られず、相談内容に応じて柔軟に対応することが求められるもので、高度な専門性が求められると同時に裁量が与えられる業務である」とした上で、次の通りその政策的意義を評価している。諸外国の政策を眺めても、全国各地に地域を基盤として活動するソーシャルワーカーを配置している政策は他に類を見ない。重層的支援体制整備事業によって CSW のようなコーディネーターの配置が推進されることは、現代社会が抱えている社会的排除などの諸問題に対する日本独自の対応策として国際的にも注目し得る政策であるといえる。

これらの議論から本研究では、今後の CSW 配置の平準化を考える上でも市町村社協に配置をしていくことが重要であると考え、また「実践的総合派」（松端，2018：23-24）における個別支援と地域支援の一体的展開を重視する立場（次章で詳述）から、基本的に市町村社協に配置された CSW に限定してそのあり方を論じていく。

第2節 課題意識とソーシャルワーク実践理論

本研究は、CSW としての実践知の積み重ねを基盤としている。筆者自身の日々のソーシャルワーク実践において多くの事例と出会う中、「CSW としての実践理論が未成熟であるが故に見逃されているニーズがあり、解決に至らない、またつながることさえできない人々がいる」と痛感してきた。そしてこのようないわゆる「社会的孤立」事例はもはや珍しいものではなく、支援者がニーズをキャッチできないうちに複雑化・深刻化していく恐れも多いにある。本研究はこのような事態に対して、「地域福祉の推進」を担う CSW として何ができるのかを検討したいとの課題意識が根底にある。

これらのことから本研究では、CSW による支援展開について、主にソーシャルワーク理論モデル、ソーシャルワーク理論アプローチという2つの視点からその具体的方法論や実

実践理論について考えていきたい。このため、ここではまずこれらについての先行研究を確認し、本研究における定義を明確にしたい。

(1) ソーシャルワーク理論モデル

中村（2020：168-169）はソーシャルワーク実践理論について、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク方法論との峻別理解を強調し次のように整理している。「ソーシャルワーク論」は、ソーシャルワークの理念や意義と役割、定義や形成過程、構成要素や展開過程等「ジェネラリスト・ソーシャルワークとは何か」という内容で構成されるものである。

「ソーシャルワーク方法論」は、ソーシャルワーク実践を展開する基礎的な方法・技術から構成されるものである。「ソーシャルワーク実践理論」は、基本的なソーシャルワーク実践を展開する際に必要となる方法・技術をふまえつつ、個別・具体・特殊 specific な対象に対し種々の課題を解決に導く際に必要となる方法や技術の集成を意味するものである。このように3つを整理し、「ソーシャルワーク実践理論」の構成要素としてソーシャルワークにおける実践「モデル」、「アプローチ」を挙げる（同上：168）。

加えて中村（2020：169）は、ソーシャルワーク過程において、まずはクライアントの生活実態に肉薄し、でき得る限りリアルに理解・把握することが必要であり、それがその後の生活支援展開の起点になると述べる。しかし、生活そのものが個々別々、複雑多様な動態であり、また社会環境、社会の動きや流れに影響を受けつつ変化・変容していることから、生活理解は容易なことではないとする。そして、「解決を必要とする課題の複雑多様化は、ソーシャルワーク実践理論の多様化を推し進めることにつながる」として、多くの「道具立て」を必要とすることを強調する。この「道具立て」とは、「課題認識の範型」としての実践「モデル」と、「課題解決の方法」としての「アプローチ」である³⁾。ここでは、まず「課題認識の範型」であるソーシャルワーク理論「モデル」についてみていく。

「モデル」は「ファインダー装置」になぞらえられ、実践モデル活用による見え方、捉え方、焦点のあて方によって次なる展開を考え、支援を前進させることができるようになることとされる（中村，2017：37）。モデルは、「どの（理論的）説明が最も有効かを判断するという発見的な意義がある」（見田ら，2004：872）。しかしその危険性に関しては、「完全理論が少なく、理論の素描がほとんどの社会科学の領域では、数学的理解の論理的同一性を仮定した数学的モデルや統計理論に基づく統計的モデルは、社会的現実の過度な単純化や体系的でない論理的定式化をもたらす」ことがあるとされる（同上：872）。このことについて柳澤（2014：56）は、「ある利用者モデルにしたがって、生きた人間の『社会的現実の過度な単純化』が実施されてしまえば、それは生きた人間の理解というよりも、誤解や曲解、場合によっては先入観や偏見の形成につながってしまう。一定の型、雛形、模範、手本としてのモデルを構築し、それを活用することの意味は、それらを参考・参照して、生きた利用者の理解に近づくことが可能である、といった程度のものである。現実の利用

者を、モデルに依存しすぎて過度にそれらに当てはめ、適用しすぎることは、まさに『社会的現実の過度な単純化』を犯してしまうことを意味する」と警鐘を鳴らす。加えて治療・医学モデルについて、社会福祉やソーシャルワークの分野においてほとんどが批判的文脈の中で語られていることについて、「それぞれの特徴のメリットもよく考慮した上で、限界点を示し、必要があればその都度の援助活動の中で有効なモデルを模索したり、新たなモデルを構築していく」ことが必要であると述べる（同上：58）。

本研究では、「社会的現実の過度な単純化」（見田ら，2004：872）に注意しつつ、対象者の視点、認識、そして生活実態に肉薄し、「社会的孤立」を捉えるための「有効なモデル」を模索していきたい。その際に、これらモデルが「必ずしも具体的な支援方法が用意されているものではない」ことから、「アプローチ」が必要とされる（中村，2017：37）。次に、このソーシャルワーク理論「アプローチ」についてみていきたい。

（2）ソーシャルワーク理論アプローチ

「アプローチ」は、クライアントが抱える生活課題に接近し、その解決というゴールに到達するための「方法」であり、課題やその状況を特定の理論上の視点から捉え、査定し、あらかじめ用意された方法や技術を一連の過程の中で駆使する「課題解決の方法」である（同上：37）。また神野（2014：68）は、アプローチとは「対象へ接近すること、またその接近の方法」であるとし、「方法」としてのアプローチを学ぶ際には、その根底に広がる「方法論」にも目を向けることが大切であると述べる。

これらの整理をもとに本研究では、ソーシャルワーク理論「モデル」を「課題認識の範型」、ソーシャルワーク理論「アプローチ」を「課題解決の方法」として、ソーシャルワーク理論モデル・アプローチを峻別し使用する。またこれらソーシャルワーク理論モデル・アプローチを総称し「ソーシャルワーク実践理論」とする（表序－1）。

表序－1 ソーシャルワーク理論「モデル」・「アプローチ」、および「実践理論」の整理

ソーシャルワーク 実践理論	ソーシャルワーク理論モデル （課題認識の範型）
	ソーシャルワーク理論アプローチ（課題解決の方法）

本研究では、社協に配置された CSW による「社会的孤立」事例への支援展開可能性を探るため、コミュニティソーシャルワークに関する定義等を概観し（第1章）、基盤的体制としてコミュニティソーシャルワークが展開できるシステム構築の手法を探る（第2章）。その上で、支援の「方法論」として、CSW が「社会的孤立」支援を展開する上での支援の「焦点」（第3章）、および「枠組み」（第4章）について検討する。そして、これらの議論を基盤として、「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク実践理

論について考察する（第5章）。

そしてそれらを統合し、改めてソーシャルワーク理論モデル、アプローチとして精緻化を試みる（終章）。本研究の課題意識である【「社会的孤立」事例に対して、CSWとして「何ができるのか」検討したい】というリサーチクエスションのもと、「地域共生社会」の実現に向けて求められるコミュニティソーシャルワーク実践理論を提唱し、その具体的な展開可能性について論じていきたい。

第3節 構成と研究方法

これまで確認してきたとおり、「地域共生社会」の実現に向けてCSWの役割が重要とされる中、本研究の目的はCSWによる「社会的孤立」支援におけるコミュニティソーシャルワーク実践理論について明らかにすることである。この目的のため、本研究では次の章構成で検討を進めた。

第1章「コミュニティソーシャルワークの理論化をめぐる」では、コミュニティソーシャルワークの定義や機能について先行研究の検討を行った。ここでは、大橋、岩間等による一定の定義、機能も提示されている一方で、CSWとしての核となる役割が不明確であり、「何を専門職なのか」が極めて曖昧であることが指摘されている（松端，2018：16）ことを確認し、その背景について検討した。これらは、一ソーシャルワーカーとしてのCSWにおけるコミュニティソーシャルワークの方法論、および実践理論の未確立という課題に集約されると考えられ、この点についてさらに考察をするため、CSWの個別支援と地域支援の統合をめぐる議論についての論考を確認した。そして、個別支援と地域支援の一体的展開による「重複領域」の意義を見出し、また意味付けすることにより「地域共生社会」の実現に向けたCSW特有の役割、機能が浮かび上がり、コミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の確立につながると仮定し、検討を進めることとした。

加えて、一ソーシャルワーカーとしてのCSWの実践だけでなく、チームアプローチとしてのコミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築も不可欠とされることから、第2章「コミュニティソーシャルワークシステム構築に向けた手法」では、どのようにコミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築を図り、ニーズの早期発見・対応ができる体制構築を図ることができるかという基盤的体制についての検討を行った。具体的には、筆者が参与観察を行った長久手市社協の活動計画策定プロセスの実践記録から、社協全体としてどのようにコミュニティソーシャルワーク機能を展開していくか、またこれによりどう「地域福祉の推進」力を高め、「地域共生社会」の実現へと向かうことが出来るかという「基盤的体制」のあり方について分析を行った。

これらの議論を前提として第3章以降では、一ソーシャルワーカーとしてのCSWの支援における方法論・実践理論について理論的に検討した。第3章「ソーシャルワーク理論モデルとしての二次障害への着目」では、まず「制度の狭間」の課題を抱える人々を「ど

のような枠組みで捉えるか（モデル）」について検討した。具体的には、「制度の狭間」の課題や「関係性」についての概念整理を行い、その背景についての理論的検討を行った。これらのことから「社会的孤立」事例における「二次障害の生活史モデル」として整理し、コミュニティソーシャルワークにおける支援の「焦点」として、生育歴上の二次障害や、現在における他者との「関係性」による二次障害への支援の重要性を確認した。

第4章「コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援と地域支援の統合の可能性」では、前章の議論を引継ぎ、二次障害により「制度の狭間」の課題を抱え「社会的孤立」となる蓋然性が高いと考え、「二次障害による社会的孤立」事例に対するCSWの支援展開可能性について検討した。ここでは、まず「社会モデル」を理論的視座として「地域共生社会」についての理論的検討を行った。そして、「二次障害による社会的孤立」に対する実践を重要な課題として取り組む長久手市社協CSWの実践事例から、周囲の無理解等による二次障害を呈していた一事例を典型事例として実践的検討を行った。

第5章『「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク実践理論の展開可能性』では、これまでの議論を引継ぎ、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」事例に対してCSWがどのようにアプローチできるかという実践理論について検討した。ここでは、現行の理論・方法論の一つであるストレングス・モデルとの「相互補完的」な位置付けとして、他者や社会との交互作用によって生じる「被害感」に着目し、その支援のあり方について検討した。次に、「被害感」が他者との「関係性」の中で生じるものであり、また本人の「内的世界」に起因することから、「クライン派対象関係論」の諸概念について概観し、コミュニティソーシャルワーク理論モデル・アプローチへの援用を試みた。そして、ひきこもり、「近隣トラブル」の2事例から実践的検討を行った。

終章『「地域共生社会」の実現に向けたスプリッティング・モデルおよびコンテイング・アプローチの素描』では、これまでの議論を改めて整理したうえで、地域福祉領域におけるCSW理論と、ソーシャルワーク領域におけるジェネラリスト・ソーシャルワークの概念をさらに展開可能なものとして深化・拡大させることを企図し、コミュニティソーシャルワークにおける実践理論としてスプリッティング・モデル、およびコンテイング・アプローチを提起した。そして、ジェネラリスト・ソーシャルワーク概念との比較からその位置付け、および概念的規定について確認した。

以上のように、本研究は、それぞれの章内で理論的検討を行い、理論枠組みの有効性について実践を通して確認するということを繰り返し、実践知の積み重ねによるコミュニティソーシャルワーク実践理論の提唱を企図した構成となっている。すなわち、コミュニティソーシャルワークの基盤的体制、CSWにおける支援の「焦点」、支援の「枠組み」、そして支援における「実践理論」について、それぞれ理論的検討、実践的検討を行い、その都度新しい知見を獲得し、それが次の課題を生み出し、また新しい知見を生むという循環を

しながら、7年間におよぶCSW実践、および9年間にわたる研究の円環的な底上げによる実践理論の総体として提唱するものである。

第4節 倫理的配慮

本研究で扱う事例はすべて個人が特定されないよう配慮しており、対象者等の性別、年齢等を一部変えている。また第4章以降にて扱う事例については、より詳細な検討を行うため、対象となる当事者等に対して研究の趣旨等を説明し、文書による同意を得ている。加えて、実践の掲載については長久手市社協から文書による同意を得ている。

注

- 1) 「ゴミ屋敷」について田中(2019a: 25-26)は、社会福祉やソーシャルワーク実践において「不登校、ひきこもり、虐待、生活困窮、自己破産、依存症、自殺、孤立死、ホームレス、行方不明高齢者、認知症などと同じ地平で課題視されているが、学術的に研究された形跡がない」としながらも、その原因について次のような3つの「仮説的な見方」をしている。第1に生活技術(整理整頓)の未成熟、第2に強迫性障害等の精神科的な問題、そして第3に「孤立・孤立感」であり、「こころの隙間を埋める存在」としての「ゴミ」は、「こころの問題と切り離すことができない」と強調する。本研究においても、表記については、いわゆる「ゴミ屋敷」状態にある世帯を総称し「ゴミ屋敷」とするが、支援展開においては、隣近所や地域が「困った人(家族)」として認識している段階では「排除」が生まれやすく(川本, 2017: 134)、対象者本人の視点や認識を重要視する必要性を強調したい。
- 2) その報告書としては、例えば『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』(厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム編, 2015), 『地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現』(厚生労働省編, 2016), 『ニッポン一億総活躍プラン』(2016年6月2日閣議決定: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf> (最終アクセス: 2021年11月19日)), 『地域力強化検討会中間とりまとめ ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～』(地域力強化検討会編, 2016), 『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』(厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部編, 2017)等である。
- 3) 中村(2017: 35)は、ストレングス視座(視点・パースペクティブ)、ストレングス・モデル、ストレングス・アプローチ等、モデル、アプローチ、また実践理論やパースペクティブ等の用語が、その違いを明確にされないまま使用されている現状を指摘し、モデル・アプローチについての峻別理解の重要性を強調する。

第1章 コミュニティソーシャルワークの理論化をめぐる

序章で確認したように、本研究の目的は、「地域共生社会」の実現に向けたCSWの支援展開可能性を探り、「社会的孤立」事例への支援を可能とするコミュニティソーシャルワーク実践理論について提唱することである。このため、まずはCSWおよびコミュニティソーシャルワークの理論化をめぐる議論を概観し、本研究の射程を確認する。

第1節 問題の所在

—コミュニティソーシャルワーカーの導入と期待

2000年代に入り、大阪府、横浜市、千葉県などでCSWの導入が進んできた（佐藤，2005）。特に大阪府では、2003年の「大阪府地域福祉支援計画」等により、その積極的な導入が進められた（新崎，2009；室田，2012，2014）。近年では全国的にその導入が見られるようになり、2012年に実施された野村総合研究所による全国調査では、おおよそ6割の自治体でCSWが配置されていることが明らかになっている（野村総合研究所編，2013）。

このようなCSW導入の背景には、CSWやコミュニティソーシャルワーク実践に対して次のような期待があったとされる。すなわち「制度の狭間」の課題を解決・緩和する「ソーシャルワーク実践」としての期待（熊田，2015：59）、社会福祉制度に基づく公的機関の支援の「構造的な限界」¹⁾に対応するための「包括的な支援体制の整備」における「人材やシステム」としての期待（菱沼，2020）、縦割りの福祉サービスや既存の資源、あるいは保険・医療・福祉・介護・教育・労働などのヒューマンサービスを別々に用いて地域の課題に対応していくことの限界・不十分さへの対応として、包括的・総合的・継続的な視点で解決を図る方法の構築とそれが実現可能となるシステムや組織の整備のための「アプローチ」の一つとしての期待（田中ら，2015：102）等を背景として、CSWが注目されてきた。

これらに加えて、多様な領域の問題、課題を解決する主体としてCSWに期待が寄せられていることを指摘できる。個人と地域の生活問題・福祉問題を解決するCSWの役割（野口，2008）として、知的障害者の地域生活支援（高橋，2006）、障害者家族（中根，2006）、精神障害者（田中，2001）、障害福祉（野田・後藤，2013）、児童（新崎，2009）、貧困・社会的排除（室田，2012）、孤立死（田中ら，2015）など、ほぼあらゆる福祉的課題解決への期待が寄せられている状況である。またネットワーク構築の実態（川島，2011）やイギリスのパッチシステムとの関連（菱沼，2004）、コミュニティソーシャルワークを展開するシステム構築のための圏域設定に関する研究（菱沼，2012）、実践的なツールとしてのコミュニティソーシャルワーク機能に関する研究（工藤，2010）など、様々な視点からの整理も試みられてきた。

もともと、このような期待の高まりは、CSWの守備範囲の広さを示すものではあるが、

同時にこれまでの社会福祉制度では対応できなかった課題をすべて CSW に負わせてしまう問題とも考えられる。そして、これはコミュニティワーク概念、CSW 概念の持つ曖昧さに関連する問題でもある。そもそもコミュニティソーシャルワークに関しては統一された定義はなく、すでにある実践を理論化していくべきとされる（田中英樹，2008）ように、その概念の曖昧さという問題があることは否定できない。例えばコミュニティワークとコミュニティソーシャルワークとをほぼ同義で用いている（中根，2006：45）ものもあれば、両者を区別する議論もある（井上，2004：14）ように、明確な定義がされずに議論されていることも目につく。その意味では、これまでコミュニティソーシャルワークについて語られてきた議論を踏まえつつ、その概念的規定を明確にし、コミュニティソーシャルワークが機能するあり方、そしてソーシャルワーカーとしての CSW の実践的な支援の可能性を検討していくことが必要と考えられる。このため、次節ではまずコミュニティソーシャルワークや CSW をめぐる定義や機能についてみていきたい。

第2節 コミュニティソーシャルワークの定義と機能

コミュニティソーシャルワーク概念については、その主導的立場である大橋謙策が独自の定義化を重ねてきたとされ（菱沼，2020：18）、コミュニティソーシャルワークの代表的な定義とされてきた（田中英樹，2008；宮城，2010）。

大橋は、これまで 2003 年，2005 年，2006 年とコミュニティソーシャルワークを発展的に定義し直している（田中，2015：17）。例えば大橋（2015：6-7）では、コミュニティソーシャルワークを次のように定義している。

コミュニティソーシャルワークとは、地域に顕在的、潜在的に存在する生活上のニーズ（生活のしづらさ、困難）を把握（キャッチ）し、それら生活上の課題を抱えている人や家族との間にラポール（信頼関係）を築き、契約に基づき対面式（フェイス・ツー・フェイス）によるカウンセリング的対応も行いつつ、その人や家族の悩み、苦しみ、人生の見通し、希望等の個人因子とそれらの人々が抱えている生活環境、社会環境のどこに問題があるのかという地域自立生活上必要な環境因子に関して分析、評価（アセスメント）する。その上で、それらの問題解決に関する方針と解決に必要な方策（ケアプラン）を本人の求め、希望と専門職が支援上必要と考える判断とを踏まえ、両者の合意で策定する。その際には、制度化されたフォーマルケアを有効に活用しつつ、足りないサービスについてはインフォーマルケアを活用したり、新しくサービスを開発するなど創意工夫して、必要なサービスを統合的に提供するケアマネジメントの方法を手段とする個別援助過程が基本として重視されなければならない。と同時に、その個別援助過程において必要なインフォーマルケア、ソーシャルサポートネットワークの開発とコーディネート、並びに“ともに生きる”精神的環境醸成、ケアリングコミュニティづくり、生活環境・住宅環境の整備等を同時並行的に、総合的に

展開，推進していく活動，機能である。

また大橋（2005）は，コミュニティソーシャルワークに求められる 10 の機能を次のとおりまとめている。

- ①ニーズキャッチ機能
- ②個別相談，家族全体への相談機能
- ③ICF の視点及び自己実現アセスメントシート及び健康生活支援ノート式アセスメントの視点を踏まえたケアマネジメントを基に，“求めと必要と合意”に基づく援助方針の立案及びケアプランの遂行
- ④ストレングスアプローチ，エンパワーメントアプローチによる継続的対人援助を行うソーシャルワーク実践の機能
- ⑤インフォーマルケアの開発とその組織化機能
- ⑥個別援助に必要なソーシャルサポートネットワークの組織化と個別事例毎に必要なフォーマルサービスの担当者とインフォーマルケアサービスの担当者との合同の個別ネットワーク会議の開催・運営機能
- ⑦サービスを利用している人々の組織化とピアカウンセリング活動促進機能
- ⑧個別問題に代表される地域問題の再発予防及び解決策のシステムづくり機能
- ⑨市町村の地域福祉実践に関するアドミニストレーション機能
- ⑩市町村における地域福祉計画づくり機能

これらの定義，および 10 の機能の要点について，他の大橋の論考（大橋，2008，2014）を踏まえて考えてみると，コミュニティソーシャルワークとは第 1 に，ストレングス・エンパワーメントの原理，原則を根底に持ち，アウトリーチ型のニーズキャッチ機能によって地域にある個別の問題を発見することである。第 2 に，個人・家族へのアプローチは，ケースワークによるカウンセリング相談支援と ICF を基本的な視点とするケアマネジメントによる援助を行い，ソーシャルサポートネットワークの形成およびセルフ・ヘルプグループ活動の組織化によって地域社会への援助を行うものである。第 3 に，「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」を一体的に推進するためには，インフォーマルケアの組織化が不可欠であり，個人の問題を地域の問題として捉える視点を忘れず，ニーズの普遍化，およびサービスのシステム化による予防，再発防止にも努めるということである。

こうした大橋が提起する 10 の機能について森（2011：117-118）は次のように述べ，その意義を評価している。大橋は，CSW の「対象を地域の生活問題等に無限定に広げることなく，地域自立生活支援により明確な形で焦点をあて，個別具体的な問題発見・問題解決機能を重視する立場を取っている。すなわち，従来のコミュニティワークにおける個別

支援の脆弱性を指摘しながら、基本的な機能はジェネラリスト・ソーシャルワークに依拠しつつ幅広い個別ニーズへの対応を多様な専門職種との連携・協働を視野に置いて、従来のコミュニティワークの地域組織化による福祉コミュニティ形成も含めたハイブリッドな機能モデルを構想している」。

もつとも、メゾ・マクロプラクティスの側面からサービス開発やソーシャルサポートネットワーク形成などについては十分に触れているわけではなく、コミュニティソーシャルワーク全体の推進モデルとしての動的な側面については情報が不足しているとし(同上: 126)、各構成要素間における機能的な作用およびコミュニティソーシャルワーク推進の動的なプロセスを理論化する点は課題となっていると述べる(同上: 118)。このように大橋の10の機能の具体的な展開プロセスについては、体系化されていないという問題が残っているといえる。この点に関連し原田(2016: 211)も、コミュニティソーシャルワークは、大橋の概念が代表的ではあるが定説になっておらず、現段階では、他の援助方法とは異なる固有性の概念としてまとめられている状況であると述べている。

また日本におけるコミュニティソーシャルワークの理論化と実践化においては、この大橋謙策と、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点から論じている岩間伸之の見解が代表的であるとされる(川向・中谷, 2016: 14)。

岩間(2011: 7)は、コミュニティソーシャルワークと同義とされる「地域を基盤としたソーシャルワーク」について、「ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である」と、地域における個別支援および個別支援に必要なソーシャルサポートネットワークの組織化を一体的に推進するという定義付けを行っている。また「地域を基盤としたソーシャルワーク」の8つの機能として、①広範なニーズへの対応、②本人の解決能力の向上、③連携と協働、④個と地域の一体的支援、⑤予防的支援、⑥支援困難事例への対応、⑦権利擁護活動、⑧ソーシャルアクションに整理し、その基礎理論はジェネラリスト・ソーシャルワークであるとしている(同上: 21)。

岩間(2011: 18)は、「地域を基盤としたソーシャルワーク」について、「理論上では従来から明確にされ、また重視されながらも、実践上では十分に遂行されてこなかったソーシャルワークの本質的な実践に再度光をあてたもの」との理解が妥当であるとしている。このことについて、川向・中谷(2016: 17)は次のように述べる。実践上で十分に遂行されないことの懸念は、今日的なソーシャルワーク環境においても同様である。そして、「コミュニティソーシャルワークを展開するシステムの有無」や、「システムとしてのコミュニティソーシャルワークの理解」の重要性を挙げる。

また、日本において先駆的にCSWを配置してきた大阪府では、CSWが担う機能として以下の5点を挙げている(大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課編, 2011: 8-9)。①制

度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決、②地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつける、③新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整、④市町村におけるセーフティネットの構築・強化のための取組みへの参画、⑤地域福祉計画及び他の分野別計画の策定その他福祉施策推進に向けた行政への提言。

大阪府豊中市で CSW を担う勝部は、「コミュニティソーシャルワークとは、地域の一人ひとりが生活をするために必要な支援を考えていく、そのために個人の支援と地域の支援を同時にしていくという総合的な支援のこと」であり、公的サービスへの橋渡し、困っている人を支える人たちの専門職や機関のネットワークづくりに加えて、周囲の人たちに働きかけ、地域で他にも同じような課題を抱えた人たちへも応用できる仕組みづくりという視点を持つことが大切であると主張する（平井・勝部・原田，2013）。

一方、東京都社協は「地域福祉コーディネーター」という名称で、「①個別支援、②小地域の生活支援の仕組みづくり・地区社協等の基盤づくり、③小地域では解決できない課題を解決していく仕組みづくり、という3つの役割を担い、一定の小地域圏域にアウトリーチして、住民と協働して問題解決に取り組む社会福祉協議会のコミュニティワーカー（専門職）」と定義している（東京都社会福祉協議会編，2017：6-8）。

以上みてきたように、コミュニティソーシャルワーク、および CSW について大橋、岩間等による一定の定義、機能が提示されている。しかしその一方で、福祉専門職による支援の内容を網羅した非常に広範な役割が期待されており（本章第1節）、ソーシャルワーカーとしての CSW における核となる役割が不明確であり、「何をする専門職なのか」が極めて曖昧であることが指摘されている（松端，2018：16）。加えて、システムとしてのコミュニティソーシャルワークの重要性も述べられている（川向・中谷，2016）。システムとしてのコミュニティソーシャルワークについては本章第6節で検討することとし、ここでは、まず CSW の役割における「曖昧さ」の背景について、日本における実際の CSW の配置の広がりから考えていきたい。

第3節 コミュニティソーシャルワーカーの曖昧さをめぐる課題

（1）CSW の広がりにおける3つの契機

前節では、CSW やコミュニティソーシャルワークをめぐる定義や機能について確認した。多様な定義がある中で、その本旨においてコミュニティソーシャルワークとは「個別支援と地域支援の統合的実践」であるとされる（菱沼，2020：18）ものの、十分に体系化されておらず、「曖昧」であるとの指摘もある（松端，2018：16）。このような「曖昧さ」をめぐる課題について考えるために、CSW の全国への広がり契機をみていきたい。菱沼（2020）は、CSW の広がりについて3つの契機があったと指摘する。順にみていこう。

第1の契機は、2008年の厚生労働省編『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報

告書』である。この中で、現行の制度や施策では対応しきれない「制度の谷間」にある問題や、多様化したニーズに対応するためには「新たな支え合い」の拡充が必要であり、住民の地域福祉活動を支援するために一定の圏域に「地域福祉のコーディネーター」を整備する必要性が提起されたことにより、市区町村レベルの地域福祉計画や活動計画に独自施策として CSW を位置づけて配置する地域が増えていったことを挙げる(菱沼, 2020:18)。

第2の契機は、「地域共生社会」の実現に向けた政策の始まりである。厚生労働大臣政務官を主査とする新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームは、2015年9月に『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—』と題した報告書をまとめ、世帯全体が抱える複合的な課題に対する包括的な支援体制の構築等について提言した。そして、2016年7月には厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、世帯全体や支援を必要とする人を「丸ごと」支えていける体制の整備と、支援を必要とする人々の生きづらさに周りの人々が関心を持ち、他人事でなく「我が事」として関わりを考えていく地域づくりに向けた政策が本格的に推進されることとなった。この具体的な推進方法については、同年10月に設置された地域力強化検討会が検討を行い、2017年9月に「地域力強化検討会最終とりまとめ」を公表している。この中においても CSW の必要性が繰り返し述べられており、「今日の社会福祉制度における問題を解決していく一つの切り札として」CSW が期待されていることを挙げている(菱沼, 2020:18-19)。

しかし、実際にこうした人材を配置するためには、人件費や運営費の確保が不可欠である。そこで第3の契機として、2015年4月の改正介護保険法施行により創設された生活支援体制整備事業を挙げる(同上:19)。この事業によってすべての市区町村は2017年までに生活支援コーディネーター(地域助け合い推進員)を配置することとなった。この生活支援コーディネーターに求められる役割は、高齢者の生活支援を入り口とした地域づくりに関する地域支援であり、CSW に求められる地域支援と役割が重なるものであるが、個別支援は主たる役割として位置づけられていない。しかしながら、上記2つの契機に基づく世の中の動きから新たに CSW を配置しようとする市区町村にとって、この事業にかかる国からの補助金は魅力的であり、結果として CSW を新たに配置する際に、生活支援コーディネーターの業務を兼務させる市区町村が出てきた。

このような状況から菱沼(2020:19)は、近年 CSW の配置は広がりつつあり、追い風が吹いているようにも見えるが、地域によって個別支援と地域支援双方の役割が期待されているところもあれば、個別支援あるいは地域支援いずれかの役割が期待されているところもあり、かなり異なる状況にあると述べる。2017年3月に菱沼(2018)が3都県の市区町村自治体を対象に行った調査では、回答があった85自治体のうち「地域福祉のコーディネーター」を配置しているのは34カ所(40.0%)であった。この中で、主な業務として個別支援と地域支援の両方を位置づけているのは44.4%、地域住民の活動を支援する地域

支援が主になっているのは 47.2%、「制度の狭間」の問題等への個別支援が主となっているのは 3%であり、約半数の地域で個別支援が業務として位置づけられていないことが確認できる。まちづくり（内山，2020）や世代間交流（黒澤，2013）を含めた広範な役割が期待されるなど、地域間で CSW の役割にばらつきがあり、とりわけ「生活支援コーディネーターとの兼務により地域支援の比重が大きくなっている場合もある」が、CSW による「個別支援の機能がないがしろにされてはならない」と、個別支援の重要性が強調されている（菱沼，2020：19）。

（2）コミュニティソーシャルワーカーに求められる役割との乖離

このような CSW の配置の経緯から、地域支援の比重が大きくなる場合もあるなど地域間での役割のばらつきがある中で、CSW に求められる役割としての個別支援機能の重要性を確認した。このことに関連し川向・中谷（2016）は、コミュニティソーシャルワークが「いかなる活動なのか」が曖昧なまま、それを名称化した事業が全国に広がっていることを指摘し次のように述べる。関連機関・関連職種から寄せられる期待には、「制度の狭間」にある「困りごと」のすべてを解決してくれる「スーパーマンとしての CSW」像が浮き彫りになっている。難しい生活課題を突き付けられている対人支援職にとっての「画期的な専門職」としてのイメージが過剰期待となって独り歩きしている感は否めず、それが現場実践上に少なからずの混乱を招いていることは事実である（同上：12）。

これは、先に確認した CSW およびコミュニティソーシャルワークの定義や機能の曖昧さ、および実態としての役割のばらつきに関連する問題であると考えられる。すなわち、ソーシャルワーカーとしての CSW におけるコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論が未確立である一方で、「スーパーマンとしての CSW」像が独り歩きしているのではないだろうか²⁾。

先に確認したように、CSW には「制度の狭間」の課題を解決する支援（熊田，2015）や「包括的な支援体制の整備」における人材（菱沼，2020）としての期待があり、また特定の領域の相談支援だけでは対応が困難なため CSW が必要とされることから、CSW が対応するケースは「複合多問題」や「制度の狭間」の生活課題を抱えている住民の場合が多いとされる（松端，2018：16-17）。一方で、このようなコミュニティソーシャルワーク方法論の未確立により、求められる役割との乖離が生じ、現場実践上の「混乱」（川向・中谷，2016：12）が生じているのではないだろうか。

このことに関連し田中ら（2015：111）は、東京都豊島区、埼玉県飯能市における調査から、「CSW 自身の課題でもある力量形成のための援助技術の向上や経験の蓄積」によって困難事例の水位が下がることを強調する。すなわち「複合多問題」や「制度の狭間」支援における CSW 側の力量形成が求められており、コミュニティソーシャルワーク方法論の確立は喫緊の課題であるといえる（黒澤，2013；花城，2002）。

しかし現状は、CSW 実践が有効に機能し、地域でどのように成果を出しているかについては十分に検証されているとはいいがたく（田中ら，2015：102），CSW の配置や、各種事業を通じて「社会的孤立」など「支援困難」事例への介入を行っているが、コミュニティソーシャルワークの概念は未だ統一されたものではなく（田中，2015：19），その方法論の確立等については「ほとんど検討がなされていない現状にある」のである（梅澤ら，2017：33）。

以上、CSW の定義や機能について概観し、一定の定義が示されているものの、実態としては地域間での役割にばらつきがあり、また求められる役割と実際との乖離があることを確認した。これらは、一ソーシャルワーカーとしての CSW におけるコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の未確立という課題に集約されるのではないだろうか。CSW としての専門性に関して原田（2014：49）は、次のように述べる。コミュニティソーシャルワークは、ソーシャルワークの統合化や再編であることから、その推進にはソーシャルワーカーとしての業務と専門性が求められる。コミュニティソーシャルワークの機能に注目して、その機能を分節化してそれぞれ他の専門職や地域住民など広く担うことができるという立場もあろうが、そのことを前提としてしまうと、ソーシャルワークとしての専門性を曖昧なものにしてしまう。個別支援から地域支援に至る全体を視野に入れた養成と実践の中で、ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティと力量を高めていくことが必要となろう。このように述べ、CSW の専門性強化の必要性を強調している。

本研究では、このような CSW としての専門性強化をも視野に入れ、一ソーシャルワーカーとしての CSW におけるコミュニティソーシャルワーク実践理論について考察していく。一方で、「社会的孤立」支援の責任のすべてを CSW に求めるものではないことをここで強調したい。換言すれば、本研究では「スーパーマンとしての CSW」像を描くことを志向しているものではない。CSW に諸制度からもれおちた「制度の狭間」事例が集約されるのみでは、出口のない中でソーシャルワーカーが疲弊しバーンアウトしていく状況を脱することもできない（川島，2015：34）とされるように、個別支援の実践だけではなく、地域におけるシステム形成に向けた啓発活動、行政への働きかけ、計画策定への参画についても非常に重要であろう³⁾。またソーシャルワーカー個人の資質や能力、経験等に期待、もしくは依拠するシステムでは、いつか限界が生じるであろうし、市町村格差、地域間格差を促進させる要因の一つともなり得るだろう。

また、一ソーシャルワーカーとしての CSW の実践力について川島（2011：82）は、大阪府における CSW 養成研修受講生に対するインタビューの中で「スーパーマン的な役割を演じることは荷が重過ぎる」という不安の声が聞かれていることを挙げ、地域ケアシステムを展開するために求められるソーシャルワーク機能の全体像としてコミュニティソーシャルワーク機能をとらえ、「ネットワークングを戦略としてチームで総体的に機能を果たしていくことが必要である」ことを強調する。本研究では、CSW におけるコミュニティ

ソーシャルワーク実践理論についての考察を主としているが、「チームで総合的に機能を果たしていくことが必要である」点を重要な指摘であると受け止め、第2章において、基盤的体制としてのコミュニティソーシャルワークシステムの構築に向けた手法について検討していきたい。

加えて、ソーシャルワーカーの身分を保証する地域全体のシステムがなければ「孤軍奮闘するソーシャルワーカーはバーンアウトすることは避けることができない」として、「マクロから政策システムとして外在的にソーシャルワーク実践をサポートする仕組みが市町村を単位として計画的に整備されること」が総合的な地域を基盤とするソーシャルワーク実践には必須条件となるとされる（同上：14）。ソーシャルワーク実践をサポートする仕組みの計画的な整備という点について、本研究で扱う長久手市においても、行政計画である第一次地域福祉計画にCSWを明確に位置付けており、政策システムを基盤とした実践であることをここで確認したい。

それでは、コミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の未確立という課題についてさらに検討を深めるために、次節では、個別支援と地域支援の統合的実践に関する論考を確認していきたい。

第4節 個別支援と地域支援の「統合」をめぐる議論

これまでの理論的検討から、CSWおよびコミュニティソーシャルワークの概念・理論や実践的方法論は未だ発展途上であるといえる。しかし本章第2節でみたように、その本旨においてコミュニティソーシャルワークとは「個別支援と地域支援の統合的実践」であるとされている（菱沼，2020：18）。このようなコミュニティソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の論考は、以下のような形で特徴づけられている。

例えば野田・後藤（2013：119）は、コミュニティソーシャルワークは「従来のケースワーク機能，グループワーク機能，コミュニティワーク機能などを総合的に，個別と地域とで援助を同時進行させ，それらを総合的に展開する機能」であるとする。また小坂田（2016：20）は，これまで自助力と公助力のみのネットワークによる個別支援（ソーシャルケースワーク）と，個別支援を行わないままの地域支援（コミュニティワーク）がそれぞれ別々に行われてきたことを挙げ，コミュニティソーシャルワークは，こうしたソーシャルケースワークとコミュニティワークの持つ課題を乗り越え統合していくものであるとする。また井上・川崎（2011：10）は，「地域自立生活を支えるケアは地域を基盤として包括的・継続的なケアのシステムがもとめられるのであり，安心，安全で暮らしやすく，相互に支えあう地域づくり（地域支援）と個人の生活を支える医療，保健，福祉その他生活に関連する社会資源をトータルに活用して支援する（個別支援）という2つの側面から同時にアプローチしていくという，そこにコミュニティソーシャルワーク機能の存在意義がある」点を強調している。

他にも、『個別支援』と『地域支援』を一体的に展開（加山，2016：6），地域組織化と個別援助の両輪（野口，2008）などの言葉で表現されるように，CSW の実践において個別支援と地域支援は「連動」，「一体的推進」，「両輪」，「同時」，「総合的展開」，「統合」などの表現を用いて一体的に展開されており，少なくとも個別支援と地域支援の総合的展開という共通項はあるとされている（菱沼，2012）。

その一方で松端（2017b：24）は，「個別支援系の専門職の配置を中心とした相談支援体制を構築していくためには，それとは別にコミュニティワーク（地域支援）の機能を担う専門職による実践が不可欠である」と，「地域支援の機能と安易に混同するのではなく，むしろ機能を分化することの必要性」を強調する。加えて，地域福祉実践における機能，あるいは地域福祉におけるソーシャルワークの機能には2つの側面があり，これらの区別が重要な意味をもつとしている（松端，2018：23-24）。その2つとは，ひとりの専門職が個別支援から地域支援にわたる2つの機能を一体的に実践する「実践的総合派」か，複数の専門職もしくは専門組織・機関が分担し，個別支援系の専門職と地域支援系の専門職とが相互に連携を図ることで総合的に展開していけるようにしていく「機能分化派」か，である。この問題について，さらに詳しくみていこう。

第5節 個別支援と地域支援の「重複領域」

松端（2013，2018）では，地域における支援の類型化として，縦軸を「個人の課題」か「地域の課題」か，横軸を「地域ぐるみで対応」か「個別に対応」かとして，①個別支援（個人の課題×個別に対応），②地域生活支援（個人の課題×地域ぐるみで対応），③地域支援（地域の課題×地域ぐるみで対応），④個別支援（地域の課題×個別に対応）の4つに分けて整理している。

加えて，個別支援と地域支援の機能を分化させることについて松端（2018：67）は，「地域福祉を推進していくためには，個々の住民の抱える生活課題の解決を図る個別支援を中核的な機能とする＜コミュニティソーシャルワークシステム＞と地域における住民参加や自治を通してガバナンスを構築していく地域支援を中核的な機能とする＜コミュニティワークシステム＞とを相互に関連づけながら機能させていくことが有効である」と，「総合化を志向したソーシャルワークの機能分化仮説」として再構成している。

このような概念整理をふまえ，コミュニティソーシャルワークの議論に象徴されるように総合相談（＝個別支援）と地域づくり（＝地域支援）とを一体的に進めることが重視されているという状況に対して松端（2020：78）は，次のような論点で「実践上の困難さ」，「論理的矛盾」を指摘してきた（松端，2012，2018）と述べる。その論点は，①個別支援と地域支援とが一体的に推進できるか否かはケース・バイ・ケースであり，常にそのようにできるわけではないし，常にそのようにしなければならないというわけでもない。②個別の支援であるにもかかわらず，地域支援（地域づくり）を目的化することは，個々人の

支援を地域づくりの手段にしてしまうので「本人中心」という支援の原則に反する、③「個別化」を基本原則とする個別支援から地域づくりへという文脈とは別に、地域社会そのものにはたらきかけるアプローチ（「集約化」された地域課題への対応）のあり方を検討する必要がある、といったことである（松端，2018：70；松端，2019：30）。

以上の松端の指摘について、ここで本研究における筆者の立場を示し、合わせて本研究の射程を確認したい。①について、CSWに寄せられる相談のすべてをコミュニティソーシャルワークの枠組みで捉えるべきではなく（川向・中谷，2016：22）、また実際にCSWが担うすべてのケースにおいて個別支援と地域支援の一体的な展開が可能なのではない（菱沼，2020：20）とされるように、「常にそのようにしなければならない」という立場ではない。ただし、ここでは「個別支援と地域支援の一体的展開」によって、ソーシャルワーク実践、および地域福祉の推進という両者の「効果的で相乗的な実践」（岩間・原田，2012：1）をもたらすことができる点に着目したい。このことについて松端（2020：81）自身、個別支援、地域支援という2つの機能について「実際の実践においては、この2つの機能の重複領域が生じる」と述べ、重複領域をどのように捉えるのかということも含めて、概念の一層の精緻化を図る必要があるとしている。本研究では、この「重複領域」の意義として、とりわけ二次障害（第3章以降にて詳述）などによって「他者との関係性」の課題を抱え、「社会的孤立」状態となっている事例への「効果的で相乗的なソーシャルワーク実践」につながる（以下、個別支援の深化）の有用性が高いと考え、検討を進めていきたい。

②について、個別支援に際しては、①で述べたように相乗効果として、個別支援と地域支援を統合することによる個別支援の深化が期待できる。たとえ個別支援と地域支援を一体的に展開したとしても、その中における個別支援に関しては「本人中心」という支援の原則のもと行われる実践であり、「本人中心」の支援原則に反するものではないと考えられる。

③について、地域社会そのものにはたらきかけるアプローチや、そのあり方を検討することは確かに必要であるが、それゆえにCSWによる個別支援と地域支援の一体的展開に対する「論理的矛盾」とはつながらないと考えられる。すなわち、例えば小学校区等の地域福祉圏域を担当し、個別支援と地域支援とを一体的に展開するCSWと、中学校区や市町村圏域全域を担当するコミュニティワーカー（例えば生活支援コーディネーター）とが相互に連携する形も検討可能ではないだろうか。

このことに関連し川島・榊原（2017：1-5）は、「地域福祉援助の8つの実践場面」をあげ、それぞれを個別支援・地域支援、またマイクロ・メゾ・マクロの視点から整理している。具体的には、①個別ニーズの把握、②個別支援のネットワーク化、③個別課題の普遍化、④プログラムの開発・推進、⑤ソーシャルアクション、⑥地域資源のネットワーク化、⑦計画化、⑧制度化の8つである。ここでは、①～③が個別支援、③～⑧が地域支援として

整理され（③は重複）、CSW が主に①～⑤、コミュニティワーカーが主に③～⑧を担うことが示されている。このように整理した上で、主にマイクロ・メゾ領域（個別支援・地域支援）を担う CSW と、主にメゾ・マクロ領域（地域支援）を担うコミュニティワーカーの実践は重なる部分の幅が広く、CSW が計画化に関わるなど、相手の領域に越境することも十分考えられるとして「相互乗り入れ型の協働実践」の重要性を示している。

この「相互乗り入れ型の協働実践」の考え方を基盤として、先に確認した松端の分類（2018：67）に関連し述べると、「住民の抱える生活課題の解決を図る【個別支援】、担当圏域の【地域支援】、およびその【統合】（による個別支援の深化・地域支援の推進）という3つを中核的な機能とする〈コミュニティソーシャルワークシステム〉と、中学校区等を対象として、住民参加や自治を通してガバナンスを構築していく地域支援を中核的な機能とする〈コミュニティワークシステム〉とを相互に関連づけながら機能させていく」形も検討可能ではないだろうか。

このような立場に立脚し、本研究では松端の分類でいう「実践的総合派」CSW における支援展開可能性を探っていく。この点に関連し岩間・原田（2012）は、個別支援と地域支援を総合的に推進する理論と方法として、「地域福祉援助」という2つの側面を含む概念を提起している。その2つとは、本章第2節で確認した「地域を基盤としたソーシャルワーク」（岩間，2011）と、「地域福祉の基盤づくり」である。そして、「地域を基盤としたソーシャルワーク」について、「個を地域で支える援助（A）」と、「個を支える地域をつくる援助（B）」を射程に入れた実践として位置付けている。また「地域福祉の基盤づくり」の内容をみると、地域住民の参加や協働の援助技術、住民の主体形成や福祉教育、地域福祉計画、ボランティア・NPO、地域福祉援助のプログラムやネットワークなどを網羅しており、地域福祉の構築には、「地域を基盤としたソーシャルワーク」の守備範囲を超える展開としてのコミュニティワークの必要性を明示している。加えて岩間（2011：18）は、この「地域を基盤としたソーシャルワーク」のより精緻な理論体系の構築に向けては、「個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助の一体的推進」に求められる知識と技術を明示すること、さらにそこから地域福祉の進展に向けたプロセスを明確に描写することが求められることを挙げている。先述の「相互乗り入れ型の協働実践」の考え方に立脚しつつ本研究では、以下、岩間（2011）の「地域を基盤としたソーシャルワーク」概念をコミュニティソーシャルワークと定義し論じていく。そして、「個を地域で支える援助（A）」を「個別支援」⁴⁾、「個を支える地域をつくる援助（B）」を「地域支援」として位置付け、個別支援と地域支援の統合の可能性を探っていく。

この統合をめぐる問題について加山（2016：11）は、支援困難ケースに対する総合的な実践の課題として、「地縁型住民組織とのネットワークを、個別的な課題をもつ当事者への支援に活かし切れていない」ことを指摘し、「個別支援＋地域支援の連動性とバランスを改善していくこと」を強調している。また川島（2011：9-13）は、個別支援と地域組織化を

つなぐソーシャルワークについて、地域におけるソーシャルワークの総合化には専門分野の総合化、多元的な推進主体の協働、福祉方法論の統合の3つの軸があるとして、次のように述べ、その基盤理論としてジェネラリスト・ソーシャルワークを提起する。地域における総合的なソーシャルワークについての論説は2つの流れを見ることができる。一方は大橋による地域自立生活支援に焦点をおくもの、もう一方はコミュニティワークに焦点をおくもの（平野，2003）である。いずれのアプローチにおいても、専門性の高い、また極めて幅の広い総合的なソーシャルワークを実践していくためにはソーシャルワーカー個人の努力や能力のみに期待するのでは机上の理想論の域を出ない可能性が高く、「具体的な実践理論を構築していく作業が必要」であり、上記2つのアプローチをその中に勘案していかなければならない（川島，2011：13）。

このような中、本研究では岩間の枠組みをより具体的かつ実践的なモデルとして展開するため、「実践的総合派」CSWの実践から、個別支援と地域支援の統合による「社会的孤立」支援の展開可能性について検討し、コミュニティソーシャルワーク実践理論を提唱していきたい。個別支援と地域支援を連動させ統合していくことで、新しいモデルで対象者を捉えることができ、「社会的孤立」を含む、いわゆる「支援困難」とされるケースにおいても支援の手が届くようになる等、より効果的な実践をもたらすことができるようになると考えられる。

以上、本研究では、「地域福祉の基盤づくり」としてのコミュニティワークの手法を検討する必要性⁵⁾を認識しつつ、とりわけCSWによる個別支援と地域支援の「統合」における意義を検討したい。すなわち、個別支援と地域支援の一体的展開による「重複領域」の意義を見出し、また意味付けすることにより、「地域共生社会」の実現に向けたCSW特有の役割、機能が浮かび上がり、コミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の確立につながると仮定し、検討を進めたい（第4章以降で詳述）。

なお、岩間（2011）のいう「地域を基盤としたソーシャルワーク」には計画策定機能は含まれてはいないが、先の「相互乗り入れ型の協働実践」（川島・榊原，2017：5）としてCSWが計画化に関わることが考えられること、CSWの機能として計画策定に関することが挙げられていること（大橋，2005；大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課編，2011）等から、本研究では計画策定に関する議論についても論じていきたい。この点について、次に、「システムとしてのコミュニティソーシャルワーク」との関連から検討していく。

第6節 システムとしてのコミュニティソーシャルワーク

これまで、CSWの「曖昧さ」という指摘の背景について、CSWの広がり、求められる役割との乖離から検討をしてきた。そして、一ソーシャルワーカーとしてのCSWにおけるコミュニティソーシャルワークの方法論・実践理論の未確立という課題に集約されると考え、個別支援と地域支援の一体的展開による「重複領域」の意義を見出し、また意味付

けすることでコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の確立につながると仮定した。

もちろん、コミュニティソーシャルワークは、対象者およびその活動の多様かつ複雑さから「決して一人のソーシャルワーカーが抱え込むものではない」（小坂田，2016：21）とされるように、チームアプローチとしての側面もあるだろう。本章第2節，第3節で触れたように、コミュニティソーシャルワーク実践を展開できるシステムの構築も不可欠であり、「個別支援と地域へのアプローチの統合が可能となるシステム」も重要である（菱沼，2008：97）。このことについて松端（2020：82）は、コミュニティソーシャルワークの議論が、当初はCSWの実践のありようとして語られてきたが、次第にチームアプローチへの比重が高まり「コミュニティソーシャルワーク」であることが強調されてきたことを挙げる。

「コミュニティソーシャルワークという機能を展開できるシステムがあるかないかが大きな課題」（大橋，2005：13）と指摘されるように、チームアプローチとしてのコミュニティソーシャルワークや、協働の重要性も軽視できないだろう。一方で、コミュニティソーシャルワークシステムにおける「一ソーシャルワーカーとしてのCSW」に求められる役割も重要である。このことについて菱沼（2020：18）は、次のとおり述べている。コミュニティソーシャルワークはCSWだけで担う実践ではなく、多様な人々との協働によって生み出されるものである。その中においてCSWに求められるのは、他の専門職では支援対象とならない個別ニーズの解決に向けて伴走していく「個別支援」であり、支援を必要とする人々が地域の中で孤立したり、あるいは排除されることのないようにしていく「地域支援」へと結びつけていくことである。

本研究では、「他の専門職では支援対象とならない個別ニーズ」（菱沼，2020：18）として、とりわけ「社会的孤立」状態にある人々へ対応するCSWにおけるコミュニティソーシャルワーク実践理論の確立が求められていると考え、検討していくわけであるが、これら「社会的孤立」状態にある人々は、行政、社協など「相談窓口」で待っているだけでは拾えないニーズを抱えている。すなわち、「待っているだけでは、つながれない人がいる」のである。これらの議論を受け本研究では、まず次章において、どのようにチームアプローチとしてのコミュニティソーシャルワークが展開可能となり、ニーズの早期発見・対応ができる体制構築を図ることができるかという基盤的体制について検討したい。具体的には、行政計画である地域福祉計画との一体的策定をしている長久手市の活動計画の策定プロセスから、どのように社協がコミュニティソーシャルワーク機能を展開できるシステムを構築できるかについて検討していきたい⁶⁾。

そして、そのようなコミュニティソーシャルワークを展開できるシステムを「基盤」として、一ソーシャルワーカーとして社協に配置されたCSWの実際の支援の展開可能性について、第3章以降で詳細に検討していく。

注

- 1) 「構造的な限界」について菱沼（2020：18）は、社会福祉制度に基づく公的機関の支援においては、公平性が求められるが故に、制度による支援対象者やニーズを明確にする必要があり、逆に対象とならない問題には対応できないことを挙げている。
- 2) この点に関連して野村（2019：5）は、現在の地域福祉は「ソーシャルワークにより成り立っている」というよりも「人で成り立っている」といっても過言ではないとし、「“人ありきの福祉”からの脱却」を強調している。
- 3) この点について、川島（2011：68-86）が行った CSW に対する実践実態調査では、個別支援の実践に比べ地域におけるシステム形成に向けた啓発活動、行政への働きかけ、計画策定への参画について、実践評価が相対的に低いことが明らかとなっている。
- 4) 榎本ら（2021）は、文京区社協における地域福祉コーディネーターの活動について、個人支援、地域支援、その他の支援に分類し、整理をしている。ここでは、分析枠組みとして、個人支援を①当事者への直接の訪問による関係形成等の「直接支援」と、②関係者、他の機関・団体への訪問、連絡等「間接支援」に分けて、その役割や意義について考察している。本研究においても、「直接支援」と「間接支援」を含む概念として「個別支援」を位置付け、地域支援との統合の可能性を探っていく。
- 5) 本研究では、コミュニティワークについても同様、岩間・原田（2012）の提示する「地域福祉援助」における「地域福祉の基盤づくり」に準じて論じていく。なお、コミュニティワークの重要性について加納（2003：81-83）は、コミュニティソーシャルワークの個別援助を核とし、その主体形成や支援を個別化の方向に収斂するやり方を問題視し、それに傾斜しすぎると、地域支援の真骨頂である「地域改革」に挑戦していくポテンシャルが沈んでいくと指摘する。また藤井（2019：151-152）も、大橋謙策の定義（大橋，2015）はケースワークから社会福祉計画まで含んだ総合的な実践であり、理論上はコミュニティワークも含まれるとした上で、次のとおりコミュニティワークの重要性を強調する。CSW が個別支援から出発して要援護者の地域生活支援のための地域へのアプローチや計画化をめざす実践である限り、あくまでそれは「個別支援」に帰結しがちである。コミュニティソーシャルワークは実質的には地域生活支援という個別支援ワーカーであり、別途に、コミュニティワークを担う専門職人材が地域福祉におけるまちづくりの基盤整備には不可欠であると述べる。
- 6) この点について、本研究では社協に配置された CSW に限定して議論をしていくことから、社協の活動計画に焦点を当てて考察をしていく。

第2章 コミュニティソーシャルワークシステム構築に向けた手法 —プロジェクトチームによる地域福祉活動計画策定プロセスへの着目

改正社会福祉法（2021年4月）では、「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉の推進」の理念としての考え方が追加された（第4条第1項）。またそこでは、「地域共生社会」の実現に向けたツールとしての「地域福祉計画の充実」が強調されている（2018年改正「社会福祉法」第107条）。加えて、包括的支援体制構築に関する事項を記載することが追加される（2021年改正）など、重層的支援体制整備事業においては、体制構築に向けた「プロセス」も重要視されている。

これらのことから本章では、地域福祉計画との一体的策定や、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等「相互に連携を図ることが求められる」（厚生労働省子ども家庭局長，厚生労働省社会・援護局長，厚生労働省老健局長通知，2017）社協の「活動計画」の策定プロセスに焦点をあて、社協全体としてどのようにコミュニティソーシャルワーク機能を展開していくか、またこれによりどう「地域福祉の推進」力を高め、「地域共生社会」の実現へと向かうことが出来るかという「基盤的体制」のあり方について考察したい。

第1節 問題の所在

—「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」と地域福祉計画・地域福祉活動計画をめぐる議論

（1）地域福祉計画をめぐる議論

現在、日本では8050問題やダブルケアの問題、「ゴミ屋敷」の課題など「複合多問題」や「制度の狭間」の課題に対して、市町村ごとに包括的な支援体制を構築することが求められている。そして、その方策の一つとして「各種の縦割りの法制度や施策，事業などを包含した内容を地域福祉計画に盛り込む」ことが挙げられている（松端，2017a：16）。

この地域福祉計画をめぐるのは、2018年4月の改正社会福祉法において策定が市町村の努力義務となり、また分野別計画の上位計画として位置付けられたが、元来「地域福祉の主流化」の流れの中で「領域横断」的な考え方が重視され（武川，2006：2），①住民参加での策定，②他分野の計画の総合化の2点を特徴として2000年の社会福祉法において法制化された（永田，2017：31）。この2点に関するこれまでの議論をみていきたい。

①住民参加での策定については、地域福祉計画は住民本位・住民主体を原則として、地域福祉の主体として転換していくという視点と方法を以て取り組まなければならないとされる（渡辺，2018：1）。計画づくりそのものが地域福祉活動であり、住民の主体形成を図ることが高次の目標である（松端，2006：195）。また三本松（2007：74-93）は、「金太郎飴のように」毎回同じような顔ぶれとなる等「住民参加の形骸化」や社会的排除に対す

るソーシャルインクルージョンを課題として挙げ、住民参加のルート確保や孤立する人々の包摂の必要性を述べている。この点について袖井（2013：155）は、「実際の施策決定の場に住民が携わることは現実的に少ない」とし、「地域で実際に生活している人々の声なき声」を施策に反映させる重要性を指摘している（同上：156）。このように住民参加での策定を考える上では、とりわけ「福祉サービスの利用者などから声を聞くことが重要」であり、「声なき声」、「声になりにくい声」を大切にすることが必要である（原田，2005b：142）。

②他分野の計画の総合化については、分野ごとの福祉計画が縦割りで実施されることのないよう「地域福祉という視点から統合化し、総合的に展開していくこと」が必要である（岩間・原田，2012：239）。しかし実際は統合化・総合化は難しく（同上：239）、進まなかった¹⁾とされる（永田，2017）。「包括的な支援体制をどう計画に位置付けるか」について、永田（2017：33-35）は次のとおり述べている。「あくまで当該分野の法律に基づいて策定される各福祉計画では、分野を横断した複合的な課題のある世帯の問題や、どの分野にも該当しないような制度の狭間の問題については理論上記載できない以上、これは地域福祉計画固有の領域」である。「地域で解決できない課題や地域で関わるのが難しい課題は、専門職がしっかりと受け止める体制をつくっていくこと」が重要である。

このように総合化を図ることが求められる一方で、「機構改革をとまなう改革は、通常地域福祉計画を担当する課だけでは検討できないし、実現も難しい」とされる（同上：34）。総合化を図るには「全庁的な庁内体制を築くことが不可欠」であり、そのためには計画の企画・調整の責任をもつ「部局横断的なプロジェクトチーム」（以下、PT）を立ち上げることも重要である²⁾（武川，2005：47）。

以上の2つの問題を総合する課題として、原田（2018：26）は次のとおり述べている。今後の計画策定においては「住民参加」だけでは不十分であり、「専門職参加」と「職員参加」も必要になる。とりわけ「専門職参加」においては、「コミュニティソーシャルワークが展開できるシステム構築」等について、分野別の弊害である縦割りをなくし、「制度の狭間」にどう対応していくか社会資源開発を含めた専門職による議論・検討が大事である。

「協働をつくるための参加」の重要性が強調されるように、地域福祉計画を策定するという過程を通して「地域福祉を推進するプラットフォーム」³⁾を構築し、「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」を図ることが重要であるといえる。

このように地域福祉計画の策定を通して地域住民、行政職員双方の意識改革が遂行され「地域福祉や地方自治のあり方が改善されること」（武川，2005：47）が期待されるように、その「策定プロセス」の重要性は高いだろう。この点について原田（2005a：105）は、「コンサルタントに丸投げしたり、担当者だけで作業をするのではなく」時間はかかっても住民が関わることの重要性を述べている。しかし実際は「住民参加による計画策定の経験がないことや担当できる職員がいないことを理由に、自治体によってはコンサルタント業者に策定業務を委託してきたところもある」とされる（原田，2018：25）。また活動の

理念や目的について「どのような計画にしていくかといった価値形成段階がきわめて重要」としながらも、「実際には福祉計画策定の多くはこの点に十分な力点をおかず、計画理念などは他の計画からの借り物であったり、抽象的な言葉を羅列したお飾りだけのものが多かった」と指摘している（原田，2005a：106）。このように、必ずしも計画策定プロセスがプラットフォーム構築や「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」に資するものとはなっていないと考えられる。

加えて、実際はそれら計画理念に対して一計画担当課、あるいはコンサルタントが計画上の目標や基本施策を定めて、行政の各事業を「目標・基本施策のどこに位置付けられるか（どれに当てはまるか）」という視点で並び替え、並列的・羅列的に記載しただけの計画もあるのではないだろうか。このような一計画担当課による再構成では、先の①住民参加での策定や②他分野の計画の総合化は難しく、「声なき声」, 「声になりにくい声」を拾うことも、地域で解決できない課題を専門職が受け止める体制をつくることも難しいだろう。また分野別計画に横串をさそうと「地域力強化検討会最終とりまとめ」（地域力強化検討会編，2017）で提案された「共通して取り組むべき事項」についても、仮にこのような現状のままでは「新たに”取り組むべき事項(事業)”が増えるのみで横串はさせないだろう。この並列的・羅列的な視点・構造では各職員（専門職）は計画の全体像を捉えることができず、「地域福祉を推進するプラットフォーム」（原田，2018：26）や「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム」の構築も難しいと考えられる。本研究ではこれを計画策定における「構造的限界」と称し（図2-1），この「構造的限界」を超える策定手法、および構造のデザインのあり方について検討を進めていきたい。

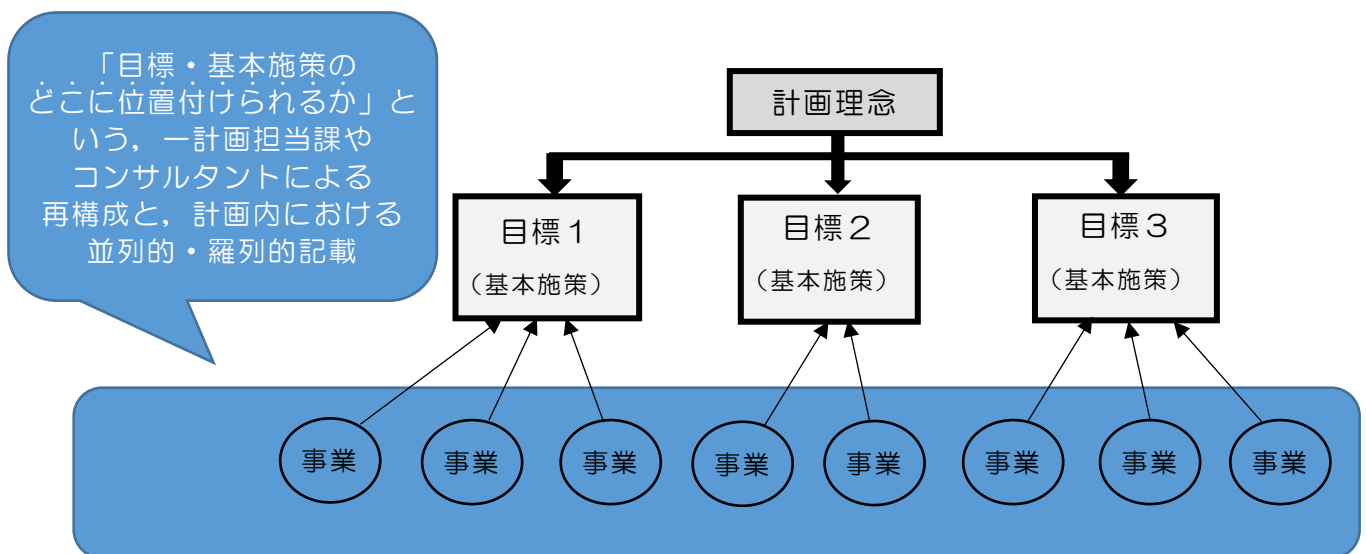


図2-1 計画策定における「構造的限界」

（２）社会福祉協議会および地域福祉活動計画をめぐる議論

これまで①住民参加や②他分野の総合化，また計画策定プロセスを通じた「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」における「構造的限界」など地域福祉計画をめぐる議論をみてきた。これらについては，「地域福祉の推進を図る」（社会福祉法第109条）社協が策定する活動計画⁴⁾においても同様だろう。社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会編（2018：28）では，社協における課題の一つとして「個々の事業ごとに，利用者からの相談を受けニーズ把握等が行われており，社協全体での連携や情報共有が図られていないため，制度の狭間の生活課題や同一世帯に住む同居者の生活課題を見落としている可能性がある」ことを挙げている。その上で「部門を横断した局内連携体制（プラットフォーム）」（同上：5）構築の重要性や，「各社協独自のアクションプラン（行動計画）を策定」（同上：6・7）し，実現可能な取り組みを活動計画等に落とし込み実行していくことの重要性を述べている（同上：8）。

また，とりわけ社協の任務・使命は「市町村全体を対象として地域福祉を推進していくこと」である。この点について松端（2018：120）は，「社協が福祉サービスを提供する地域の中の事業者や相談支援事業所の一つでしかないのであれば，社協である必要はない」と強調し次のとおり述べている。社協が地域福祉を推進していくためには，『メタ』的な（超越した，高次の）役割を自覚した上での『戦略』的な取り組みが必要である。その「戦略」の一つとして，市町村における地域包括ケアシステムや包括的な相談支援体制の中で社協がどのような役割を担うのか検討し活動計画等を通じて方向を示すことが求められる（同上：124）。また包括的な相談支援体制を構築するためにも，「社協がどのようなポジションをとれば，相談支援の仕組みがより機能するのかということ『戦略』的に検討し，仕組みを構築すること」が重要である。そして，こうした総合相談窓口が機能するためには，SOSを自ら発信しない人たちを地域の中で発見し（ニーズキャッチ），支援につなげ，支援を行い，ソーシャルサポートネットワークを形成し，必要な資源を開発していくことが求められるのである（同上：187）。

以上，地域福祉計画策定における理念，課題や社協のあり方をめぐる議論をみてきた。これらを前提として，本研究では活動計画の「策定段階におけるプロセス」に焦点を当て，先述の「構造的限界」を超えてどのように「戦略」的に「地域福祉を推進するプラットフォーム」の構築を企図し，また「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」に向かい，社協としての「地域福祉の推進」力を高めることができるかについて考察していきたい。

また本章では，長久手市社協の第2次活動計画策定におけるPTの取り組みから具体的かつ実践的に検討していく。長久手市社協を取り上げる理由は，次の3点からである。①先の松端（2018：187）のいう早期発見，支援へのつなぎ，支援，ソーシャルサポートネットワーク形成，およびそのための資源開発（とりわけ当事者参加・参画を含めた人材育成）

の5つを計画の理念・基本目標としていること。②第1次計画の反省から「構造的限界」に気付き、「地域福祉の推進」という社協の「メタ」的な役割を自覚しながら第2次計画の策定を行ってきたこと。③PTを中心とし、一ソーシャルワーカーとしてのCSWだけでなく、社協職員全員が「CSW」として「地域福祉推進システムの構築」（次節にて詳述）を図る必要があるとの課題意識を持って策定に臨んできたこと。この3点からであり、「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」に向けた計画の策定手法について考察する本研究の議論において重要な実践事例と考えられるためである⁵⁾。なお、本事例は、筆者もPTの一員として従事した事例である。

第2節 計画策定プロセスからの実践的検討

長久手市社協における第2次活動計画策定に向けたPTのプロセスを確認するため、本章ではまず第1次活動計画の概要、成果、課題の3点を確認したい。そして、PTの概要および第2次活動計画の策定プロセスとその成果をみていきたい。

(1) 第1次活動計画の概要、および成果と課題

長久手市は、名古屋市の東部に位置するベッドタウンで、人口60,136人、高齢化率は16.6%（いずれも2021年2月1日現在）と非常に若い市である。高い人口増加率の一方、自治会加入率は53.9%（2019年4月1日現在）と低く、今後、急速な高齢化や、地域のつながりが弱いことが課題として挙げられている市である。

長久手市では、2014年9月に地域福祉計画と活動計画を一体的に策定した。先の松端（2018：187）に対応する形で、基本目標を「①気づく、②つながる、③届く、④支え合う、⑤たつせがある⁶⁾」と設定し、これら5つを達成することで地域包括ケアシステムの構築を目指した。

また市民意識調査でCSWの配置の必要性が9割を超えた（佐野・松宮、2013：26-27）ことを受け、基本的な地域福祉圏域（小学校区）ごとにCSWの配置を進めることを明記し（長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、2014：6）、それをもって1人目のCSW（筆者）が配置された。CSWは個別支援と地域支援を統合し、「複合多問題」や「制度の狭間」の課題を抱えた人々への支援を展開してきた。そして、CSWの個別支援と地域支援の一体的展開を通じて、次に示す5つのシステム構築を目指してきた。すなわち①早期発見、②つなぎ、③総合相談、④支え合い、⑤当事者参加・参画、人材育成、の5つのシステム構築（以下、「地域福祉推進システムの構築」）である。この「地域福祉推進システムの構築」を通して、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を志向してきた。

これらを基盤としたCSWの活動については一定の成果があったものの、第1次計画における課題として、従来の地域福祉事業や障がい者相談支援センター、地域包括支援センターなど各種相談支援事業、デイサービス等の介護保険事業については、それぞれの事業

が5つの基本目標の「どこに位置付けられるか」ということが示されたのみであった⁷⁾(図2-2)。換言すれば、一計画策定担当者が各事業を5つの目標のいずれかに当てはめることを主眼として策定しており、やや厳しい言い方をすれば、事業シートが羅列されたのみの縦割りの計画であった(「構造的限界」)。

事業シートの見方

(1) 主に担当する部署に○印をつけました。

ボランティアセンター ☎61-3434	地域包括支援センター ☎64-1155	居宅介護支援事業所 ☎61-3656	ホームヘルパーステーションかえで ☎62-4710	デイサービスセンターさつき ☎61-4455	総務係 ☎62-4700	地域福祉係 ☎62-4700	障がい者相談支援センター ☎64-2333
------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------	--------------------------

(2) 主に対象となる分野に○印をつけました。

子ども分野	青少年分野	障がい児・者分野	成人分野	高齢者分野
-------	-------	----------	------	-------

(3) 基本目標の5つのキーワードである、「気づく」、「つながる」、「届く」、「支え合う」、「たつせがある」の中で、特にあてはまるキーワードを白く示しました。(重複している事業もあります。)

(4) 本文の中では、特にあてはまるキーワードに従って、事業を掲載しています。

図2-2 第1次活動計画における「事業シートの見方」
(長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会, 2014: 64)

(2) 第2次活動計画策定に向けたプロジェクトチームの立上げ

これらのことを受け、第2次活動計画策定に向けて2017年7月にPTが立ち上げられた。メンバーは、地域福祉係2名(内1名:リーダー)、CSW(筆者:サブリーダー)、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業、デイサービスセンター、総務係から選定された社会福祉士資格を持つ8人であった⁸⁾。PTでの話し合いの日付、および内容については表2-1のとおりである。

表 2-1 PT の話し合いの日付, および内容

	日付	内容	回
2017年	7月6日	社協アドバイザーから活動計画についてレクチャー, PT内協議	1
	9月7日	計画の方向性・PTの役割について協議	2
	9月21日	「地域共生社会」, 全社協「第2次アクションプラン」の確認	3
	9月25日	社協アドバイザーから方向性についてレクチャー, PT内協議	4
	10月3日	社協内部研修会の開催に向けた準備	5
	10月13日	行動指針・共通の視点の設定について検討	6
	10月27日	社協内部研修会①: 計画策定・PTの意義, 「地域共生社会」の説明, 行動指針等についての社内アンケート依頼	
	11月21日	行動指針・共通の視点の検討①	7
	12月8日	行動指針・共通の視点の検討②	8
	12月22日	行動指針・共通の視点の検討③	9
2018年	1月31日	社協アドバイザーから方向性についてレクチャー, PT内協議	10
	2月9日	社協アドバイザーからアクションプランについてレクチャー, PT内協議	11
	2月21日	行動指針・共通の視点の校正	12
	3月7日	アクションプランのシート様式について検討	13
	3月13日	モデルプランの作成	14
	3月27日	モデルプラン「基本的な考え方」について検討	15
	5月16日	モデルプラン「目標」について検討①	16
	5月17日	社協内部研修会②: 行動指針・大切にしたい4つの視点について共有, シート作成依頼	
	5月29日	モデルプラン「目標」について検討②	17
	9月7日	アクションプラン策定の進捗状況確認	18
10月3日	アクションプランの「行動計画」について確認・修正①	19	
10月18日	アクションプランの「行動計画」について確認・修正②	20	

PTでは、40時間以上に亘る話し合いを行った。これらを整理すると、1) 第1次計画の見直し、2) PTによる社協内部研修会の開催、3) 社協内「行動指針」, 「大切にしたい共通の視点」の設定、4) アクションプランの策定の4つの段階を経ていた。順にみていこう。

1) 第1次計画の見直し（主に1～2回目）

PT ではまず、PT の目的について話し合った。協議の結果、PT の目的としては活動計画を策定すること、PT での議論を全職員へ伝える媒体となり社協内プラットフォームの構築を図ることの2点とした。そして、先に挙げた「構造的限界」、すなわち第1次計画が事業の羅列に留まっていたこと、事業計画的であり縦割りであったことを確認し、計画策定を通じた協働のプロセスを大切にしていくことを共通認識とした。とりわけ「社協の」事業者・相談支援事業所として、「地域福祉の推進」を図るために何ができるか話し合うプロセスを重要視した。そこでは、次のような議論があった。

例えばデイサービスの場合、事業の目的は「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話」等を行い「機能訓練を行うこと」である（介護保険法）。しかし2018年改正社会福祉法において地域福祉計画が上位計画として位置付けられたことを受け、「社協の」デイサービスセンターとしてのあり方を考えた場合、これらに加えて「デイサービス事業を通じた地域福祉の推進」をも志向する必要があると考えられる。例えば送迎の際に、より地域へも目を向ける必要がある、高齢者だけでなく子ども、障がいのある人々等を含めた地域住民の居場所としての役割を考える等である。すなわち社協職員は、例えデイサービスセンターの職員でも、全員が「社協職員」として「地域福祉の推進」を図る必要があるのではないか、という点が論点となった。

このプロセスによって、まずPTのメンバーが「構造的限界」に気付くことができた。そして一つ一つの事業ごとの検討という点では十分ではなかったが、全体の方向性として、本来社協職員は「地域福祉の推進」を図るべきであることの共有がなされた。すなわち【各事業の実施自体が「目的」ではなく、「一手段」として「地域福祉の推進」を志向する】という手法から展開するようになった。

2) プロジェクトチームによる社協内部研修会の開催（主に3～6回目）

これらの共通認識のもと、次に「地域共生社会」の実現に向けて国が示す方向性や、「第2次アクションプラン」(社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会編, 2018)について学んだ。そして社協職員全体で共通の理解を持ち、計画策定を通じた部局横断の連携の下地を作っていくため、PTのメンバーが講師となり社協内部研修会を開催した。ここでは特に、次の2点を強調して説明がなされた。①これまで、CSWの個別支援と地域支援の一体的展開を通じて「地域福祉推進システム」の構築を目指してきたこと、そして、②本来それは「地域福祉の推進を図る」社協職員全員が志向していかなければならないことの2点である。

このことについて、研修会を受けた職員からは次のような意見が挙がった。「これまで社協の役割や、『社協の居宅介護支援事業所』としての意義について考えたことがなかったが、社協の居宅介護支援事業所として『地域福祉の推進』を考えていかないといけないことが

よくわかった」。

このプロセスによって、「構造的限界」についての気付きや、各事業を通じ「地域福祉の推進」を図る必要性について各職員と共有がなされた。加えて、第1次計画を基盤としたCSWの事例から、「地域福祉の推進」のために地域包括ケアシステムを構築していく必要性があることも共有された。すなわち【全職員が、各事業を通じて「地域福祉推進システム」の構築を志向する】という手法から展開するようになった。

3) 社協内「行動指針」, 「大切にしたい共通の視点」の設定 (主に7~10, 12回目)

内部研修会の最後に、社協としての「行動指針」および「大切にしたい共通の視点」を設定する必要性について共有し、その後全職員からアンケートをとった。そしてそれらをPTで集約し、わかりやすい言葉に落とし込んだ。PT内の連携をさらに深めていくためにも、「プロセスゴール」として話し合いの過程を大切にし、約4か月かけて話し合いを行った。

これらを経て、「行動指針」は「ともに進む」(長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会, 2019: 57), 「大切にしたい共通の視点」は「お互いさま」, 「想像と創造」, 「連携」, 「“社協”職員(CSW)としての自覚と誇り」の4つとなった(同上: 59)。

これらを改めて全職員へ伝えていくために、PT主催で2回目の内部研修会を開催した。ここでは、「地域福祉の推進」の目的(=「地域福祉の実現」)についても改めて確認し、地域包括ケアシステムの構築から「地域共生社会の実現」へと深化・拡大したことを再度共有した。そして、「地域共生社会」の実現に向かうための行動指針として「ともに進む」を位置付けた。また「大切にしたい4つの視点」では、『社協職員は全員が地域福祉の推進を担う』という共通の視点(同上: 54)を持つことの重要性を強調し共有を図った。

このプロセスによって、「地域福祉推進システム」の構築を通じて「地域共生社会」の実現に向かうことの必要性が共有された。この段階では、その方法論の具体的検討については十分ではなかったが、【各事業を通じ「地域福祉推進システム」の構築を志向し、それによって「地域共生社会」の実現を目指していく】という手法から展開するようになった。

4) アクションプランの策定 (主に11, 13~20回目)

これまでのPT内およびPTを媒体とした社協内での議論をもとにして、次に「社協独自のアクションプラン(行動計画)を策定」(社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会編, 2018: 6-7)することとした。第2次活動計画では、これまでみてきた「構造的限界」を超えるため、「各事業が基本目標のどこに位置付けられるか」ではなく、事業ごとに地域福祉推進システムの構築を考えた(図2-3)。そして、行動指針「ともに進む」を核としながらアクションプランを実行し、各事業を5つの目標ごとに横断的に推進することで行政計画に「横串」をさし、「地域共生社会」の実現に向けた相互連携を目指してい

くことを確認した（図2-4）。

このアクションプランの策定にあたって、まずはシート様式についてPTで検討を重ねた。協議の結果、記載項目は事業概要、「ともに進む」ための基本的な考え方、目標、行動計画の4点とした。行動計画については、5つの基本目標ごとに、社協が住民とともに取り組んでいく主な内容とその数値目標を年度ごとに記載した。様式を決定した後、次にモデルシートを作成することとし、「居宅介護支援事業所」でその策定を進めた。モデルシート作成に際しては、例えば次のような議論がなされた。

「要介護2の認知症独居高齢者とデイサービスの利用計画の契約を結ぶ。しかしサービス利用当日、本人は『行きたくない』という。サービス利用につながらない場合、ケアマネジャー（以下、CM）は給付管理業務を行う必要がなくなり、とりわけ一社会福祉法人等のCMであれば継続して担当を持つことが難しくなる」。このような課題に対し、「本来であれば本人の意向に沿ってすぐに本人と関わられるよう、サービスにつながる前から信頼関係の構築が求められる」ことが共有された。そして話し合いの結果、「社協の居宅介護支援事業所として『介護保険につながらない対象者への対応枠を設ける』ことで、認知症独居高齢者が地域で暮らし続けられる一助となる（＝「地域福祉の推進」につながる）のではないか」と変容していった。

このような「地域福祉の推進」に向けた議論のもと、具体的な行動計画を記載したモデルシートを作成した。そして、先の第2回社協内部研修会で説明し、各部署でのアクションプラン策定を依頼した。その後、PTと各職員との8ヶ月以上に渡る丁寧な協議のもと、「地域福祉の推進」に向け法定サービス外の内容をも記載したアクションプランを策定していった。

このプロセスによって、上述の1)～3)を総合し、【「各事業を通じて地域福祉推進システムの構築を志向し、『地域共生社会』の実現を目指していく」という計画の全体像を捉えながら、そのための「各事業」のアクションプラン（行動計画）を具体的に検討していく】という手法から展開するようになった。

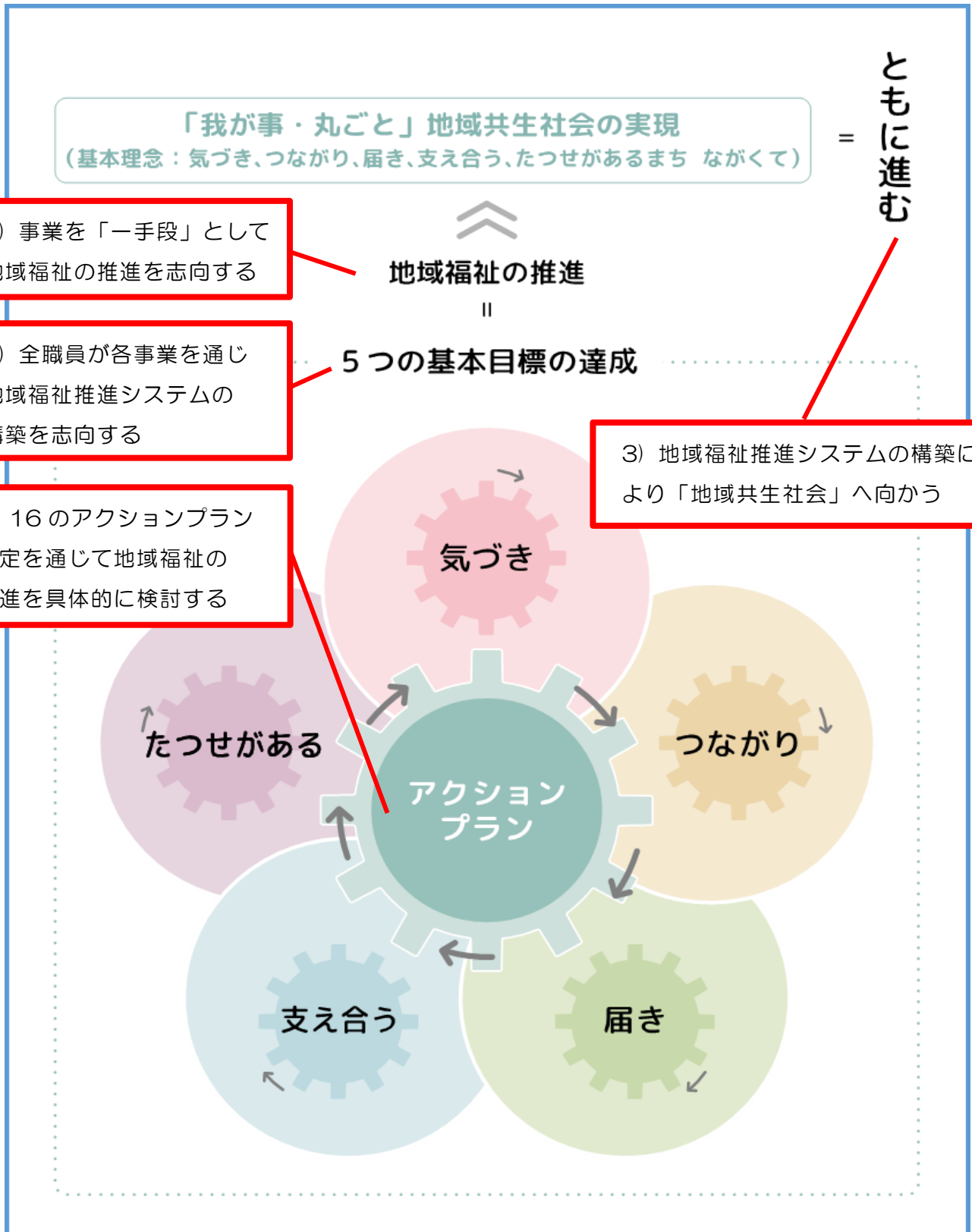


図2-3 第2次活動計画における「計画の推進にあたっての考え方」
 (長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会, 2019: 58)

※1)～4)は筆者にて追記

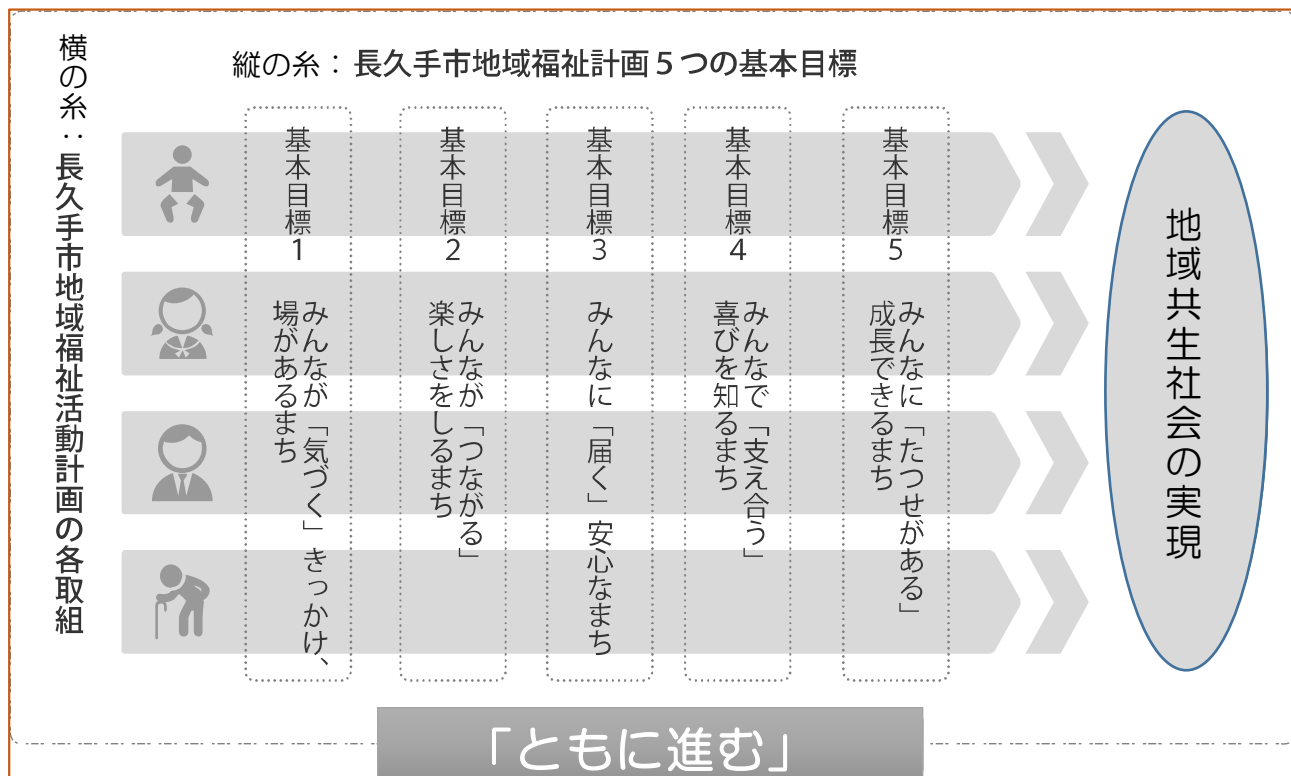


図2-4 活動計画による「横串」

(3) 結果

—新計画の利点・有効性について

以上みてきたような1年9か月に亘るPTおよび社協内の話し合いのプロセスによって策定された⁹⁾第2次活動計画については、①「地域福祉の推進」を図るという視点を持ち各事業に取り組める、②部門を超えた事業実施体制の構築につながるという2つの利点・有効性があった。

①については、例えば居宅介護支援事業所であれば、先の「介護保険サービスにつながらない利用者への対応枠を設ける」や「介護経験者の話を聞きたい・話したい等のニーズを把握しマッチングする」など、「社協」としての「地域福祉の推進」に向けた法定サービス外の取り組みを志向できるようになった。②については、例えば地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の支援対象者に対して、ボランティアによる声かけ・見守りを行う(CSWによる地域支援事業との連携)等インフォーマルサポートの活用促進につながった。加えて、地域力強化推進事業としてCSWにて検討している新規事業(避難行動要支援者名簿を活用した「平常時」の見守り体制構築事業)について、障がい者相談支援センターとどのように協働していくか、部局を超えて話し合うきっかけともなった。

これらの利点・有効性に関連して、PTメンバーからは次のような意見が挙がった。「これまで『社協としての』共通認識を持つことがなかったため、良い機会となった。」「これまで『社協の』居宅介護支援事業所の意義等について考えたことがなかった。(計画策定前

は)資格や職種による理解の偏り,考え方の差異があったが,(計画策定プロセスを通して)それぞれの職員が社協らしさや『地域福祉の推進』という視点を持って事業に取り組めるようになった。」

このように,これまで専門職や計画策定担当課まで届かなかった福祉サービス利用者等からの「声なき声」,「声になりにくい声」(原田, 2005b: 142)を計画に反映させ,「社協の」事業者・相談支援事業所として「戦略」的に事業に取り組めるようになった。そして社協の「メタ」的な役割を自覚しながら,部局を超えて協働できるようになった。このように計画策定プロセスを通じて「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」に向けた部局横断的なプラットフォーム(局内連携体制)の基盤ができ,「地域福祉の推進」力が高まる可能性が見出された。

第3節 考察

—構造の変化,および意識の変化

これまでみてきたように第2次活動計画では,計画策定プロセスを通じて①「地域福祉の推進」を図るという視点を持ち各事業に取り組める,②部門を超えた事業実施体制の構築につながる等,「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」に向け社協としての「地域福祉の推進」力が高まる可能性が見出された。この要因としては,計画策定の「構造の変化」,およびPT・社協職員の「意識の変化」の2点の変化があったと考えられる。

1点目については次のとおりである。一計画担当課による「各事業がどこに位置付けられるか」という再構成では①住民参加での策定や②他分野の総合化は難しく,各職員・専門職は計画の全体像を捉えられないと考えられる。この並列的・羅列的な視点・構造,すなわち「構造的限界」を超えるため,「構造の変化」として,一見逆説的ではあるが,まずは1つ1つの事業ごとで「地域福祉推進システム」の構築を志向した。つまり,PTおよび各職員がアクションプランの作成を通じて,部門ごとでの基本目標の横断的達成を具体的に検討していったのである(図2-5)。そして,これら「構造の変化」に下支えされ,次の「意識の変化」が生じたと考えられる。

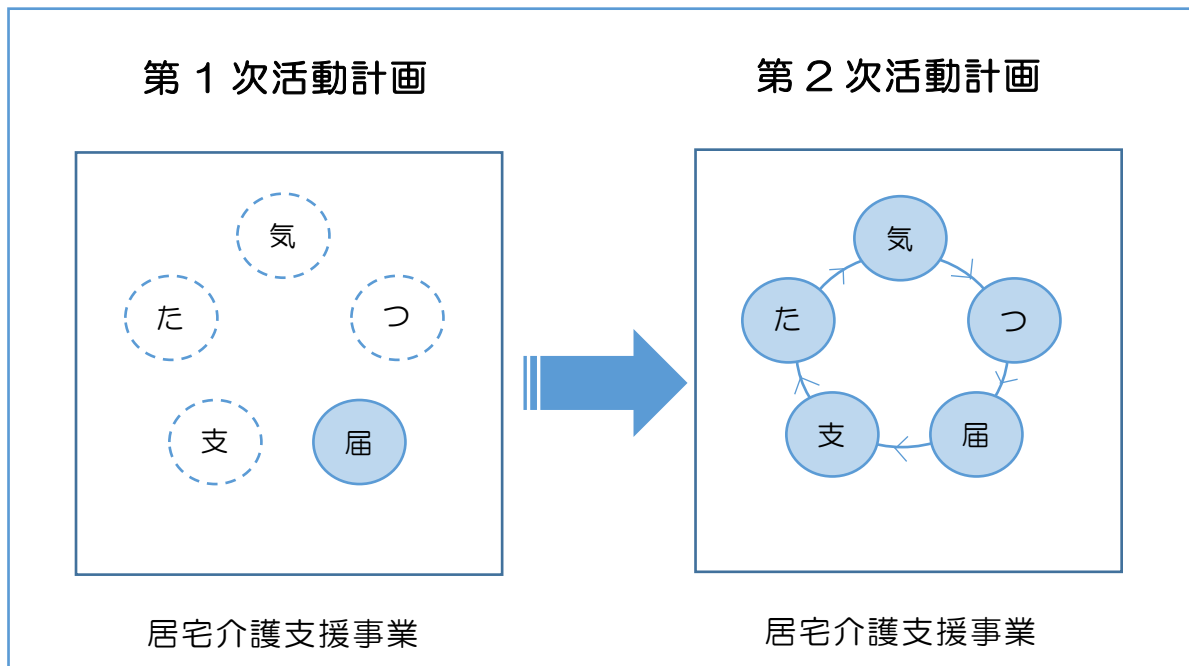


図2-5 計画策定における「構造の変化」

2点目については、3つの「意識の変化」が起こったと考えられる。それは①事業の目的に対しての変化、②地域包括ケアシステムの構築に向けての変化、③「地域共生社会」の実現に向けての変化、の3点である（図2-6）。

これらは、本章第2節（2）1）から3）のプロセスにおいて徐々にPT、各職員の中で意識醸成され、その後4）アクションプランの策定プロセスを通じて具体的に検討され「行動計画」として結実していった。そして、そこで初めて①「地域福祉の推進」の視点を持ち事業に取り組めるようになり、②部門を超えた事業実施体制の構築につながったのである。

このような「構造の変化」、および「意識の変化」によって、従来の計画策定の限界を超えた計画ができたと考えられる。新構造により職員（専門職）のパラダイムシフトが起き、視点が一段階高くなり、「地域福祉の推進」を図るという『メタ』的な（超越した、高次の）役割を自覚した上での『戦略』的な取り組み（松端，2018：124）を考えられるようになった。そして、自分の担当事業を俯瞰的に捉えることができ、全員が「“社協”職員（CSW）」という自覚（長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会，2019：59）を持って「地域福祉の推進」に向けた事業のあり方や他部署と協働で取り組める事業、協働した方がいい事業等が「みえるように」なった。部署ごとで業務内容は違うが、同じ社協職員としての使命・任務があることがわかった。これらによってお互いの業務が「我が事」となり、部局横断的なプラットフォーム構築の「基盤」ができたと考えられる。

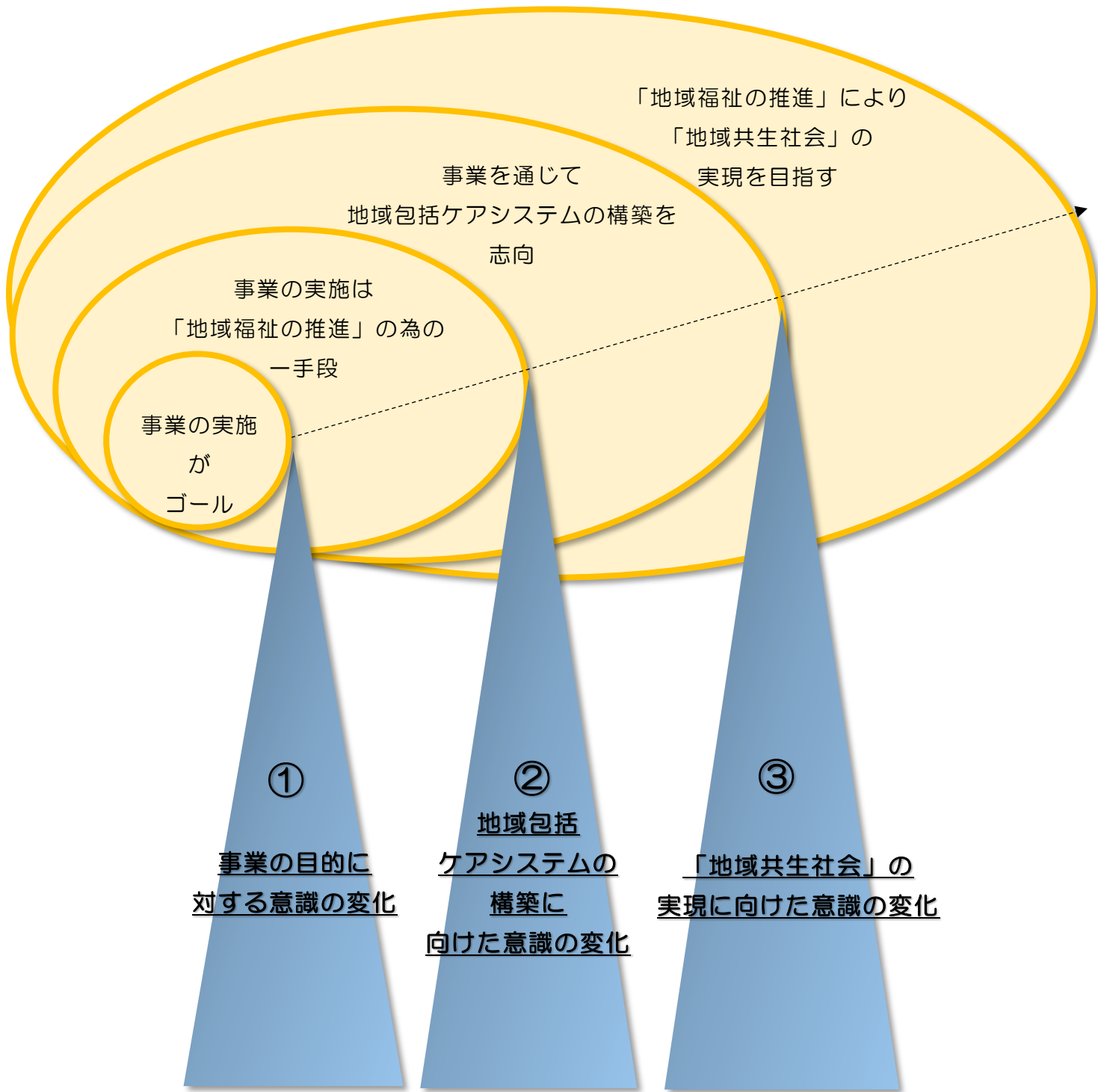


図 2 - 6 計画策定における「意識の変化」

以上、本章では長久手市社協の PT による「策定プロセス」に焦点を当て、その取り組みから実践的検討を行ってきた。これらのことから、計画策定プロセスが社協としての「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」につながるための「計画策定デザイン」として、次の3つの要素が必要であることが示唆された（図2-7）。すなわち①「地域福祉推進システム」の構成要素を計画の理念・基本目標と一致させること、②PT という媒体を通じ、まずは事業ごとに「地域福祉推進システム」の構築（基本目標の横断的達成）を志向していくこと（「構造的限界」を超えるための「構造の変化」）、③これら①、②を経て、社協職員の意識のパラダイムシフトを起こすこと（3段階の「意識の変化」）の3つである。このようなデザインで計画策定プロセスを描き、「地域福祉推進システム」の構築を志向しながら他の事業・部署とどう連携していくか検討し計画を策定することで、「地域福祉の推進」という高次の視点から各事業を捉えることができるようになる。これらの策定プロセスを経ることで、部局を超えた協働につながり、「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」につながると考えられる。

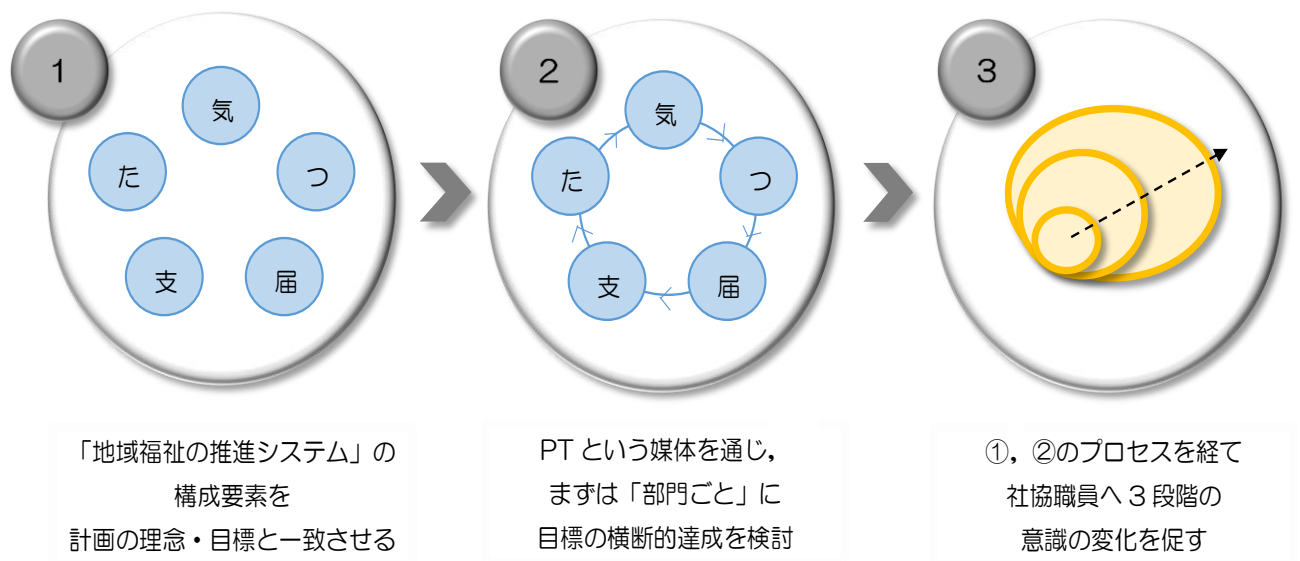


図2-7 計画策定プロセスが「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」につながるためのデザイン仮説

注

- 1) この点について永田（2017）は、策定が義務ではない地域福祉計画の策定や、他計画の総合化の優先度が高くならなかったことについて、2000年以降の社会福祉を取り巻く状況から説明している。また岩間・原田（2012：239-241）は、統合化・総合化に必要な要素として①権利擁護システム、②福祉情報システム、③フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携、④エンパワメントの支援とパートナーシップ、⑤生活関連分野とのネットワークの5つを挙げ整理している。加えて、総合化に関して川村（2007：277）は、「福祉ニーズを充足するような策定内容となっておらず、公私協働という名の行政計画の主導に終始しているのが実態」であることを指摘している。
- 2) PTについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会編（2014：18）では、庁内連携の仕組みづくりの方策の一つとして、地域福祉計画策定と進行管理のための「庁内プロジェクトチームの立ち上げにより、部局横断の連携の下地」をつくることを挙げている。
- 3) プラットフォームについて伊賀市社会福祉協議会編集（2008）では次のとおり述べており、本研究におけるプラットフォームに対する考え方もこれらに準拠している。プラットフォームは、ゆるやかで、前向きで、組織化しないつながりを持つ土台である（同上：142）。スーパーマンのような社協職員が一人いても、組織としては機能していないところもある…中略…そのような社協では、地域住民のニーズは窓口によって分断され、バラバラな支援が調整もなく行われ…中略…地域住民のニーズに丸ごとかわっていくことがない（同上：8-9）。「新しい協働のスタイルの総称」として「プラットフォーム」と名付けることで、付加価値をもった新しい協働システムが構築できるのではないかと（同上：189）。地域福祉計画策定における協働のあり方の中軸としてプラットフォームを位置付けることにより、計画に裏づけされた事業展開を図ることが可能になる（同上：195）。これらの基盤ができることで、「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」に向かい、「地域福祉の推進」力強化につながると考える。
- 4) 「地域福祉計画」という用語については、1989年の東京都地域福祉推進計画等検討委員会における答申以降、行政計画として「地域福祉計画」、民間計画として「地域福祉活動計画」という用語の使われ方が定着している（渡辺，2018：4；萩沢，2013：120-121）。本研究においても、行政計画を「地域福祉計画」、地域福祉活動計画を「活動計画」と記載する。
- 5) 2020年度に、長久手市社協における人事体制に大きな変更があった。本章で取り上げた実践は2019年度までのものであり、「策定プロセス」に主眼を置いた考察であることを断っておきたい。
- 6) 「たつせがある」については、通常「立つ瀬がない」として用いられるが、対義的に「だれもが地域で役割を担い、生きがいを持って自分らしく過ごせる」まちづくりの方向性を端的に表した言葉として、長久手市では第1次計画から使用している。
- 7) CSW および「地区社協の運営」等の関連事業については基本目標の5つすべてを網羅するものであったが、その他については5つの内のいくつか（平均1.4つ）、該当するものを示すのみであった。
- 8) 部署等はPT発足当時のものである。
- 9) 本研究では「社協内」の基盤強化について考察するため、主にPTの取り組みに着目したが、第2次

活動計画策定にあたっては、PT 内での話し合い以外にも以下のようなことを行った。例えば、市民 5,000 人を対象としたアンケートによる意識調査、小学校区毎の懇談会、ボランティア団体等 50 団体へのヒアリング、市内で活動する 79 か所の「集いの活動」での意識調査、希望者との意見聴取・意見交換会の開催（4 回）（長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会，2019：15），策定委員会の開催（7 回）（同上：121-122），地域福祉講演会の開催（3 回）（同上：128），パブリックコメントの実施等である。

第3章 ソーシャルワーク理論モデルとしての二次障害への着目

—コミュニティソーシャルワークにおける支援の「焦点」

これまで、コミュニティソーシャルワークの基盤を構成する理論と実践について論じた。具体的には、コミュニティソーシャルワークの理論化をめぐる議論を確認し（第1章）、コミュニティソーシャルワークシステムの構築に向けた手法について論じた（第2章）。このようなコミュニティソーシャルワークシステムを基盤として、一ソーシャルワーカーとしてのCSWが「制度の狭間」等の課題を抱え「社会的孤立」状態にある人々への個別支援や、対象圏域の地域支援を展開していくわけだが、その「方法論が未確立」であるという問題が指摘されている。このことから、次に、CSWによる「社会的孤立」事例への支援展開における理論と実践について論じていく。このため、本章ではまずCSWの支援における「焦点」について検討していきたい。

第1節 問題の所在

—住民との協働におけるソーシャルワーク理論モデル・アプローチの必要性

これまでみてきたように、コミュニティソーシャルワークの理論は個別支援と地域支援をめぐる大まかな規定であり、十分に体系化されていないという現状がある。つまり、「制度の狭間」や「社会的孤立」に対してCSWが支援を展開する際に、具体的にどのようなソーシャルワーク理論モデル・アプローチが必要になるか、明確にはされていない。これに関して木戸・木幡（2014：104）は、「連携や協働を前提とする地域を基盤としたソーシャルワークの実践状況では、ソーシャルワーク理論アプローチを活用する目的を、利用者の問題解決支援ばかりに焦点化する」だけでなく、「支援チームに向けてソーシャルワークの意図やねらいを説明する」必要があることを強調する。加えて、地域を基盤としたソーシャルワーク実践の展開においてソーシャルワーク理論モデル・アプローチの適用性を高めるための今後の課題として、「多職種多機関との連携協働に向けた説明力、発信力として活用すること」等を挙げている。

地域を基盤としたソーシャルワーク、つまりコミュニティソーシャルワークにおいて「制度の狭間」の課題を抱えた人々を支援する際には、「住民と専門職の連携」が重要である（社会福祉法人全国社会福祉協議会政策委員会編，2012：11）。住民を「支援チームの一員」と捉えるのであれば、住民に向けた説明力、発信力のあるソーシャルワーク理論モデル・アプローチが必要といえるのではないだろうか。つまり、「制度の狭間」の課題を抱え、「社会的孤立」となっている人々を「どのような枠組みで捉え（モデル）、どのような枠組みで支援するか（アプローチ）を、支援チームの一員である住民に対してわかりやすく提供できる理論的枠組み」が必要であると考えられる。もちろん、このような「理論的枠組み」について検討することは、CSWの支援の「焦点」を同定することにも寄与し、「地域

支援を通じた個別支援」(次章以降で詳述)など「社会的孤立」支援の推進を可能ならしめると考えられる。本章では、その理論的枠組みとして支援の「焦点」について考えるために、まずは、CSWの主な支援対象とされる「制度の狭間」の課題がどのようなものか確認し、「関係性」についての概念整理を行う(第2節)。次に、ひきこもりから「制度の狭間」の背景について確認し(第3節)、その背景にあると考えられる二次障害、および併存精神障害についての理論的検討を行う(第4節)。そして、実践的検討を行い(第5節)、コミュニティソーシャルワークにおける理論的枠組みとして支援の「焦点」について考えていく(第6節)。

第2節 「関係性」をめぐる議論

(1) 「関係性」の課題としての「制度の狭間」

『「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書』(社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会編, 2000)では、「つながりの再構築」、つまり社会的包摂の重要性が指摘されている。『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』(厚生労働省編, 2008: 38-73)では、「公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題」、「公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題」、「社会的排除の対象となりやすい者や少数派・低所得者」の問題があるとして、「新たな支え合い」、つまり共助の重要性が指摘された。これらに共通する問題認識として熊田(2015: 59)は、『「つながり」ができない『関係性』に着目した問題認識』であるとし、「制度の狭間」とは、「複合的な不利を抱えているがゆえに、制度や空間、家族・地域・職場等のさまざまな『つながり』から排除された人々の抱えるニーズの総称」と規定している。

また平野(2015)は、「制度の狭間」を「問題/ニードを抱えた対象者が、その問題解決/ニード充足に必要な手段・方法や資源がなく、要支援状態のままにおかれている状態」と定義している。本研究では、この「制度の狭間」を、単に生活保護制度や介護保険などの高齢者福祉制度、障害者福祉制度など、これまでの制度や法律では解決することが難しいという“文字通り”の「制度の狭間」の問題と捉えるだけでは不十分であると考え。つまり、制度外の福祉サービス・活動の開発・実施(社会福祉法人全国社会福祉協議会編, 2010)など、インフォーマル資源を開発するコミュニティワーク的介入により“「制度の狭間」を埋める”だけでは、支援の手が届かない人が存在するのではないかと考える。

それでは、つながりができない「関係性」の課題である「制度の狭間」について、具体的な例をみていきたい。勝部(2015)は、「制度の狭間」として、孤独死、ひきこもり、虐待、多重債務、DV、「ゴミ屋敷」、ホームレス等を挙げている。また松端(2017b: 6-7)は、男性介護者、性暴力被害者、自殺等を挙げている。「全社協福祉ビジョン 2011 とともに生きる豊かな福祉社会をめざして」(社会福祉法人全国社会福祉協議会編, 2010)では、現在

の福祉課題・生活課題として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、「ゴミ屋敷」、家庭内での高齢者虐待や児童虐待、DV、更生保護分野における高齢者、知的障害者への支援などを挙げ、制度内の福祉サービスの充実・発展とともに、制度外の福祉サービス・活動の開発・実施を提案した。これを受け「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」（社会福祉法人全国社会福祉協議会政策委員会編，2012：6-7）では、「制度の狭間」の問題を抱えながらも、相談やサービスに到達していないニーズがあることを指摘した。そして、ニーズの掘り起こしのためには、アウトリーチに加えて、「同じ地域で暮らしている住民は異変に気づいていても、専門機関への連絡に至らない場合も多く、こうした住民や地域での気づきが行政や専門機関につながる仕組みを整える必要がある」（同上：7）と、「住民と専門職の連携」（同上：11）の重要性を強調している。住民と専門職の連携の重要性は、「制度の狭間」の課題が「近隣への配慮・トラブルとして現象化しやすい」（熊田，2015：66）特徴を持つことから明らかであるといえる。

以上、本研究においては、ひきこもりや「ゴミ屋敷」、「近隣トラブル」などの「制度の狭間」について、平野（2015）の定義に準拠しつつ、概念的規定として、制度のみならず「空間、家族・地域・職場等のさまざまな『つながり』から排除された」（熊田，2015：59）「関係性」の課題であることを強調し、ソーシャルワーク理論モデル・アプローチに基づいたコミュニティ“ソーシャルワーク”として、その支援の展開可能性について論じていきたい。

（2）「関係性」についての概念整理

ここで、「関係性」の概念に関連するこれまでの議論を概観し、本研究で用いる「関係性」の概念について整理したい。上述の熊田（2015：59）は、「関係性」として制度や空間、家族・地域・職域等の「つながり」を挙げており、社会的、物理的、また心理的な「関係性」について言及している。「制度の狭間」に関連し、「社会的排除」概念においても「関係性」は着目されている。岩田（2008：23）は、「貧困」が主に生活に必要なモノやサービスなどの「資源」の不足に着目する概念であるのに対して、「社会的排除」は「関係」の不足に着目することを強調し、「社会関係が危うくなったり、ときには関係から切断されている」（同上：22-23）と、「関係性」の観点から「社会的排除」を論じている。

また「関係障害論」を提唱する三好（1997：13）は、「関係」には家族的関係、社会的関係、自分自身との関係の3つがあり、人間を個体としてではなく「関係の中の個体」（同上：124）として見ることを強調する。そして「関係でできたものは関係で治せる」（同上：38）と、「関係性」に着目することの重要性について述べている。

加えて、ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤理論とされるエコロジカル・パースペクティブ（岩間，2005：53）を確立した「生活モデル・アプローチ」に関して、ジャー

メイン（1992：121）は、「『人間』と『環境』の間の適応的な^{トランザクション}交互作用の産物」として、「『関係性』における適応」が高まると捉えている。つまり「生活モデル・アプローチ」における専門家の役割として、クライアント－ワーカーの専門的な関係を^{トランザクション}交互作用の舞台として眺め、「『関係性』（relatedness）のための能力を高める」ことにより、「『感情転移』（transference）の影響や退行現象を軽減させることができる」（同上：210-211）と述べ、「『関係性』（relatedness）の質の重視」（同上：223）を強調している。

重層的支援体制整備事業においても、新たに「参加支援」が打ち出される（2021年改正「社会福祉法」第106条の4第2項）など、役割や出番、人間関係をつくる支援として「関係性」が重要視されている。

「関係性」については、内的世界¹⁾においても重要視されている。詳しくは第5章で取り上げるが、クラインは、治療者と患者／クライアントとの二者関係、援助関係の基底に母親と乳児の交流をモデルとして置き、乳児の内的世界での交流、内的対象としての母親／乳房との交流を描き出し、内的対象世界を想定する対象関係論を確立した（松木，2014：2）。

これらの議論を基盤とし本研究では、主に心理・社会的な、あるいはクライアントの内的世界も含めた「人間」と「環境」との交互作用として「関係性」を捉え、論じていく。

（3）「関係性」への支援の担い手

それでは、「関係性」の課題である「制度の狭間」に対する支援には、どのようなソーシャルワーク実践が必要なのだろうか。先の熊田（2015：59）は、「既存の支援システムとつながることができず、その狭間にあるといった特質を有する課題群を解決・緩和するシステム・支援が新たに求められることになり、その代表的なソーシャルワーク実践がコミュニティソーシャルワークである」と述べている。その上で、コミュニティソーシャルワークの概念を、「社会・地域と『つながる』ことのできない個人に対してアプローチすると共に、『つながる』ことのできない社会・地域そのものにアプローチすることにつながりを構築していくといった『個人』と『社会・地域』双方向のベクトルで展開される援助実践である」（同上：59-61）と位置づけ、個別支援と地域支援を連動させてソーシャルワークを展開することの重要性について強調している。

田中（2015：23）も同様に、「制度の狭間」として「生活困窮、虐待、自殺、孤立死、不登校、ひきこもり、依存症、認知症、震災被災者等」を挙げ、その支援にはコミュニティソーシャルワークにおける「住民とともに解決していく公民協働のコーディネーターとしての働き」が重要としている。単にコーディネーターとしての働きだけで良いのかという疑問は浮かぶが、「関係性」への支援の担い手としてCSWが重要視されているのは間違いないだろう。

以上のことから、ひきこもりや「ゴミ屋敷」（勝部，2015；社会福祉法人全国社会福祉協

議会編，2010)，「近隣トラブル」（熊田，2015）など，制度や空間，家族・地域・職場等のさまざまなつながりから排除されている「関係性」の課題である「制度の狭間」に対して支援を展開するには，住民と専門職の連携が重要であり，CSW が個別支援と地域支援を連動させソーシャルワークを展開することが必要といえるだろう。

それでは，「関係性」の課題である「制度の狭間」を支援する理論的枠組みについて考えるために，次に「制度の狭間」の課題の背景について確認していきたい。

第3節 ひきこもりからみる「制度の狭間」の背景

ここでは，「制度の狭間」として社会福祉法人全国社会福祉協議会編（2010）や田中（2015：23），勝部（2016）に共通して取り上げられている「ひきこもり」から，その背景についてみていく。

まずは，ひきこもりの定義について確認したい。「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省編，2010：6）では，ひきこもりを次のように定義している。

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。なお，ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが，実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。

加えて，「家庭内暴力や顕著な退行，あるいは不潔恐怖や手洗い強迫などが深刻化したり，幻覚や妄想といった精神病症状が顕在化したりといった，何らかの精神障害の症状が顕在化し，その苦悩から家庭内の生活や人間関係さえ維持することが困難になっている場合も少なくない」（同上：6）と，家庭内における「関係性」の困難さについても言及されている。

次に，ひきこもりの背景にある病気や障害についてみていきたい。ひきこもりと関連の深い精神障害としては，「広汎性発達障害，強迫性障害を含む不安障害，身体表現性障害，適応障害，パーソナリティ障害，統合失調症など」が挙げられ，中でも「発達障害の関与はけっして稀ではない」（同上：10）ことが強調されている。発達障害におけるこころの発達について小林（2012：119）は，問題の大半は，「関係障害とそれに基づく負の循環が次々に重なり合って引き起こされているとみなす必要がある。つまりは，発達障害を『関係（性）』の問題として」，すなわち『関係障害』としてとらえていくことが大切」と指摘している²⁾。山本（2005：23）が，社会的ひきこもりを「個人と社会との関わりの問題」や「関係の病」（同上：26）として捉えているように，「制度の狭間」概念と同様にひきこもりも，やはり「関係性」の課題であるといえそうである。

また、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省編，2010：25）では、支援の多次元モデルとして以下の3つを挙げ、「背景にある精神障害の治療と環境の修正などは、ひきこもり支援にとって避けては通れない」と、家族との「関係性」を含めた環境へのアプローチの重要性について強調している。

第一の次元：背景にある精神障害（発達障害とパーソナリティ障害も含む）に特異的な支援

第二の次元：家族を含むストレスの強い環境の修正や支援機関の掘り起こしなど環境的条件の改善

第三の次元：ひきこもりが意味する思春期の自立過程（これを幼児期の“分離 - 個体化過程”の再現という意味で“第二の個体化”と呼ぶ人もいる）の挫折に対する支援

また、16～36歳までのひきこもりケースの精神医学的診断について近藤（2010：286）は、ひきこもりケース125件を次の3群に分けている。

第1群：統合失調症，気分障害，不安障害などを主診断とし，薬物療法などの生物学的治療が不可欠なしはその有効性が期待されるものの，生物学的治療だけでなく，病状や障害に応じた心理療法的アプローチや生活・就労支援が必要となる場合もある。

第2群：広汎性発達障害や精神遅滞などの発達障害を主診断とし，発達特性に応じた心理療法的アプローチや生活・就労支援が中心となるもの。二次的に生じた情緒的・心理的問題，あるいは併存障害としての精神障害への治療・支援が必要な場合もある。

第3群：パーソナリティ障害（傾向 trait を含む）や適応障害，身体表現性障害などを主診断とし，心理療法的アプローチや生活・就労支援が中心となるもの。気分障害や不安障害のうち，薬物療法が無効なために心理—社会的支援が中心になるものも含む。

第2群の41件のうち、「併存障害は，強迫性障害と社会恐怖（社会不安障害）を中心に不安障害6件，気分障害3件，適応障害1件，妄想性障害1件，解離性障害1件」であった。また「第2群だけでなく，併存する統合失調症や妄想性障害が主診断とされたために第1群に分類されたケースの中にも自閉性障害，軽度精神遅滞，中度精神遅滞が1件ずつ，第3群の中にもトゥレット障害が1件含まれて」いる。これらの知見は，「多くの青年期ひきこもりケースに発達障害が関連していることを示すもの」であり，「深刻な二次障害が固定化した状態に至っていることが多い」ことが指摘されている（同上：286）。

以上のことから，「制度の狭間」概念と同様，ひきこもりも「関係性」の課題であり，そ

の背景には発達障害や、強迫性障害を含む不安障害、身体表現性障害、適応障害、パーソナリティ障害、統合失調症など精神障害が関与する場合があることを確認した。また、それら精神障害の治療と同時に、家族との「関係性」を含むストレスの強い環境の修正も必要であるといえよう。さらには、発達障害とそれら精神障害が並列で存在するのではなく、精神障害の背景に発達障害があり、発達障害による二次障害として情緒的・心理的問題、あるいは併存障害として精神障害が発症し、深刻な二次障害が固定化してひきこもり状態となる事例が見受けられることを確認した。また不登校においても同様に、「心身症と診断された子どもの中には発達障がい疑われるケースがあり、それが二次的な障がいとして不登校になる」（咲間、2010：9）事例も報告されており、発達障害の二次障害として問題が生じるケースが他にも見受けられるようである。

これまで、「制度の狭間」の課題の一つであるひきこもりから、その背景を確認してきた。ここで1つの疑問が浮かぶ。それは、「ゴミ屋敷」や「近隣トラブル」等ひきこもり以外の「制度の狭間」の課題についても同様に、背景に発達障害などの生きづらさがあり、それによる二次障害、あるいは併存精神障害によって、「関係性」の課題として各種問題が生じているのではないだろうか。このことについて検討するために、次節において発達障害の二次障害、および併存精神障害についての理論的検討を行う。

第4節 二次障害および併存精神障害についての理論的検討

ここではまず、二次障害をめぐる議論を確認していきたい。小栗（2010：40）は、特定の発達のハンディキャップに起因する挫折や失敗経験を積み重ね、それによって感情や行動に歪みが生じ、根幹にある発達障害の症状と入り混じって複雑化した状態を二次障害としている。加えて、「二次障害の症状には、根幹にある発達障害の症状との間に連続性がある」（同上：27）ことを指摘する。また吉川（2006：144）は、「発達障害を持つ子どもが、その障害の特性のために、生活の中で生じる様々な困難や周囲の不適切な対応等のために、二次的にうつ状態や強迫症状などを呈すること」を二次障害として捉え、「明白な精神障害までを生じなくとも、自己評価の低下や、周囲の働きかけを被害的、迫害的に解釈しがちになる傾向なども含め」二次障害としている。

小野里（2010：87）は、「何らかの問題を抱えた子どもは、もともとつ障害や問題が発端となって、発達や対人関係の歪みが生じることがある。誤った学習や極端な経験不足、周囲の不適切なかかわり方などによって、さらなる発達の遅れや適応上の問題を引き起こす場合があり、これを二次障害」と述べている。これらは、「周囲からの注意や叱責、からかい、無視、反撃などの相互作用が生じる」ことによる圧力の結果として「チックや夜尿、吃音」、「失敗経験から自己肯定感や自尊感情の低下などが生じてしまう」（東、2010：163）ものであり、周囲の不適切なかかわり方などによって生じる「関係性」の課題であるといえるだろう。

また田中康雄（2008：95）は、「既存の障害（一次障害）が増悪する，あるいは一次障害の影響を受けて新たに出現した障害」として，「1）反抗挑戦性障害，行為障害などの行為障害群，2）排泄障害，睡眠障害，チック障害などの情緒障害群，3）統合失調症，気分障害，不安障害，薬物依存などの精神障害群，4）既存の発達障害の増悪，他の発達障害の併存や顕在化といった発達障害，5）非行，ひきこもり，無気力，自信喪失，自己評価の低下などのサブクリニカル群」を二次障害としている。

二次障害は，注意欠如多動症（以下，ADHD）やアスペルガー症候群（自閉スペクトラム症）等とも関連して個別に述べられている。ADHD は，「併存精神障害の多いことで知られており，反抗挑戦性障害のような外在化障害と，分離不安障害や強迫性障害のような内在化障害の両分野にわたってさまざまな併存障害がみられる」（齊藤，2010：280）とされており，自己評価に関与した二次的課題として，田中康雄（2008：151）は次の4つを列挙している。

1. 精神医学的問題

気分障害，不安障害，強迫性障害，パーソナリティ障害，物質使用障害，行為障害，反抗挑戦性障害，学習障害，など

2. 生活上の問題

偶発事故，交通事故，若年の妊娠，性感染症，など

3. 自尊心の低下

学業の失敗（落第など），転職・解雇，結婚の失敗，ギャンブル，など

4. その他

激しい気性，など

加えて，二次障害は PTSD（心的外傷後ストレス障害）とも関連して論じられている。「身体化症状，自傷行為（セルフ・カッティング），摂食障害（過食症，拒食症），物質濫用（アルコール，薬物）」（小林，2008：268）などが二次障害として起き，特に ADHD との関連においては，自動再生と行動の自動化，解離性健忘，覚醒亢進，回避などが PTSD 症状として挙げられている（同上：269）。

宮田・上村（2008：52）は，アスペルガー症候群（自閉スペクトラム症）によりコミュニケーション能力に課題があり，その二次障害として「集団教育活動へ参加できなくなったり，不登校，問題行動の頻発，対人関係のトラブル」などが表面化することを報告している。井上（2010：209）も，「学校をはじめ教育・医療・福祉などの相談専門機関が，不登校・引きこもり・被虐待などを主訴として来談するケースについて，そのアセスメントの中で，児が発達障害の支援ニーズを併せ持っているか否かを新たに査定する専門性を持つこと」の重要性について指摘している。また「発達障害のある子どもやその特性を持つ子どもの教育において，二次障害を予防することが最も重要」と，発達障害だけでなく二

次障害について着目することの重要性を強調している。

そして、この二次障害は現在進行形で、他者との「関係性」のあり方にも影響を及ぼしている。近藤（2010：288）は、「広汎性発達障害をもつ子どもがいじめを受けることによって生じた被害感やフラッシュバック、タイムスリップ現象などにより、登校を渋るようになったり、対人関係を回避しようとする傾向が生じ」てしまったり、「友達とのささいな出来事を重大なトラブルと解釈して登校を渋ったり、客観的にはトラブルともいえないような出来事を被害的に曲解」する等の事例を報告している。同様に、ひきこもりを伴う広汎性発達障害ケースの特性については、社会的ひきこもりを伴わない非ひきこもり群と比較して「被害感が強い傾向があった」（同上：287）としており、現在においても他者との「関係性」のあり方に影響を及ぼしていると考えられる。

齊藤（2010：280-281）は、「自尊心の低下や社会との否定的な関係性」、「防衛的な関係性は二次障害としての気分障害や不安障害をはじめとする精神障害発現の推進力となる」ことから、「成人期に臨床上的問題になる発達障害とは、発達障害そのものの深刻化ではなく、二次障害としての併存精神障害の合併と深刻化によるものである」と述べ、様々な課題の背景にこれら二次障害が存在する可能性について示唆している。そして、成人期の発達障害者がどのような経過をたどって子ども時代から成人まで成長してきたのかを図3-1のとおりイメージ化している。

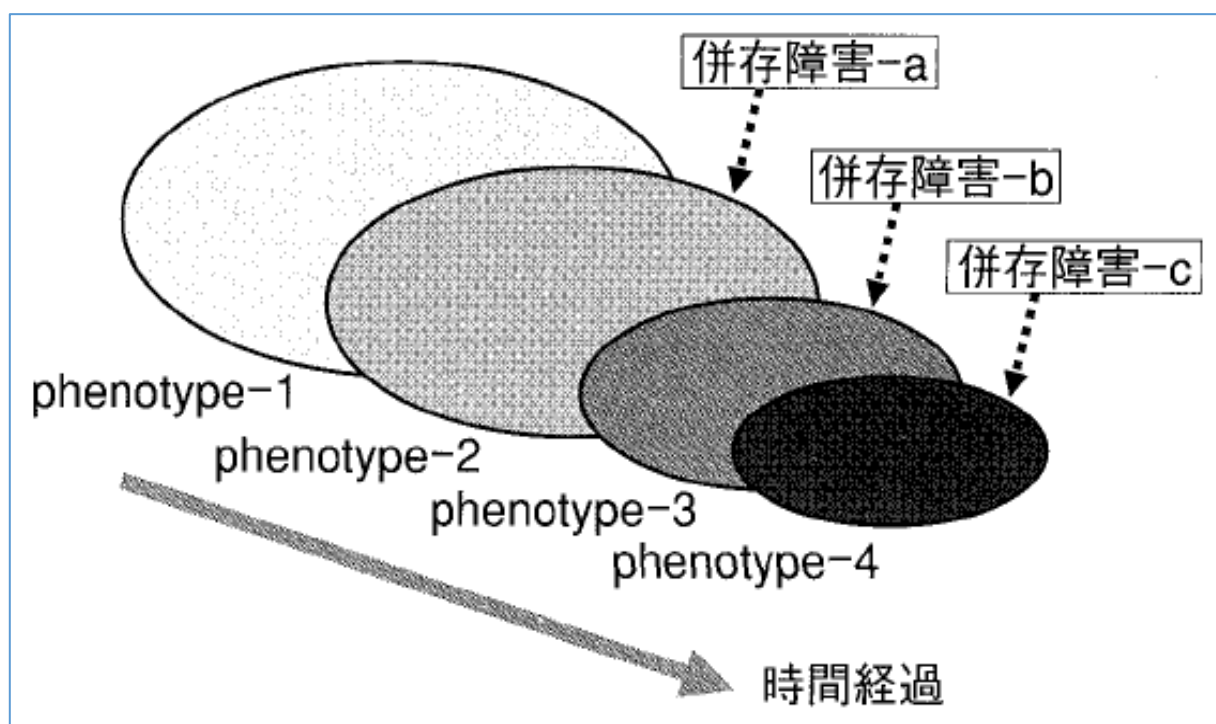


図3-1：発達障害者の状態像の時間経過（齊藤，2010：281）

「phenotype-1」としたのが発達障害そのものに由来する表現形（phenotype）であり、時間経過とともに二次障害的な情緒、あるいは行動上の問題や精神障害を付加されること

で表現形を変化させていく様を「phenotype-2」～「phenotype-4」で表現している（同上：280-281）。

以上のように、二次障害として、周囲からの注意や叱責、からかい、無視など不適切なかかわり方・対応などのために、ひきこもりや非行、無気力、自信喪失、自己評価・自尊感情の低下や、周囲の働きかけを被害的、迫害的に解釈しがちになるなど対人関係の歪みや適応上の問題を引き起こす³⁾。さらには、精神障害発現の推進力となり、統合失調症や気分障害、不安障害、強迫性障害、パーソナリティ障害など併存精神障害が合併し、これらが深刻化することで、「phenotype-3や phenotype-4のような、二次障害的な精神障害の症状によって発達障害の生来的特性を完全に覆われてしまった表現形で現れる」（同上：281）のが、「関係性」の課題である「制度の狭間」といえるのではないだろうか。そして、被害感を強く感じてしまう等、二次障害は現在進行形で他者との「関係性」にも影響を及ぼしており、「制度の狭間」の課題は、時間の経過とともに、より深刻化してしまうと考えられる。

これらのことから、「関係性」の課題である「制度の狭間」に関して、次の2つの仮説をたててみたい。

1. 発達障害などに伴う生育歴上の二次障害、および併存精神障害によって「制度の狭間」の課題が生じる。
2. 「制度の狭間」の課題によって現在における地域住民との「関係性」が悪化し、二次障害としてさらに深刻化する。

このことについて次節にて、CSWの個別支援事例を通して実践的検討を行ってみたい。なお、ここでは、社協の事業をCSWの地域支援機能として位置づけ、システム化し、個別支援と連動⁴⁾させ不登校、ひきこもり、「ゴミ屋敷」、動物の多頭飼育、税金の滞納等による生活困窮、統合失調症、双極性障害などの精神疾患によるサービス利用拒否や家族不和、「近隣トラブル」、自殺企図、発達障害、特定疾患、子育て不安など「制度の狭間」の課題を抱えた人々に対してCSWが個別支援を展開している長久手市社協CSWの個別支援事例を取り上げたい⁵⁾。

第5節 「社会的孤立」事例からみる2つの二次障害の実践的検討

これまでみてきた二次障害や併存精神障害は、ひきこもり以外の「制度の狭間」の背景にも見受けられるのだろうか。また、それらは現在における地域住民との「関係性」にも影響しているのだろうか。そしてその場合、どのように支援を展開していく必要があるのだろうか。

前節で立てた2つの仮説について検討するために、長久手市社協CSWにおける3つの「社会的孤立」事例を取り上げる。具体的には、「ゴミ屋敷」ケース（1）、家族不和ケー

ス(2), および「近隣トラブル」ケース(3)における実践事例からみていきたい。なお, CSW の介入についての議論は次章以降に譲るが, 事例(3)については, 地域支援と連動させた「関係性」への支援について考察するために, CSW の対応についても簡単に触れる。

(1) 《発達障害の二次障害としての「ゴミ屋敷」および動物の過剰多頭飼育》

A 氏は 40 代の男性である。もともと人付き合いが苦手で, 人とのコミュニケーションがうまく取れなかった。幼い頃から友達付き合いもうまくできず, 周りから馬鹿にされ, いじめられることもあった。また両親との関係も良くなかった。あまり集中が続かず, 落ち着きのない, 物の片づけが苦手な子どもであった。

社会人になり地元で営業の仕事をするも「人と話すのが苦手」で解雇され, 人と話さなくてもいい機械関係の技術職に就いた。しかし, 派遣社員であり, 数年置きに職場が変わるため転居を繰り返さざるを得なかった。そんな中, 現在の妻と結婚(既成事実婚)し長女が生まれるが, 長女には知的障害があった。また妻は, A 氏との関係に不満を抱き, 家を出て行った。

知的障害のある長女と二人で生活をし, 地域との交流も全くなく, 生活困窮状態に陥っていた。必死に働くが, 毎朝早く仕事に出かけ夜遅く帰ってくる生活で, 食事はコンビニ弁当やペットボトル飲料ばかりであった。そのゴミの片づけをしようとしても分別方法がわからず, また誰にも相談できず数年の月日が流れ, 「ゴミ屋敷」状態となっていた。

また長女も, 20 歳になり福祉就労をするも, 友達付き合いもなくひとりであることが多かった。その寂しさも相まって, 野良猫を拾ってきた。しかし, 猫は避妊手術がされておらず, 気付いたら数十匹まで増えていった。その臭いがきつく, 近隣住民からは苦情がくる等, 余計に, A 氏は誰にも相談できないような状況が続き, さらにゴミが溜まっていった。

A 氏との面接の中で, 「今後, どのような生活をしたいでしょうか」と CSW が尋ねるも, 「今の生活で特に困っていることはありません」と, 生活の改善に対する意欲も減少していた⁶⁾。

(2) 《発達障害の併存精神障害による家族不和》

B 氏は 60 代の女性である。もともと片づけが苦手であったり, 人の顔が覚えられなかったりし, またそれらについて度々怒られるなど, 母子関係も良好ではなかった。

結婚して長男, 長女をもうけるが, 長男は後に精神疾患を発症した。精神障害者保健福祉手帳を取得するが, 「あんな障害者と自分は違う」と障害福祉サービスについては利用を拒否していた。長男と B 氏はことあるごとに喧嘩をし, その度に B 氏は手がつけられなくなるほど暴れてしまい, 警察が介入せざるを得ない状況になったこともあった。

また長女は結婚して家を出るも, B 氏は長女の結婚相手に対して, 「相手は悪い人ではな

いか」、「自分の財産を狙っているのではないか」などと被害的に受けとめており、「自分のことを聞かない長女は、もういないものとして考えたい」と、長女との「関係性」もさらに悪化していた。

夫とも関係が悪く、口論が絶えない日々となっており、障がい者相談支援センターに夫が相談するも、B氏は長男同様、障がい者相談支援センターの支援を拒否していた。

（3）《背景に併存精神障害が想定される「近隣トラブル」》

C氏は50代男性である。これまで近隣との関係は良好であったが、数年前から、隣人D氏（40代女性）との“ちょっとしたトラブル”をきっかけに、何かあると怒鳴る、監視するなどの行動をとるようになった。また行政職員等が本人との接触を試みるも、支援にはつながらなかった。

その後数年経ちCSWが配置され、民生委員・児童委員（以下、民生委員）を通じてCSWに相談が入った。行政職員から事前に当時の状況等について情報収集し、その後、支援会議を経て改めて行政職員と同行訪問しC氏本人と接触を図り、アセスメントを行った。それらをふまえ民生委員と共にD氏宅に訪問した。D氏の話に傾聴した後、CSWから「本人には周りの世界がどのように見えているか」、また「他者からの関わりをどのように捉えているか」について、二次障害概念等を用いてD氏へ説明をした。すると、D氏や民生委員は「初めてこれまでのC氏の言動の意味がわかった」、「一番不安が強いのは、C氏ではないのか」と、C氏に対する見方が、排除する考え方から「私たちがC氏にできることは何かないか」という考え方へ変わった。そこで、民生委員の声かけにより、もともと同じようにC氏のことで悩んでいた近隣数世帯で地域福祉学習会⁷⁾をクローズな形で実施し、診断をするわけではなく、あくまで一疾患等に対する学習会という形で、CSWから発達障害や二次障害、パーソナリティ障害などについての講話を行った。

そこで、「自分たちでできることは何かないか」と話し合った結果、近隣住民で、社会人としてある一定の距離は保ちつつも、「自分たちから挨拶をしよう」と決めた。それ以降、顔を合わせるとこれまでのように避けるのではなく、あたたかい声かけをするように近隣住民が変わった。これまで、C氏と居合わせるのを避け、「生活しづらかった」近隣住民は、自分たちから挨拶をすると皆で決めたことで「気持ちが前向きになれた」という。次第にC氏も、自らD氏ら近隣の方々に話しかけるようになるなど変化が見受けられ、最終的にトラブルは減少していった。

第6節 考察

—「社会的孤立」事例における二次障害の生活史モデル

これまでみてきたように、事例（1）では「ゴミ屋敷」の背景として、もともと物を片づけることが苦手であったり、人とのコミュニケーションがうまくとれなかったり等、

ADHD⁸⁾ やアスペルガー症候群などの発達障害における特性があると考えられた。それに加えて二次障害として、生活意欲の減退や家族関係の悪化などが見受けられ、同時に地域住民とも関係が悪化し、誰にも相談できず、結果として「ゴミ屋敷」状態となり、さらに深刻化し続けている状況であった。加えて、「ゴミ屋敷」の背景には、併存精神障害の一つである強迫性障害の「ためこみ症」があることもあり⁹⁾、強迫的に物を集めてしまう事例も考えられるだろう。

同様に、事例（２）では家族不和の背景にも発達障害の影響が見受けられた。また本事例では、併存精神障害として双極性障害を発症していたことも確認された。そしてその症状として躁状態となり、「関係性」が悪化している可能性が考えられた。同時に、周りとの「関係性」を迫害的に解釈し支援を拒否するなど、二次障害として、現在の他者との「関係性」においても困難を抱えている状況であった。

加えて家族不和の背景には、発達障害だけでなく、併存精神障害の一つである統合失調症による被害妄想や、パーソナリティ障害など何らかの精神疾患が存在する可能性も考えられるだろう。これは事例（３）でも同様であり、併存精神障害として、パーソナリティ障害など何らかの精神疾患により「近隣トラブル」を引き起こしていた可能性が想定された。このような事態に対して、CSW が地域支援（地域住民に対する支援）と連動した「関係性」への支援として、地域福祉学習会を行い地域住民からの本人への対応を変えることで、トラブルが減少したことが確認された。

社会的排除は「プロセス」となって、長い間負の連鎖の影響を与え続けていることも考えられる（川島，2017a：46）。すなわち、長い経過において社会的排除が常態化し、当事者に負の影響を与え続けていることも考慮される必要がある。このことから CSW の個別支援におけるアセスメントでは、対象者の生活問題だけに焦点をあてるのではなく、その生活問題が起こる背景を探る広い視点を持ち、過去・現在・未来に及ぶ広い時間軸を用いて背景を探る必要がある（同上：46）。とりわけ様々なニーズを抱える本人の地域生活を支えるためには、その人の生きづらさがどのように重なり合いながら本人の生活に影響を及ぼしてきたのか、また現在の生活にどのような課題をもたらしているのか等、「時間軸を用いた解きほぐし」が必要となるとされる（川島，2017b：67）。

これらのことから、ここで、序章第２節で確認した「社会的現実の過度な単純化」（見田ら，2004：872）に注意しつつ、これまでみてきた「社会的孤立」事例について次のようなモデル（図３－２）で捉えると、生育歴上の二次障害や現在における他者との「関係性」による二次障害を含め、「制度の狭間」の課題を抱える人々を取り巻く種々の状況が整理できるのではないだろうか¹⁰⁾。

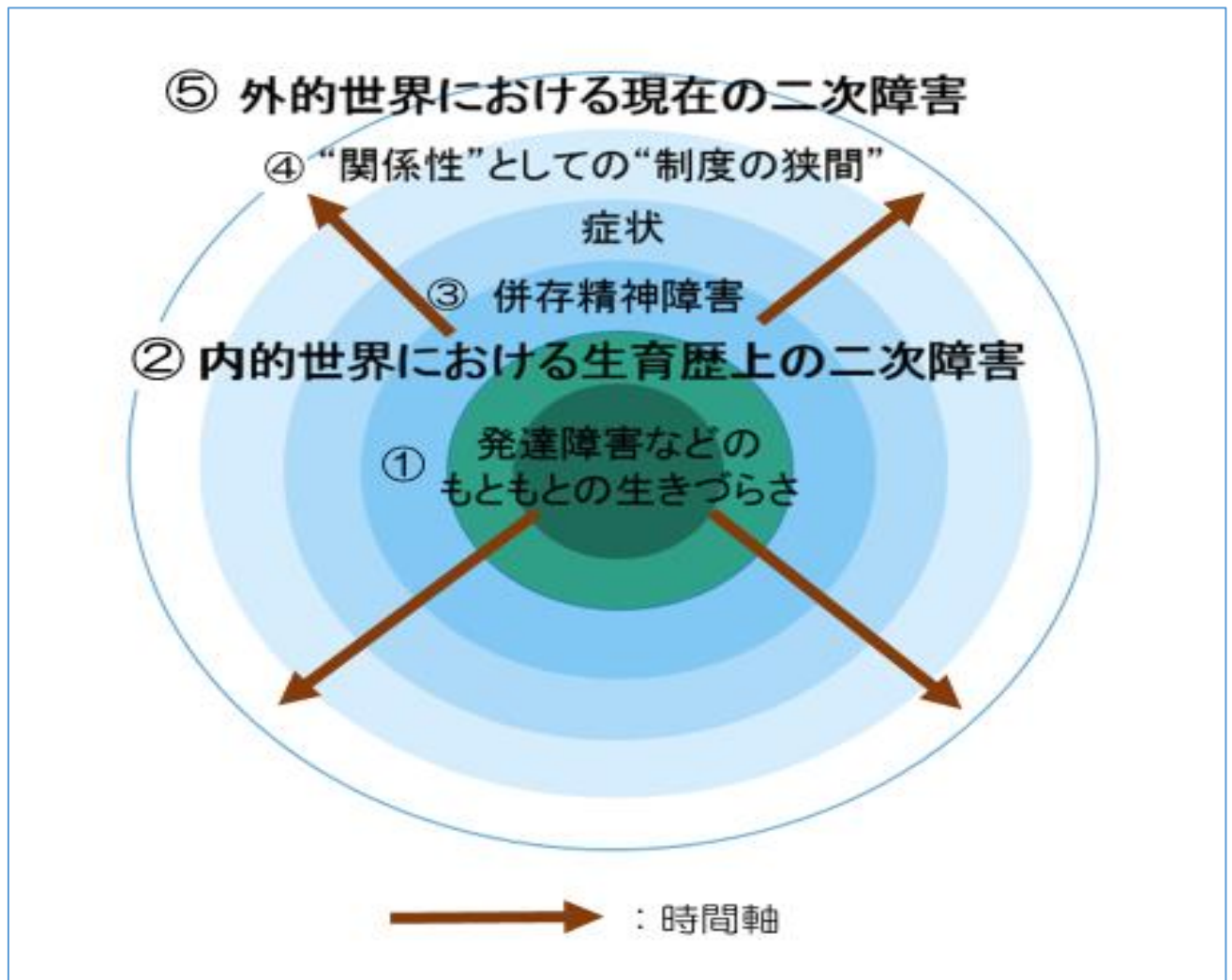


図 3 - 2 「社会的孤立」事例における二次障害の生活史モデル

つまり、「制度の狭間」の課題を抱える人々の背景として、CSW がこれまで見落としていたことには、①もともとの発達障害などの「生きづらさ」があるだけではなく、②それら生きづらさに対する家族や友人・知人、地域住民など周りの人々の無理解・無配慮による不適切な対応（注意叱責、からかい、無視など）が繰り返され、「内的世界における生育歴上の二次障害」として、自己評価・自尊感情の低下、歪んだ認知や病的な判断等の対人関係の歪みや適応上の問題——例えば、周囲の働きかけを被害的、迫害的に解釈してしまう——を引き起こしている。③さらに統合失調症、鬱病、双極性障害、不安障害、強迫性障害など「併存精神障害」が合併し、深刻化することで、④ひきこもり、「ゴミ屋敷」など「制度の狭間」の課題を抱えるに至るのではないかと考えられる。⑤そして「制度の狭間」の課題を抱えることによる家族関係の悪化、「近隣トラブル」等が起き、現在（外的世界）においても他者との「関係性」における二次障害が生じ「社会的孤立」となっている。

このように「二次障害」によって「社会的孤立」となっている対象者について、この①

から⑤を改めて整理すると、図3-3のように示すことができる。すなわち、②「内的世界における生育歴上の二次障害」は、①「生きづらさ」から生じるものではあるが、③「併存精神障害」の発現や④「制度の狭間」の課題が生じることによって、相互作用を伴いさらに深刻化してきた。また、このように相互作用を伴って蓄積された二次障害は、⑤現在における他者との「関係性」によってさらに悪化するなど、本人の②内的世界における二次障害と⑤外的世界における二次障害も相互作用を伴うのである。より明確に述べるのであれば、①から⑤は階層的に存在するのではなく、常に相互作用を伴い（本人の内的世界において）二次障害として蓄積されてきており（②）、また現在も（外的世界における他者との「関係性」の中で）蓄積され続けているのである（⑤）¹¹⁾。

このように「社会的孤立」を捉えると、現象化している問題のみへの対応では不十分だと考えることができるだろう。すなわち「社会的孤立」を捉える視座として、現状、図3-3を右下から見る視点からしか捉えられていないと考えられ、現象化している問題が前面に見えているといえる（図3-4）。

もちろん、そもそも併存精神障害に対し医療的介入がされていなかったり、その背景にある発達障害が見逃されていたりすることも決して少なくはないと考えられるため、これらの可能性についても専門職がアセスメントし、介入することも重要であろう。しかしこのような「現象化している問題のみへの着目」では支援に限界があり、二次障害を含めて、俯瞰的に（図3-2、および図3-3のように）「社会的孤立」を捉える必要があると考えられる。すなわち、単に“「制度の狭間」を埋める”ための支援（④に対するコミュニティワーク的介入）や、併存精神障害等に対してのみの対応（①、③への医療的介入）だけではなく、生育歴についても十分にアセスメントし、これら2つの二次障害、すなわち内的世界における生育歴上の二次障害、および外的世界における現在の二次障害に対してコミュニティ“ソーシャルワーク”を展開していく必要性が示されるのではないだろうか。事例（3）のように、外的世界における現在の二次障害が緩和されることで、併存精神障害の症状が和らぐこともあると考えられる。

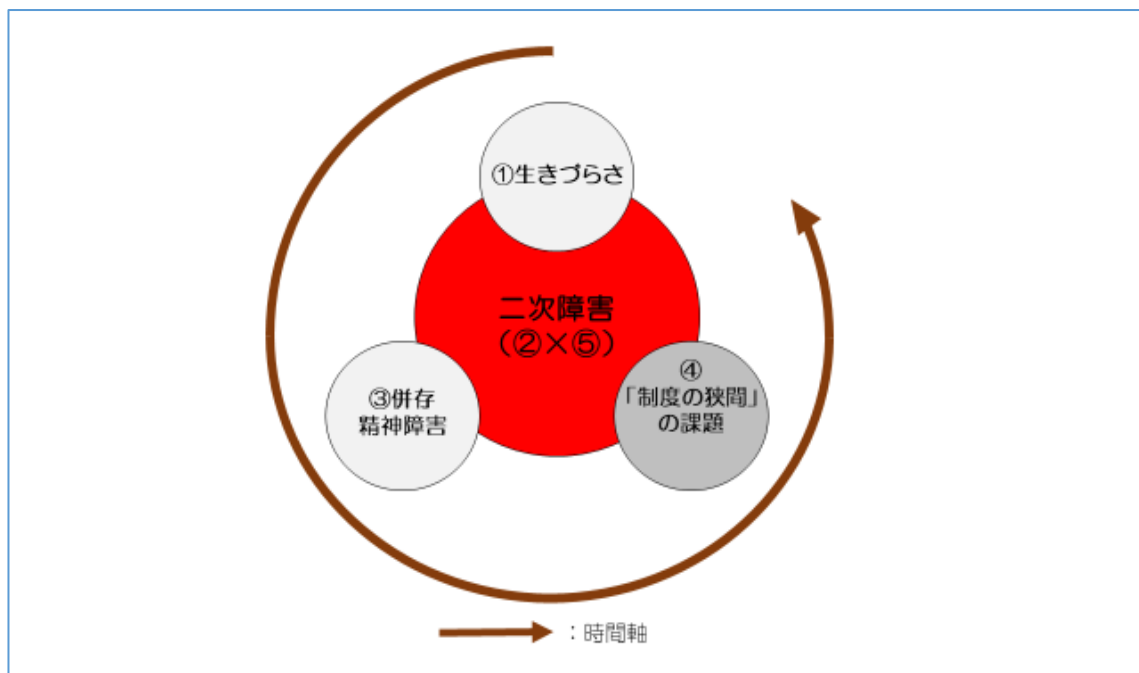


図 3 - 3 二次障害の「相互作用モデル」

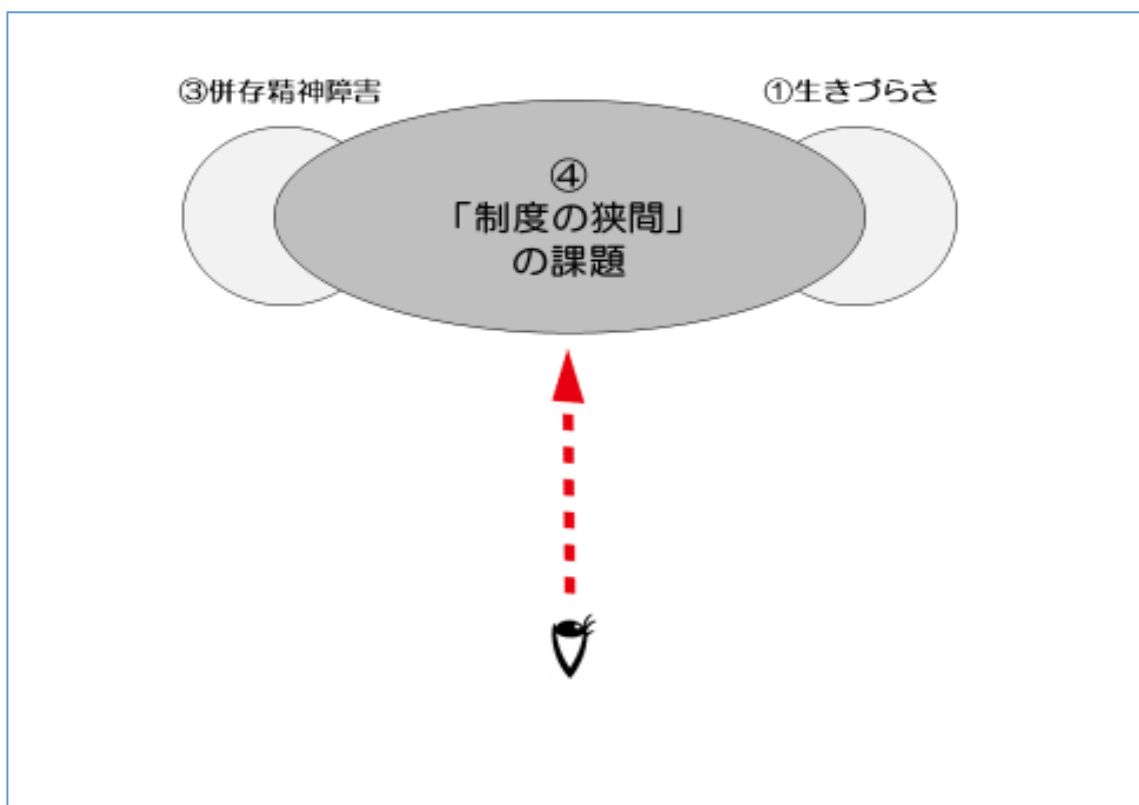


図 3 - 4 現象化している問題のみへの着目

二次障害に対する支援の重要さは、PTSD と関連しても同様に考えられる。フェレンツイ (2000) は、虐待を受けた時だけではなく、必要とする助けが得られなかったという「ひとりでいること」も外傷体験となり得るとする。小澤 (2007 : 188) も、トラウマの回復過程では、「安心して寄り添ってくれる誰か、話を聴いて受けとめてくれる他者の存在によって、安心感、安全感が生じ、否定的な感情や思考を中和する」ことが重要であるとしている。水島 (2011 : 51) も、「安心できる環境を提供したり、話を聴いて肯定したり、本人が希望することをやってあげたりすることによって、『自分、身近な人、世界への信頼感』がとり戻されて」いくとして、「衝撃的なできごとのあとに PTSD を発症するかどうかを予測する最大の要因は、身近な人による支えの有無」と述べる (同上 : 63)。つまり、できごとそのものだけではなく、「トラウマ体験後の経過」 (同上 : 31) がどのようになされたかが重要であり、このことから、発達障害そのものだけではなく、他者との「関係性」における二次障害に対して支援を行うことの重要性を確認できるだろう。トラウマの「環状島」モデルを提唱する宮地 (2013 : 45) も、対象者が苦悩の声を聞いてもらえるか、支援を受けられるかどうかは、「声の受け手であり、支援の支え手である社会のあり方によって大きく変わる」と、支え手としての「社会」のあり方の重要性を指摘する。

加えて、「トラウマ体験そのものの記憶が苦しいという以上に、現在の『生きづらさ』が一番の苦しみ」 (水島, 2011 : 14) と感じることもあるとされることから、生育歴上の二次障害だけではなく、現在における二次障害にも目を向ける必要があることも、同様に重要であることがわかるだろう。

また、子どもへの支援の議論ではあるが、発達障害と二次障害との「連続性」について指摘している小栗 (2010 : 41) は、「出生後の経験に根ざした学習がすべての鍵を握っている」として、次のように述べる。発達障害には、中枢神経起源のハンディキャップが想定されるが、二次障害発生のメカニズムは経験学習によるものである。すなわち、子どもを取り巻く「環境」や、子どもと接する人への働きかけによって「二次障害はいくらでも予防できる」のである。このように二次障害へ着目する意義について強調し、②生育歴上の二次障害、⑤現在の二次障害への支援や予防ができる可能性を示唆している。

以上、CSW による「制度の狭間」支援の展開可能性について、“どのような枠組みで捉えるか”という、主にソーシャルワーク理論モデルについての検討を行った。それにより、「制度の狭間」を「関係性」の課題として捉え、その背景にある発達障害などの生きづらさによる生育歴上の二次障害や、現在における地域住民など他者との「関係性」における二次障害に対して、CSW として支援を展開していく重要性を確認した。次章では、これら2つの二次障害に対して“どのような枠組みで支援するか”という支援の具体的な展開について詳細に論じていきたい。

注

- 1) 内的世界（内的対象世界）とは、クラインが確立した「対象関係論」における概念であり、ここでの個別支援とは、二次障害による歪んだ認知や病的な判断などに対する「対象関係論」を援用した支援を指すが、詳細の検討は第5章に譲り、本章では概念の提示に留めたい。
- 2) 小林（2007：166）では、自閉症についてこれまで、「乳幼児期早期に顕在化してくる対人関係の問題を中核とした発達障害であるにもかかわらず、対人関係そのものを取り上げることなく、子供の側の特徴ばかりに注目してきた」とし、「二者関係の場合であればもう一方の当事者である養育者を初めとするわれわれの側にも、あるいは2人の関係そのものにも言及するのは当然のこと」と指摘している。加えて、発達障害は「個体と環境との相互作用の結果の産物として理解する必要がある」（小林，2012：119）として、「一人の障害の子ども（成人）の呈する一見した負の様相の中には、こうした対人関係の中で形づくられた面がある」（小林・鯨岡，2005：32）と、発達障害に関しても「関係性」に着目することの重要性が強調されている。
- 3) 二次障害概念については、二次的に生じた情緒的・心理的問題だけではなく、併存精神障害を含む議論も見受けられるが、本研究では便宜上、併存精神障害概念とは分けて論じていきたい。すなわち、「周囲からの注意や叱責，からかい，無視など不適切なかかわり方・対応などのために，ひきこもりや非行，無気力，自信喪失，自己評価・自尊感情の低下や，周囲の働きかけを被害的，迫害的に解釈しがちになるなど対人関係の歪みや適応上の問題を引き起こすこと」を二次障害として論じていく。
- 4) 長久手市社協では、個別支援と地域支援を連動させ支援を行うため、筆者にて「CSW 計画書」を作成した。同計画書では、個別支援を「個人に対する支援」，「家族に対する支援」，「地域住民など他者から行う個別支援」の3つに分け、「地域住民など他者から行う個別支援」と地域支援（地域に対する支援）との相互作用で支援を考えられるよう計画書を設計している。
- 5) 川向・中谷（2016：24）は、浜松市におけるコミュニティソーシャルワーク事業について、「委託・受託関係の中では、浜松市行政の意向が強く反映される傾向があり」，「委託元と委託先の関係性や事業の継続性，予算財源の問題など，コミュニティソーシャルワークにかかわる実践的議論からは次元が異なる事柄が優先課題とならざるを得ないところにジレンマが生じることを挙げている。本研究で取り上げる長久手市・長久手市社協においても，2020年度に，長久手市・福祉課の意向もあり，長久手市社協における人事体制に大きな変更があった。本研究で取り上げる長久手市社協における実践は，いずれも2019年度までのものであることを断っておきたい。また長久手市社協 CSW における地域支援の詳細については第4章で確認したい。
- 6) 本ケースでは、家屋の清掃後クライアントから「家が片づいて、初めて、これまでの生活が普通ではないことがわかりました。」「これからは、これを維持していきたいと思います」との弁あり。CSW の介入により生活意欲も回復していることがわかる。
- 7) 長久手市社協にて CSW が実施している地域福祉学習会については、第4章にて詳述する。
- 8) ソルデン・サリ（2000）は、片づけられない女性の中に ADHD を見出している。
- 9) 土屋垣内ら（2015：32）では、ためこみ症（Hoarding Disorder）は、DSM-5 で新たに精神疾患と

して定義されたが、『『ゴミ屋敷』や『多頭飼育 (animal hoarding)』といった状態像は、通常、理解しがたい奇異なものとして、野次馬的関心の対象となることが多く、「DSM-5では新たに、ためこみ症という疾患概念が登場したが、ためこみ症について本邦ではまだよく知られていない状況である」としている。

10) 「社会的孤立」事例全てにこの「二次障害」概念、「併存精神障害」概念を“当てはめる”（もしくはパターン化・スティグマ化する）ことを企図するものではないことに注意したい。ここでは、二次障害への着目により「社会的孤立」支援における新たな視座を見出せる可能性を検討し、その上で、支援の「枠組み」（第4章）や、「実践理論」（第5章）についてさらに検討を深めていきたい。

11) 「社会的孤立」に関連し、「社会的排除」について岩田（2008：26）は、次のとおり述べている。社会的排除は、「ある状態」というよりは「プロセス」である。社会的排除という言葉は、「誰かが誰かを排除する」といった「動詞」として捉えられ、排除の原因と結果の連鎖のようなプロセスとして理解されており、「結果と原因がエンドレスの連鎖として示される」。この「社会的排除」概念との関連は終章にて詳述するが、本研究においても「社会的孤立」となるプロセスに着目し、とりわけ他者との関係性で生じる二次障害に焦点を当て検討を進める。加えて、これら「二次障害」は、①「生きづらさ」から生じるが、「原因と結果の連鎖」として、③「併存精神障害」の発現や④「制度の狭間」の課題が生じることによって、相互作用を伴いさらに深刻化すると考え「相互作用モデル」とした。

第4章 コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援と地域支援の統合の可能性

—二次障害による社会的孤立に対するコミュニティソーシャルワークの支援の「枠組み」

前章では、CSWによる「社会的孤立」支援における支援の「焦点」について検討した。すなわち、「制度の狭間」の課題を抱え「社会的孤立」状態にある人々を“どのような枠組みで捉えるか”という、主にソーシャルワーク理論モデルについての検討を行い、「二次障害の生活史モデル」として整理した。これにより、「制度の狭間」を「関係性」の課題として捉え、その背景にある発達障害などの生きづらさから生じる生育歴上の二次障害や、現在における地域住民など他者との「関係性」における二次障害に対して、CSWとして支援を展開していく重要性を確認した。これらの議論を引継ぎ、本章の目的は、「二次障害による社会的孤立」に対して“どのような枠組みで支援するか”というCSWの支援展開可能性を探ることである。

第1章でみてきたように、本研究では、個別支援と地域支援の一体的展開による「重複領域」の意義を見出し、また意味付けすることにより、「地域共生社会」の実現に向けたCSW特有の役割、機能が浮かび上がり、コミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の確立につながると仮定し検討を進めていく。このことを前提として本章では、まず「地域共生社会」についての理論的検討を行う（第1節）。そして、CSWによる個別支援と地域支援の統合の可能性について、長久手市社協の実践から実践的検討を行う（第2節）。これらのことから、CSWによる支援の「枠組み」について考察していく（第3節）。

第1節 理論的視座としての社会モデル

—「地域共生社会」の実現に向けた「我が事」への気づきのプロセス

現在、日本では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指している。この「地域共生社会」を実現するために「地域力強化検討会最終とりまとめ」（地域力強化検討会編，2017）が報告され、これを受けて社会福祉法の改正（2018年4月）がなされている。この「最終とりまとめ」では、「地域共生社会」について以下のような文言がある。

「地域共生社会」という言葉について改めて考えてみると、例えば、障害者基本法では明文で「地域社会における共生」の理念が掲げられ、障害福祉施策を中心として、様々な施策が行われてきた・・・（中略）・・・それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし・・・（中略）・・・個の課題と向き合う中で他人事と思えない地域づくりに取り組む（地域力強化検討会編，2017：4）。

このように障害者基本法（以下、基本法）における理念を確認し、個別支援を通じて「我

が事」とするよう働きかけることが方向性として示されている。また藤井（2018：46）は「地域共生社会」の実現に向けて、障害者の権利に関する条約（以下、条約）の「批准のための整備に向けた障害者基本計画から障害者差別解消法に至る、一連の制度・施策の成熟度を中核的な課題にする必要」があるとして、「社会モデルの拡大」とともに「社会的包摂施策を含み込みながら進めるべき」であると指摘している。これら障害福祉に関連する議論を受け改めて日本における障害福祉施策について確認すると、まず、基本法の改正（2011年）に先駆けた条約の署名（2007年）が挙げられるだろう。すなわち、国内の障害当事者等からの、条約の「批准に先立ち国内法の整備等を進めるべきとの意見」（障害者政策委員会編，2018：4）を受け、「いわゆる『社会モデル』の考え方や『合理的配慮』の概念が新たに取り入れられ」たのである（同上：1）。

この「社会モデル」に関連して、「ディスアビリティ」、すなわち「身体的なインペアメントを持つ人のことを全くまたはほとんど考慮せず、したがって社会活動の主流から彼らを排除している今日の社会組織によって生み出された不利益または活動の制限」（石川・長瀬，1999：15）について、川島ら（2016：149）は次のように述べている。社会モデルにおいては、ディスアビリティは「インペアメントそれ自体ではなく、インペアメントと社会的障壁との相互作用によって生じるとし、とりわけ社会的障壁の問題性を強調する。社会的障壁とは、建築構造や法律の不備だけでなく、非障害者を中心に形成された社会の支配的価値観や慣習行動なども含む概念である」。

これらを踏まえて、次に「差別」について改めて考えていきたい。差別とは、「障害に基づくあらゆる区別、排除、又は制限」であり、「あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）」とされている（条約）。「差別は形を変えて見えにくくなっているだけで、私たちの心に残っている。それが時に表面化し、何らかのきっかけによってあらわになる」（栗田，2015：17）ように、物理的側面だけではなく、社会的障壁同様人々の——とりわけ、大多数の非障害者によって構成されている社会の——「意識」に因る部分が多い。

つまり、障害についてより正確にまとめるのであれば、社会参加が妨げられること、日常生活や社会生活が相当な制限を受ける状態の原因は、本質的には個人の機能障害そのものではなく、その機能障害と事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁との相互作用によって、自覚的かあるいは「無自覚的」に区別、排除、制限する「社会意識」が生じ、個人の心身機能の障害を持つ人を差別する社会（差別社会）を生み出し、その社会によって区別、排除、制限されている——すなわち、困難を生じ「させられている」——人が障害者なのである。

さて、これまで「地域共生社会」の実現について考えるために社会モデルの視点について改めて確認してきた。障害の概念を「個人モデル」から「社会モデル」へと転換することとは、個々の人々の意識変革と同じである。個々人の意識変革を通して社会全体の意識（社会意識）が変革される。しかし、「個人モデルから社会モデルへ」と簡単に言えて

も、その「プロセス」を経なければ転換は難しい。それは、常に心身機能の障害がその個人と「ともに」あるからであり、個々人がそのプロセスを経てこなければ、そこはブラックボックスとなる。納得しないまま押しつけられ、強要された考えとして、依然として個人モデルは個々人の意識の奥深くに残り続け、また差別（意識）は抑圧され、障害問題の解決からさらに遠ざかってしまうだろう。

このように考えてみると、「社会モデル」および「障害」を取り巻くこれらの議論、とりわけ無自覚的な差別意識や気付きのプロセスの重要性については、「地域共生社会」の実現と非常に関連が深いと見ることができるだろう¹⁾。地域力強化検討会編（2017：4）においても、『我が事』の意識は、誰かに押し付けられるものではない。『共生』は『強制』されることで画一的になってしまう」と、単に考え方が強要されてしまうことについて警鐘が鳴らされている。

加えて、これらの議論は「つながり」ができない「制度の狭間」の課題を抱えている人々を取り巻く状況にも関連している。コミュニティソーシャルワークおよび社会的排除に対するソーシャルインクルージョンについて、山下（2011：16-17）は次のように述べている。「周囲との関係が希薄で、ひとりで生きる者は集まることはおろか、発言することもない。また、あからさまな否定的言辭を浴びせられることもなく、社会の一隅で息を潜めて暮らしている」。そして、「インクルージョンは、社会の側からではなく、あくまでも排除された側の視座から実現されなくては、抑圧の片棒を担ぐことになりかねない」（同上：17）と、周囲との関係が希薄で社会的孤立や社会的排除に陥れている人々の差別や抑圧が「潜在化」していること、そしてコミュニティソーシャルワークの支援展開によって当事者の視座からのインクルージョンが可能となることを指摘している。

この点について、コミュニティソーシャルワークによって個別支援を通じて地域へも働きかけられ、一体的に支援を展開できることを確認したい。すなわち、「排他的なコミュニティの現状を改善し、生活の基盤を創出すること、つまりは福祉コミュニティ形成にこそ、コミュニティソーシャルワークの中核がある」のである（黒澤，2013：22）。「地域を基盤としたソーシャルワーク」を提唱する岩間（2011：8）も、「当事者本人だけの変化を促そうとするのではなく、同時に本人と環境（地域）との相互作用を促進することによって、環境側の変化をもたらし」ことを挙げている。つまり、CSWによる個別支援を地域支援と連動させて展開することにより排他的なコミュニティを改善でき、「無自覚的な差別意識に対する気付きのプロセス」を促すことができるのである。

以上、「地域共生社会」の実現に向けて、条約まで遡り「社会モデル」について改めて確認した。障害者だけでなく、社会的孤立や社会的排除に陥れている人々は、大多数の人々（地域社会）から、「無自覚的」に、そもそも「考慮」もされず困難を生じ「させられて」おり、これら差別や抑圧は「潜在化」している。この「無自覚的」な「(社会)意識」に個々人が気付くことが「我が事」への第一歩であり、この「プロセス」を経ることで「地

域共生社会」の実現に近づくのではないだろうか。そして、それを可能とするのが CSW の実践であり、個別支援と地域支援の統合によりその気付きの促しが可能となると考えられる。

こうした視点から次に、このような理論的枠組みについて長久手市社協 CSW の実践事例からその具体的プロセスを確認していきたい。長久手市社協を取り上げる理由は、CSW による個別支援と地域支援を意図的に連動させ実践を展開しており、これらの統合の可能性を探る本研究の議論において重要な実践事例であると考えられるためである。

第2節 統合についての実践的検討

長久手市社協では、2014年からCSW（筆者）を配置し、5名体制である（2019年3月末現在）。2014年9月に第一期の活動計画を行政（地域福祉計画）と一体的に作成²⁾し、基本的な地域福祉圏域は小学校区であること、そして小学校区ごとにCSWの配置を進めることを明記している（長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、2014）。

長久手市社協では、重点事業として第一次活動計画に示した3つの地域支援事業、すなわち地区社協の設置、「見守りサポーター ながくて」の養成、地域交流のつどい・サロン活動の支援をCSWの地域支援機能として位置付け、CSWによる個別支援と意図的に連動させている。これらの実践事例から、統合の可能性について実践的検討を行いたい。

（1）地域支援の推進を志向した個別支援と地域支援の連動

まずは地区社協の実践について述べていきたい。長久手市社協では、CSWの個別支援との連動を意図して設計された「長久手版地区社協」を小学校区ごとに独自に設置し、そこに専属のCSWを配置している。長久手市社協における地区社協は、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指し、地域の潜在的ニーズに対するアウトリーチ活動を主として、認知症の予防、閉じこもり・ひきこもりの防止、子育て不安の軽減を中心とした部会活動を展開することで、小学校区単位で早期発見・早期対応ができる「感度の良いコミュニティ」を地域住民と共に作ることを目的としている。

これまで地区社協運営委員会において、民生委員や自治会連合会（まちづくり協議会）役員らとCSWの個別支援ケースを共に検討し、CSWの主な支援対象である「制度の狭間」の課題を抱え「社会的孤立」となっている人々の現状やCSWの支援展開について、住民と共有できる機会を作ってきた。加えて部会活動として、様々な事業をCSWの個別支援と連動させながら実施し、「住民の気付きのプロセス」を経て『我が事』の意識の醸成（地域力強化検討会編、2017：6）を図ってきた。

例えば、「起立性調節障害」の子どもを持つ母親からの相談を受け個別支援を行いながら、母親の「起立性調節性障害の周知・啓発をしたい」、「同じ悩みを抱えている方の力になりたい」という思いに応えるため、子育て不安軽減部会にて当事者の母親2人に講話を依頼

し、民生委員や子育て中の母親、学生によって話を聞き、それを冊子化した。ここでは、同疾患に対する無理解によって「無自覚的」に本人やその家族を苦しめている可能性に部会員がまず「気づき」、その上で、同様の気づきを地域住民に促すメッセージを冊子に記載している。

また子どもサロン「もりもり元気食堂」では、「本当に市内に貧困の児童がいるのか」と話していた民生委員が、部会活動を通じて「夜ご飯に食べるものがない」、「孤食である」というニーズを自ら発見し、それらニーズに対応するため「もりもり元気食堂」“延長版”（夜の孤食対策として、食事を無料提供する「見えない化」をテーマとした場）を企画・実施できるようになった。CSW が相談を拾えるだけでなく、地域住民も「我が事」として新たな問題・課題やニーズを発見し、またそれに対して企画・立案できるようになるなど、個別支援と連動して問題解決機能を持つ部会となっている³⁾。

こうした部会活動は、地域の課題に対応して小学校区ごとで取組みを変えている。市内で2人目の CSW として配置された職員が担当する小学校区では、親子で食事作りをする企画を通じて父母との話し合いの場を設け、地域における生活課題や自分達でできる取組みについて話し合った。そこから、「小学生の放課後の居場所がない」と相談を受け、地域住民（自治会長・連合会長、PTA 役員、保護者、ほか）や小学校、行政を交えた複数回にわたる話し合いを経て、集会所にて子どもの預かり機能を持った居場所を開催するに至った。はじめは、「居場所がないのであれば塾に行かせればいい」、「親の甘えではないか」と話していた住民も、当事者との話し合いを経て共働き世帯や母子家庭等の現状に対して理解を示し、最終的には「我が事」として参加・参画するようになった。これらはいずれも、CSW の個別支援事例と連動させながら地域支援を展開していることによるものである。

このような個別支援と連動した地域支援の展開は、早期発見のための「見守りサポーターながくて」の養成や居場所づくりのためのサロン活動支援も同様であり、単に地域支援事業として CSW が実施するだけではない。例えば、介護保険サービスの利用を受け入れられない独居高齢者に対する見守りのため、CSW が訪問し信頼関係を構築した後、見守りサポーターによる定期的な草刈りを通して見守り体勢を構築したり、「8050 世帯」に対して見守りサポーターの定期訪問による見守り・声かけを実施したり、癌に罹患した母子世帯の母親に対して通院の付き添い支援を行うなど、CSW の個別支援と連動させ、地域住民による見守り体制や、地域で支え続けられるための関係性の構築を行っている。サロン活動の支援においても同様、「サロンに参加したい」、「サロンを立ち上げたい」という相談を CSW が受けるだけではない。例えば、子育てサロンに CSW が定期訪問し、乳幼児期の発達（M・マラーによる分離・個体化理論）や交流分析によるストレスマネジメント等について講話をし、そこで母親からの子育て相談に応じるなど個別支援の展開と連動させている。また CSW にて相談対応している当事者が、障害者サロンの運営の担い手になることもあった。このように CSW の担当する地域支援事業はすべて、CSW の個別支援と連動

させて展開している。

(2) 個別支援の深化を志向した個別支援と地域支援の連動

個別支援と連動した地域支援の展開によって早期に発見され、つながった人々に対して CSW が総合相談を行うわけであるが、個別支援において、とりわけ CSW が中心となって扱うケースは、「近隣トラブル」やひきこもり、「ゴミ屋敷」等いわゆる「制度の狭間」の課題を抱えている人々である。「今日では社会的孤立や社会的排除、経済的な困窮や虐待、介護、保育などの生活課題が重なり合って生じており、既存の制度を利用するだけでは解決できないような課題が、地域の中には非常に多くある」（松端，2018：26）といわれるように、単に「制度を紹介し、当てはめる」だけの「制度のマネジメント」に主軸が置かれる支援や、インフォーマル資源を開発するコミュニティワーク的介入により“「制度の狭間」を埋める”だけでは、支援は不十分である。これまでみてきたように、長久手市社協 CSW は「制度の狭間」を、「『つながり』ができない『関係性』に着目した問題認識」であり「複合的な不利を抱えているがゆえに、制度や空間、家族・地域・職場等のさまざまな『つながり』から排除された」（熊田，2015：59）「関係性」の課題として捉えている。そして、「社会的孤立」事例を取り巻く状況について「二次障害の生活史モデル」（第3章）を理論的視座として解釈し、意味づけをしている⁴⁾。

その上で、生育歴上の二次障害や現在における地域住民など他者との「関係性」における二次障害に対して、個別支援と地域支援を連動させて支援を展開していくわけであるが、とりわけ後者の外的世界における二次障害への支援について、個別支援と地域支援を統合し展開することで、個別支援は深化し、さらには「我が事」となる地域支援をも推進できるといった相互作用を生むのではないだろうか。これらのことについて、実際の事例から検討を進めていきたい。

(3) 統合による個別支援の深化および「我が事」の地域支援の推進

個別支援の深化および「我が事」の地域支援の推進について、地域福祉学習会を活用した「近隣トラブル」ケースへの介入事例から確認したい。そのために、まずは長久手市社協で実施している地域福祉学習会の概要をみていく。

地域福祉学習会では CSW が講師となり 30 分から 1 時間程度講話を行い、その後個別相談を実施している⁵⁾。先に取り上げた地区社協の部会活動等に加えて、CSW は認知症や精神疾患による「近隣トラブル」ケース等においても地域住民へ地域福祉学習会を実施しており、テーマについては個別ニーズに即してその解決に必要なものを設定している。一例を挙げると、認知症や精神疾患等については、「病気に対する啓発」だけではなく、「病気と本人の人柄とは別である」ということをも強調して、①早期発見のための教育的啓発、および②偏見をなくすことの 2 点を主な目的としている。また基本的な考え方として「社

会モデル」の考え方を採用し、「周りの対応が変わることで本人が変わる」ことを強調している。

それでは、具体的なケースを取り上げて検討してみたい。ここでは、「二次障害による社会的孤立」事例に対する CSW の支援の「枠組み」について検討するため、第 3 章で確認した事例の一つ（第 5 節（3））を取り上げ、個別支援と地域支援の統合による意義を探っていく。なお、長久手市社協において、地区社協を新規に設立した 2015 年 6 月から 2018 年 8 月までの期間で、CSW の対応件数（述べ 7,838 件）の内、地域支援等の相談（地区社協やサロン等の運営相談等）を除く個別支援の対応実人数は 216 人であった（住民や関係機関から情報提供があったのみのケース（未介入）や介護保険制度等フォーマルサービス利用、サロン紹介・マッチング等の相談も含む）。その内、周囲の無理解等による二次障害を呈していた件数は 123 件（56.9%）であり、この内何らかの地域住民・組織への介入（地域支援を通じた個別支援）を行うことで状況に改善がみられたのは 74 件（60.2%）（全体の 34.3%）であった。また二次障害を呈していた 123 件のうち、制度等へつなぎ改善したものは 71 件（57.7%）（地域住民・組織への介入により改善したケースと 36 件重複あり）であった。ここでは、これらの内の 1 ケースを典型事例として提示するものである。

《事例：二次障害により社会的孤立となっていたケースへの個別支援と地域支援の統合による対応》

C 氏は 50 代男性である。これまで近隣との関係は良好であったが、数年前から、隣人 D 氏（40 代女性）との“ちょっとしたトラブル”をきっかけに、何かあると怒鳴る、監視するなどの行動をとるようになった。また行政職員等が本人との接触を試みるも、支援にはつながらなかった。

その後数年経ち CSW が配置され、民生委員を通じて CSW に相談が入った。行政職員から事前に当時の状況等について情報収集し、その後、支援会議を経て改めて行政職員と同行訪問し C 氏本人と接触を図り、アセスメントを行った。それらをふまえ民生委員と共に D 氏宅に訪問した。D 氏の話の傾聴した後、CSW から二次障害概念、本人から見える世界の見え方（内的世界）などについて説明をした。すると、D 氏や民生委員は「はじめて、これまでの C 氏の言動の意味がわかった」、「C 氏がいると不安だったが、一番不安が強いのは実は C 氏ではないのか」と、C 氏に対する見方が排除する考え方から「私たちが C 氏にできることは何かないか」と変わった。そこで、再度行政職員と支援の方向性について検討した上で、民生委員の声かけにより、もともと同じように C 氏のことで悩んでいた近隣数世帯を招き地域福祉学習会をクローズな形で実施した。診断をするわけではなく、あくまで一疾患等に対する学習会という形で CSW から講話を行った。

そこでは、「C 氏に対して、自分たちができることは何かないか」ということが話し合われた。その結果、近隣住民で、一定の社会的距離は保ちつつも「自分たちから C 氏に挨拶をしよう」と決めた。それ以降 C 氏と顔を合わせると、これまでのように避けるのではな

く、あたたかい声かけをするように近隣住民が変わった。これまで C 氏と居合わせるのを避け生活しづらかった近隣住民は、「自分たちから挨拶をすると皆で決めたことで、気持ちが前向きになれた」という。そして次第に C 氏も、自ら D 氏ら近隣住民に話しかけるようになるなど変化が見受けられ、最終的にトラブルは減少した。

これらのプロセスを要約すると次のとおりである。すなわち、C 氏の（併存精神障害の可能性を否定できない）「問題行動」に対して悩んでいた D 氏ら近隣住民であるが、CSW の介入（面接、および地域福祉学習会の実施）により C 氏への理解が深まり（本人の人柄・性格と病気・障害を分けて考えることができ、またこれまでの言動の意味を「解釈」できるようになり）、自らの「無自覚的」な態度（例えば、顔を合わせると避ける）が C 氏の生きづらさを助長（歪んだ認知・「迫害的」な内的世界の強化に無自覚的に「加担」）していたことに「気付き」、（若干の罪悪感と共に）「我が事」となり、そこから「はじめて」本人支援のあり方を考えていった。結果として D 氏ら近隣住民らの対応が変わり（社会的障壁がなくなり、次第に二次障害も解消され）、C 氏の「問題行動」（生きづらさ）が軽減した。

このように、CSW による個別支援と地域支援を意図的に連動させ支援を展開することで、「近隣トラブル」ケースに介入ができた（個別支援の深化）だけではなく、近隣住民へ「気付き」を促すことができ、それによって近隣住民も「我が事」となったと考えられる。

以上みてきたように、長久手市社協においては、CSW による住民のマネジメントを基盤として、①「制度の狭間」を取り巻く「内的世界における生育歴上の二次障害」と「外的世界における現在の二次障害」に対する CSW の個別支援展開と、②地区社協や地域福祉学習会等の地域支援とを連動させて実践を行っており、そこには「社会モデル」の考え方が通底している。ここで強調すべき議論として、①個別支援と②地域支援をそれぞれ別の機能として分化させてしまうと、これらの統合による相互作用は生じないため、「無自覚的」な差別「意識」への「気付きのプロセス」を促すことはできず、また「外的世界における二次障害」も解消されないと考えられる。すなわち、両者を「統合」することによって相互作用が生じ、個別支援を深化ならしめるだけではなく、地域支援もより推進できるのである。

第3節 考察

—コミュニティソーシャルワーカーによる二次障害支援と社会モデル

本章では、「二次障害による社会的孤立」に対する CSW の支援の「枠組み」について、個別支援と地域支援の統合の議論からその展開可能性を探った。ここでは、次のことを明らかにした。個別支援と地域支援の統合によって、とりわけ外的世界における現在の二次障害への有効なアプローチにつながり、「社会的孤立」事例への個別支援は深化する。また「社会的孤立」や「社会的排除」に陥れられている人々は、大多数の人々（地域社会）から無自覚的に、そもそも考慮もされず困難を生じさせられており、これら差別や抑圧は潜

在化している。この無自覚的な社会意識に個々人が気付くことが「我が事」への第一歩であり、個別支援と地域支援を統合した CSW の支援展開に地域住民を巻き込むことによって、この気付きを促すことができる。このプロセスを経ることで「我が事」となり、「地域共生社会」の実現に向かうと考えられる。松端（2020：81）の指摘する個別支援と地域支援の「2つの機能の重複領域」の意義について、個別支援が深化するだけでなく、「我が事」の気付きの促しが可能となる等、「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進という相互作用を可能ならしめ、相乗的な実践が可能となる点に、CSW 特有の役割、機能を見出すことができると考えられる。

加えて、これまでみてきた「二次障害」概念についても、社会モデルの考え方を援用すると次のような意味を見出すことができる。本研究では、「制度の狭間」を「関係性」の課題として捉え、その背景に2つの二次障害（内的世界、および外的世界）を規定し、それらに対して個別支援と地域支援を統合し支援を展開する重要性を確認してきた。この二次障害の概念については、社会モデルの考え方——すなわち、障害はインペアメントそのものではなく、社会的障壁との相互作用で生じる——と同様の構造を持っているのである。つまり、本人の病気や障害（インペアメント）そのものが問題なのではなく、家族や地域住民など他者（大多数の人々（＝地域社会））との強弱関係を伴う相互作用によって生じる「生きづらさ」（例えば、社会モデルでいう「障害」）と、その連続上にある「関係性のなかで生じる問題」（例えば、二次障害）が CSW の支援の焦点の重要な要素の一つであると考えられる。CSW として、個別支援と地域支援を統合し、このような「関係性のなかで生じる問題」に対してアプローチすることが肝要であり——加えて、個別支援と地域支援の統合により有効なアプローチにつながり——これらの枠組みにおいて、その支援展開に地域住民を巻き込むこと（個別支援展開や地域福祉学習会の実施、地区社協部会活動を通じた意識変革等）によって「我が事」となり、「地域共生社会」の実現に向かうと考えられる。

注

- 1) 2018年4月に社会福祉法が改正され、第4条（地域福祉の推進）においては、新たに「地域生活課題」が規定された。第4条第2項（2021年改正社会福祉法第4条第3項）では、①福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、②地域社会からの孤立に関する課題、③あらゆる分野に参加する機会の確保の課題、の3つの「地域生活課題」について把握し、関係機関と連携し解決を図ることが「地域福祉の推進」とされている。この中で、とりわけ②、③については「社会モデル」を援用したアセスメントが必要となり、社会モデルの考え方は今後ますます重要視されるといえよう。またこれに伴い、「制度の狭間」の課題をどう

捉えるかについても社会モデルをベースとした捉え方（ソーシャルワーク理論モデル）が必要となると考えられる。これらについても、本研究で提示する統合の枠組みが非常に有用であると考えられる。

- 2) 本研究で扱う長久手市社協においては、個別支援と地域支援を「意図的に」連動させるために、一人の専門職（CSW）が個別支援と地域支援両方の機能を担っている。本研究ではそれらの統合の可能性を探っていくわけであるが、第2章で確認したように、松端（2017b:24）のいう「文字通りの意味での『地域支援』」を行うために、社協職員全員がCSW、すなわちコミュニティソーシャルワーク機能を持った職員であるという認識のもと、全職員が「各担当業務を通じた地域支援及び仕組みづくり」を志向できるよう、社内でプロジェクトチームを立ち上げ、第二期活動計画の策定を通じてそのあり方について検討を重ねた。
- 3) 長久手市では、小学校区単位で「まちづくり協議会」を設け、予算・権限を渡し、校区単位で各団体が集まりそれぞれの課題を話し合い、事業化する取り組みが進んでいる。地区社協は、このまちづくり協議会とも連携して活動を展開している。例えば子どもサロン「もりもり元気食堂」では、まちづくり協議会にて予算を確保してもらえよう働きかけてきた。この結果、共催で開催する運びとなり、予算確保だけでなく、会場の優先予約、調理器具等の充実化、当日スタッフの協力など、行政施策との連携による活動基盤の強化につながっていった。
- 4) 第3章第2節で確認したように、全国的に「制度の狭間」とは、孤独死、ひきこもり、虐待、多重債務、DV、「ゴミ屋敷」、ホームレス（勝部，2015）や男性介護者、性暴力被害者、自殺（松端，2017b:6-7）等が挙げられるだろう。長久手市社協では必ずしもこれらすべての背景に二次障害を規定しているわけではない。ただし長久手市においては、これら二次障害によって「関係性」の課題としての「制度の狭間」の課題を抱え、「社会的孤立」に至るケースが多く、またとりわけ支援においては専門性が求められるため、特に重要な実践としてCSWが支援に取り組んできた。本研究においても同様に、二次障害により「制度の狭間」の課題を抱え、「社会的孤立」に至る蓋然性は高いと考え、「二次障害による社会的孤立」に対する個別支援と地域支援の統合を重要な課題として取り組んでいきたい。
- 5) 地域福祉学習会のテーマとしては、例えば次のとおりである。アルツハイマー型認知症、MCI（軽度認知機能障害）、ピック病による認知症、レビー小体型認知症、高齢者虐待、高齢者の閉じこもり、若者のひきこもり、うつ病と自死、アルコール依存症、パーソナリティ障害、統合失調症、「ゴミ屋敷」・過剰多頭飼育、子育て不安、発達障害、乳幼児期の発達、交流分析、生活福祉資金貸付制度等である。

第5章 「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク 実践理論の展開可能性

—「関係性のなかで生じる問題」としての「被害感」への着目

これまで、CSWが「社会的孤立」支援を展開する上での支援の「焦点」、および「枠組み」について考察してきた。これらの分析から、支援の「焦点」については、家族や地域住民など他者との強弱関係を伴う相互作用によって生じる「生きづらさ」と、その連続上にある「関係性のなかで生じる問題」が、重要な焦点の一つであることを確認した。また支援の「枠組み」については、個別支援と地域支援の「統合」によって「社会的孤立」に対する個別支援が深化すること、また無自覚的な社会意識—大多数の人々（地域社会）による無自覚的な差別や抑圧—の気付きの促しが可能となるなど地域支援の推進につながることを明らかにした。このように個別支援の深化、および「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進という相互作用を可能ならしめ、相乗的な実践が可能となる点にCSW特有の役割、機能を見出した。

本章では、これらの議論を踏まえ、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」事例に対して、CSWが“どのようにアプローチができるか”という具体的な「実践理論」についてさらに検討を深めていきたい。ここでは、「関係性のなかで生じる問題」の一つとして、「被害感」に着目し検討していく。

この「被害感」とは、例えば次のようなものである。「周りから、自分のことを笑われているように感じることもある」。「何となく、相手から嫌われているように感じてしまう」。「(休職中に)妻のかける掃除機の音が、『早く働け』と言っているように聞こえる」。これらは、筆者がCSWとして対応した相談事例における「被害感」の一例である。またこうした事例とともに、「被害感」によって加害行為に至る事例や支援拒否の事例等、「被害感」が強いが故の「支援困難」事例も多く認められた。

このように「被害感」があり、他者や社会と「つながる」ことが難しい「社会的孤立」事例に対しては、ストレングス・モデルなど既存の理論・方法論では支援が困難となる場合があると考えられる。そこで本章では、現行のコミュニティソーシャルワーク理論・方法論に「クライン派対象関係論」を援用することで、「関係性」に課題を有する「社会的孤立」事例に対してどのような支援が可能となるか探ることを目的とする。

研究方法としては、筆者のCSWとしての実践記録から探索的な分析を行う。はじめに、問題の所在として、「関係性」への支援の重要性の高まり（第1節）や、現行のコミュニティソーシャルワーク理論・方法論の有用性や限界（第2節、第3節）、「被害感」へ着目する理由等（第4節）について確認する。次に、「クライン派対象関係論」の諸概念について概観する（第5節）。そして、これらを援用することでどのように対象者の「内的世界」を理解することができ、また支援が可能となるのか実践的検討を行い（第6節）、実践理論と

してその展開可能性を探る（第7節）。

第1節 問題の所在

—「地域共生社会」の実現に向けた「関係性」への支援の重要性

「地域共生社会」の実現に向け、「社会的孤立」や「社会的排除」の状態にある人々への支援が重要視されている（地域力強化検討会編，2017：4）。山崎（2017：36）は、「社会的孤立」を「人との接触が欠如し，社会的な活動に参加せず，困った時に頼りにできる人がいない」状態であると規定し，社会の最も基盤となる「つながり」が弱体化している「基盤的なリスク」であると強調する（同上：106-107）。この「社会的孤立」支援では、「つながり続けることを目的とするアプローチ」，すなわち「伴走型支援」が重要とされる（地域共生社会推進検討会編，2019：5）。合わせて，「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」を重視する必要もある（同上：6）。これらは「支援の両輪」であり，「生活全般の問題を本人の視点でとらえ」支援を展開することが求められている（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟，2019：1）。

このように，「社会的孤立」状態にある人の「視点」を捉えた上で専門職，地域住民が「つながる」ことを企図することが重視されている。すなわち「本人の視点に立った“関係性”への支援」の重要性が高まっているといえる。しかし「社会的孤立」状態にある人々が抱えている課題の中には，「制度の狭間」と呼ばれるように，そもそも対象となる制度がないものも多いだろう。これまでみてきたように，「制度の狭間」は「関係性」の課題であり，「近隣トラブル」として現象化しやすいことも指摘されている（熊田，2015）。

これらは「支援困難」事例の議論とも関連が深い。岩間（2009：109）は「支援困難」事例の発生要因として，①強い不安や精神的不安定，疾病等の「個人的要因」，②家族不和や近隣住民とのトラブル，地域の偏見や無理解，地域からの孤立や排除等の「社会的要因」，③援助関係の形成不全，環境への不適切な働きかけなど援助者側の「不適切な対応」の3つを挙げ，「これらの要因が重なるところ」に「支援困難」事例が発生するとしている（岩間，2019：83）。加えて，サービス拒否，家族関係をめぐる問題など「支援困難」事例は「きわめて多種多様」であり，「近隣住民との人間関係上のトラブルが上乗せされると，その困難さは一気に増幅する」とされる（同上：80）。

このように，「社会的孤立」支援を検討する上では他者との「関係性」への支援が肝要であり，CSWによる支援展開が期待されている（室田，2014）。この点について，個別支援と地域支援の総合的展開（菱沼，2012）によって「関係性」への支援が可能となるという点で有用性がある（第2節）一方で，課題とされる「支援困難」事例等への対応においては現行の理論・方法論では限界がある（第3節）と考えられる。これらの点について，詳しくみていきたい。

第2節 個別支援と地域支援の一体的展開による「社会的孤立」支援

CSWの支援展開における特徴の一つとして、個別支援と地域支援の一体的展開（加山，2016）という共通項が挙げられる（菱沼，2012）。「地域を基盤としたソーシャルワーク」も同様、日常生活圏域における「個を地域で支える援助（A）」と、「個を支える地域をつくる援助（B）」を同時並行で推進する点に特徴がある¹⁾とされる（岩間・原田，2012：2）。前章で確認したように、ソーシャルワーク実践と地域福祉の推進とは深く重なるものであり、両者を一体的に捉えることで、より効果的で相乗的な実践をもたらすことができるのである（同上：1）。

このように、個別支援と地域支援を一体的に展開することがその特徴の一つであり、これらの総合的展開により個別支援は深化し、また「地域共生社会」の実現にもつながる。とりわけ個別支援においては、「他者との関係性における支援」として「地域支援を通じた個別支援」（上記Bを通じたA）が可能となることに意義があるといえる。

このことは、先に確認した「支援困難」事例（岩間，2009：109）への介入においても同様である。例えば地域住民を通じた「近隣トラブル」事例へのアプローチや家族を通じたひきこもり本人へのアプローチなど、①「個人的要因」への働きかけだけでなく②「社会的要因」へも一体的に働きかけられる点に有用性があると考えられる。

第3節 ストレングス・モデルの有効性と限界

人々の抱える地域生活課題には、福祉サービス等だけでは解決できないものも多い。このことから、「課題や問題を抱えながらも生活することを支援する」ソーシャルワーク実践も重要であると認識され、ソーシャルワーク理論モデルは治療モデルから生活モデル、そしてストレングス・モデルへと拡大してきた（木戸・木幡，2014：97）。

現在、CSWの支援においても「ストレングス」の視座（パースペクティブ）が強調されている²⁾（神山，2015：133）。「地域を基盤としたソーシャルワーク」においても、その基礎理論は「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」であり（岩間，2011：7）、その特質の5つの内の一つとしてストレングス・パースペクティブが挙げられている（岩間，2008：40）。そして、とりわけ「本人主体」の援助においてストレングスは強調され（岩間，2019：22）、課題や問題に取り組む意欲や力、その人の持つ「強み」を活かしていくという支援のあり方につながってきた（木戸・木幡，2014：97）。

「社会的孤立」支援においても、特に「自己肯定感や自己有用感が低下している場合」等に「伴走型支援」が重要（地域共生社会推進検討会編，2019：5）とされるように、確かにストレングスの視座は「実践基盤の重要な要素」の一つであるといえる。しかし一方で、「曖昧」であり、「倫理的価値観」も含まれており、「ソーシャルワーク援助の一つの視点を提供しているにすぎないという見方」もある（神山，2015：128）。またストレングス視点による支援方法の適正について、「どのように生きていか」等の「希望が明確な人ほど適

正が高いが、そうでない人には難しい」とされる（同上：132）。とりわけ「関係性」に課題を有する「社会的孤立」事例への支援においては、「本人主体」の個別支援が難しい場合があるのではないだろうか。

そこで本研究では、「本人主体」の支援の「前段階」として、本人の「視点」を捉えた上での「関係性への支援」が必要であると考え、ストレングス・モデルが「強み」に着目するように、「被害感」に着目した支援のあり方について検討したい。この「被害感」とは、家族や地域住民など他者との「関係性」によって生じるものである。すなわち本人の「視点」では、問題の所在は他者、あるいは「他者との関係性の中」にあるのである。「強み」に着目した「本人主体」の個別支援が難しい場合の理由の一つとして、このような問題の「外在化」が挙げられるのではないだろうか。

加えて「社会的孤立」は、単に CSW 等の専門家が単独で対応することで解決する問題ではなく、周囲の地域住民や関係機関が「その問題を改めて捉えなおす」ことが必要とされる（室田，2014：36）。そして、社会的孤立という「状況におかれた人に周囲の人間が共感し、改善のために行動をとるという状態への転換」が求められる（同上：36）。すなわち、「地域住民同士が共感に基づいて助け合うことを促進することが重要」なのである（同上：41）。

一方、対象者の抱える「被害感」は、家族や地域住民にとっての「現実」とは異なることもあるだろう。しかし例え現実とは異なっても、対象者本人の「視点」や認識では、それは「事実」（心的現実）なのである。これらのことから「地域支援を通じた個別支援」においても、周囲の人々がその問題を改めて捉えなおし、「被害感」への共感的理解に基づく助け合いの促進が求められるのではないだろうか。対象者への個別支援に加え、「被害感の強い状態にある人たち」を地域で理解し受け止めることも重要であると考え、その支援のあり方について検討していきたい。

第4節 「関係性のなかで生じる問題」としての「被害感」への着目

本研究で「被害感」に着目する理由としては、次のとおりである。先の「支援困難」事例における議論（岩間，2009：109）で確認したように、①強い不安や精神的不安定の原因として、あるいは疾病や障害（「個人的要因」）によって「被害感」が生じていたり、また②社会との「関係性」（「社会的要因」）によって「被害感」が生じていたりしており（例えば、「関係性のなかで生じる問題」としての二次障害）、それによって他者・社会とつながれず「社会的孤立」状態にある人々が一定数存在すると考えられるためである。

また、本研究で検討する「被害感」に着目したコミュニティソーシャルワーク実践理論は、先のストレングス・モデルとは「相互補完的」な位置付けであると考えられる。ストレングス・モデルは「自尊心の低下や罪悪感から脱却し、自分の有用感や肯定感の向上をはかることができる」（岩間，2019：23）とされ、二次障害（吉川，2006：144）等による

自己評価・自尊感情の低下がみられる対象者に対して一定の効果があると思われる。その一方で、「周囲の働きかけを被害的、迫害的に解釈」（同上：144）する等「被害感」のある対象者の支援については、合わせて本理論によるアプローチが必要であると仮定したい。すなわち「被害感」が軽減されることで、ストレングス・モデルによる「本人主体」の支援が可能となる場合があると考えられる。それでは、次に、「被害感」が他者との「関係性」の中で生じるものであり、また本人の「内的世界」に起因することから、「内的世界」（無意識的空想）を重視する「クライン派対象関係論」についてみていきたい。

第5節 「クライン派対象関係論」

（1）「クライン派対象関係論」を取り上げる理由

精神分析を創設した S・フロイトの考えを拡大させ、クラインは子どもの分析を通して「内的世界」を発見し、精神分析学の一学派である対象関係論の礎石を築いた。「クライン派対象関係論」では、自己と対象との「内的対象関係」の視座から個人の無意識を分析する。この対象関係とは、「世界と関係する主体のあり方」である（北山，2001：11）。つまり、対象関係論の治療論は、歪んだ内的対象関係（イメージ化された人や物との関係）を分析によって修正することである。対象関係論の治療目標について、松木（1996：12-13）は次のように述べている。人は内的世界での体験や感覚をそのまま現実の外界に持ち込み、あたかもそれが現実の知覚や認識であるかのように混同する。そしてそれは、歪んだ認知や病的な判断、ふるまいを引き起こすことにつながる。内的世界を意識的に理解し客観的に見ていく作業を通して、外界を歪みなく知覚していけるよう援助していくことが目標である（図5-1）。

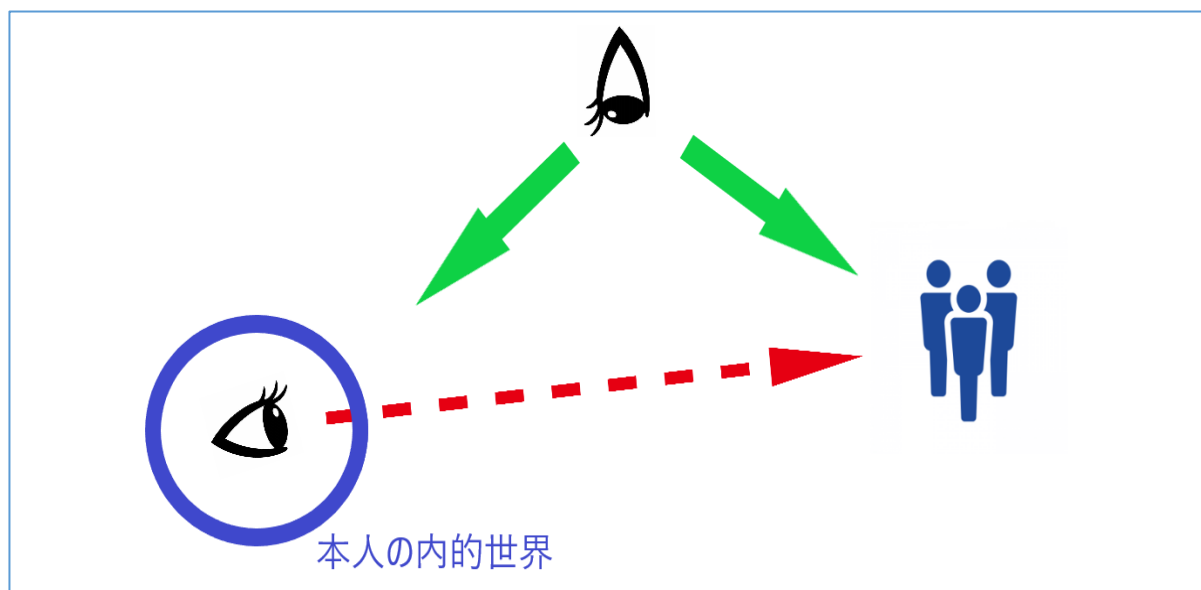


図5-1 内的世界の客観視

※松木（1996：13）より筆者にて一部修正

これらの概念を基盤として、CSWによる「社会的孤立」支援の展開可能性を探っていく。本研究で「クライン派対象関係論」を取り上げる理由は、次の2点である。

- 1) クライン (Klein, 1946=1985) は、「被害感」を伴う不安(「迫害不安」)が優勢となる「妄想分裂ポジション」概念を提起した。本概念をコミュニティソーシャルワーク理論モデルに援用することで、「社会的孤立」状態にある対象者の心的理解につながると考えられるため(第5節(3))。
- 2) ビオン (Bion, 1959=2007) は、クラインの概念に母子の相互作用の視点を導入し「コンテイング」概念を提起した。本概念をコミュニティソーシャルワーク理論アプローチに援用することで、「迫害不安」の軽減を図ることができ、また支援の「受け手」から「支え手」へと変化を促すことを可能ならしめると考えられるため(第5節(4))。

(2) 「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク実践理論の射程

次に、精神分析としての「クライン派対象関係論」との関わり方の違いについて検討したい。「クライン派対象関係論」(精神分析)では、防衛強化に通じる「自我支持」等を排して「転移解釈」を中心とする(松木, 2004: 38)。一方、精神分析的理解を持っていても「支持的」な枠組みでは転移の発展が不十分であるため、転移解釈はほぼ不可能とされる(吾妻, 2018: 17)。「支持的」な枠組みでの支援展開が基本となるコミュニティソーシャルワークでは、「転移解釈」等の技法を中心とした関わりは難しいだろう。

これらのことから、本研究で検討するコミュニティソーシャルワーク実践理論は、精神分析を基盤とする診断主義(治療モデル)への回帰を企図するものではない。対象者を捉える視座として「人と環境の交互作用」に着目し、その交互作用の結果「被害感」が強くなり「社会的孤立」状態となっていると考える。そしてそのような状態にある人々に対して、本人、および家族や地域住民がこの「被害感」を伴う内的世界を理解することを目的として、個人と環境(家族・地域住民等)双方へのアプローチを志向するのである。より明確に述べれば、内的対象関係、すなわち「個人の内的世界からみた環境との関係性」を重視し、①個人への支援:「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」と、②実際の環境への支援:「内的世界への理解の促しを通じた共感に基づく関係性への支援」という2つのアプローチを志向する支援理論である。

(3) 「妄想分裂ポジション」概念と「ポジション論」

クラインは、乳児の発達のごく早期(1歳以前)における母親との関係を中心に、とりわけ成長過程における「不安とその変遷」(Klein, 1946=1985: 6)に注目し、そこで用いられる防衛機制の解明に貢献した(佐野, 1976: 31-32)。その一つとしてクラインは、

「子どもにとって良い（満足を与える）乳房と、悪い（欲求不満をひきおこす）乳房とに分裂する母親の乳房」（Klein, 1946=1985: 4）との関係から、「同一対象が時に“悪い対象”時に“よい対象”と知覚される、いわゆる部分対象との関係しかな」く、「“対象は自分を迫害している”という被害的不安が優勢な時期」である「妄想分裂ポジション」概念を提起した（佐野, 1976: 34）。

この「妄想分裂ポジション」における不安の変遷は次のようなものである。自分自身の憎しみや怒りの感情などの攻撃性（「破壊衝動」）は、自分を内側からバラバラに断片化してしまう恐怖や不安（「破滅・解体不安」）を生じさせる。この不安は、一連の原初的防衛機制（「分裂」, 「投影」, 「投影同一視」³⁾等）によって、他者からの攻撃という「迫害不安」へとその性質を変える⁴⁾（松木, 1996: 28）。この乳児の心的態勢を、妄想性の不安（迫害不安）と分裂の防衛機制から「妄想分裂ポジション」と命名したのである。

次に、この「ポジション」という概念について着目したい。クラインは「妄想分裂ポジション」と、これら良い・悪いという「極端なふたつの関係性が統合に向かうときの状態」（北山, 2001: 18）である「抑うつポジション」という2つの心的態勢を提起した⁵⁾。この「抑うつポジション」とは、先の「良い乳房」と迫害的な「悪い乳房」が実は母親の同じ乳房であると気付いていく時期であり、罪悪感につながる「抑うつ不安」が優勢な時期である（松木, 1996: 36）。

そして、人は大人になっても、対人関係において常にこの2つの「ポジション」のどちらかを探っているとされる（松木, 1996: 48）。すなわち「ポジション」は、乳児期だけでなく、一生を通じて存在し続ける対象関係、不安、防衛のあり方を意味しており、クラインは「単に一過性に生起（通過）する“時期”あるいは“段階”ではないことを強調する」（Segal, 1973=1977: 7）ために、また「この移行過程が一度限りのことでも、一方向のことでもない」（木部, 2006: 9）ために、この「ポジション」という用語を選んだのである。

人はストレスに出会えば、「抑うつポジション」にある心的態勢が「妄想分裂ポジション」に容易に戻る（木部, 2006: 9）ことがあり、孤独や体調不良、人間関係上の問題が生じた時などストレス状態にあると「妄想分裂ポジション」へ移行しやすいといえる。また斎藤（2007: 113）は、人はひきこもり状態にあると「妄想分裂ポジション」になりやすいことを挙げ、ひきこもり支援に援用している（同上: 106-120）。この点に関連して北山（2001: 18-19）は、「妄想分裂ポジション」は乳児だけの問題として解釈するのではなく、クライン学派の考え方に立てば、この好悪の分割と統合の交代の概念は「広く応用可能なもの」であることを強調する。

これらのことから本研究では、「妄想分裂ポジション」概念を「社会的孤立」状態にある対象者の心的理解へ援用することを検討していく。加えて、CSWと本人、CSWと家族・地域住民など二者間における支援の展開可能性についても検討していきたい。このため、

次に、クラインの概念に母子の「相互作用的視点」を導入したビオンの概念についてみていきたい。

(4)「コンテイング」概念

ビオンは、外的対象である母親が果たす乳児（の内的世界）への積極的役割と、それに伴う思考の発達に注目し、「コンテイング」概念を提起した（Bion, 1959=2007）。ビオンにおける母子の交流モデルは次のようなものである。「飢え」など、「破滅-解体不安」を引き起こすような「自分でもコントロールできない、取り除きたいほど嫌な感覚、知覚、欲求、感情」すなわち「異物」（斎藤, 2007: 121-122）は、母親に汲み取られ、心に取り入れられ包み込まれる（「コンテイング」）。例えばこの「飢え」であれば、母親は乳児が「お腹を空かし泣きわめいていること」を適切に理解し、抱き上げ、みずからの乳首を含ませる。母乳を飲むことで乳児の苦痛は和らいでいくが、それは、乳児には母親の中へ「苦痛の排出がうまくいったこと」として体験される。母親の対応で、破局的な苦痛にまで高まっていた欲求不満は充たされ、その恐怖は癒される。すなわち母親の中に投げ入れられ、留め置かれていた不安は、乳児に持ちこたえられるものとなって適切な時に戻されるのである（松木, 1996: 23-24）。

この母子のやりとりが繰り返される中で、乳児は思考を発達させていく。この過程で乳児は、和らげられた不安を自分の中に戻すだけでなく、母親の包み込む機能（「コンテイナー機能」）をも取り入れるのである（松木, 1996: 24-25）。換言すれば、原初的防衛機制で対応することしかできなかった「破壊衝動」は、コンテイナーとしての母親によって受け取られ、解きほぐされ、取り扱いやすいものにして返される（北山, 2001: 34-35）。この繰り返しにより思考は発達し、自身でその不安を取り扱えるようになるのである⁶⁾。すなわち投影同一視は起こりづらくなり、迫害不安も軽減されると考えられる。

このような母子の交流モデルから、「母（乳房）／子（乳幼児）」は、「含み込むもの／含み込まれるもの」として「コンテイナー／コンテインド」と表現された（松木, 2009: 3-5）。そしてこの「コンテイナー／コンテインド」モデルは、「支援者／対象者」といった個人の二者間だけでなく、「地域とそこに住む人々」を理解していくことにも有用であることが示唆されている（松木, 1996: 133-134）。

これらの「相互作用的視点」による支援枠組みをコミュニティソーシャルワークに援用することで、すなわち“面接によって本人の不安を解釈・意味付けし、本人にとって理解可能で持ちこたえられるものとして返していく⁷⁾プロセスを繰り返す”ことで、対象者自身も解釈や分析ができるようになり、「被害感」を伴う不安が軽減されていくのではないかと（第6節事例（1））。また“家族や地域住民が、「妄想分裂ポジション」概念を通じて「被害感」が生じるメカニズムを知り、対象者の心的理解に努める”ことで、本人の「視点」、すなわち「内的世界」を捉えた上での「共感」に基づく支え合いを可能ならしめるのでは

ないだろうか（第6節事例（2））。これら①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」の展開可能性について、それぞれ検討していきたい。

第6節 事例とその解釈について

本節では、社会とつながることができないひきこもり事例、および本人と接触ができない「近隣トラブル」事例の2つから検討する。また事例については、長久手市社協におけるCSWの実践事例を取り上げる。その理由として同CSWは、ひきこもり、「近隣トラブル」、不登校、「ゴミ屋敷」など他者との「関係性」に課題を有する「社会的孤立」の背景に表5-1の①～⑤の要素を位置付け、「関係性のなかで生じる問題」としての二次障害と、それに伴う「被害感」を支援の射程として焦点化しており、本研究の議論において重要な実践事例であると考えられるためである。なお、事例の一つは、第4章で取り上げた事例を改めて取り上げ、「クライン派対象関係論」の概念から再解釈を試みたい。加えて、ここで対象とする事例は、適宜受診勧奨の必要性についても検討し、医療との連携を視野に入れながら対応している事例であるが、緊急性を要するものや重症の精神障害の患者等ではないことを断っておく。

表5-1：「社会的孤立」における二次障害の相互作用モデル

① 生きづらさと周囲の対応	もともとの発達障害などに加え、それら生きづらさに対する家族や友人・知人、地域住民など周りの人々の無理解・無配慮による不適切な対応（注意や叱責、からかい、無視など）が繰り返される。
② 生育歴上の「二次障害」	対人関係の歪みや適応の問題（自己評価・自尊感情の低下や歪んだ認知、病的な判断）が生じる（例えば、周囲の働きかけを被害的、迫害的に解釈してしまうなど）。
③ 併存精神障害	二次障害は併存精神障害発現の推進力となり、統合失調症、鬱病・双極性障害などの気分障害、不安障害、強迫性障害、パーソナリティ障害などが合併する。
④ 「制度の狭間」の課題	併存精神障害の悪化により、ひきこもり、「近隣トラブル」、「ゴミ屋敷」、不登校など「制度の狭間」の課題を抱える。
⑤ 現在の二次障害	ひきこもることによる「家族関係の悪化」、「近隣トラブル」や「ゴミ屋敷」状態による「近隣住民との関係悪化」等が起き、現在も他者との「関係性」における二次障害が生じている。

(1) 《社会とつながることができないひきこもり事例》の概要と対応

E氏は20代の男性である。大学を中退後、いくつかのアルバイトを経験するも「人間関係が合わず」辞めてしまい、それ以降家にひきこもる生活となる。非常に劣等感が強く、また母親とも関係が悪く、母親が仕事から帰宅すると自室へこもり、接触を避ける生活を続けていた。

E氏はもともと漫画を描くことが得意なことから、介入当初、CSWによる発行物やCSWの紹介冊子の作成を依頼することとした。それにより、発行物等を見た民生委員から他のチラシ作成の依頼を受けるようになるなど評価も得ていた。しかしE氏にとっては「CSWとの月に1度の面接は“幻想”のようであり、面接が終わり一歩外に出れば、また不安が募りイライラしてしまう」とのことだった。E氏のストレングス強化を試み、民生委員とは話ができるようになるなど一定の成果はあったが、「母親の生活音が自分を責めている（ように聞こえる）」、「窓の外から聞こえてくる子ども達の声が自分を馬鹿にしてくる（ように感じる）」、「自分は気持ち悪いと思われている（に違いない）」といった強い「被害感」を伴う不安は拭えなかった。

そこでアセスメントとして、「妄想分裂ポジション」概念を援用し次のような見立てを行った。E氏の「内的世界における母子関係」⁸⁾においては、未処理の感情（例えばE氏にとって「母親から自分の思いを汲み取ってもらえず大事にしてもらえなかった」という強い思い）があり、「母親」に対する強い攻撃性（破壊衝動）がある。しかしこれらはE氏の内部に保つことができず（分裂）、母親や外から聞こえてくる声などに投影される。そして、母親の生活音から責められている（投影同一視）といった強い「被害感」（迫害不安）が生じ、それによって他者とつながることもできず様々な生活不安を抱えていた。換言すれば、基本的に「妄想分裂ポジション」の心的態勢となっていた。

これらの見立てから、E氏へ「妄想分裂ポジション」等の概念を伝えることとした。目的としては、本概念を通じ「投影同一視」等のメカニズムに気付き、最終的には自身で解釈できるようになることである。伝え方としては、従来の冊子作成を通して緩やかに伝えていくこととした。冊子第二弾としてCSWによる「社会的孤立」事例への対応について、第三弾として「クライン派対象関係論」の諸概念についてCSWから説明し、それを漫画として作成する過程を通して本概念について繰り返し説明した。また事例を通して、E氏の「被害感」を伴う体験に近似するもの（例えば「近隣トラブル」事例で、「音」に対して反応してしまう等）を例示し、それらをもとに面接内で本人の不安を解釈していった。

この結果、面接において「本当は馬鹿にされているわけではないのに、そう聞こえる」、「これは自分が原因なのかもしれないが」等、「母親」など他者との「関係性」の中で生じる感情について自身で解釈や分析ができるようになってきた。また現実の母親とも少しずつではあるが向き合えるようになり、「自分の思いを伝えてみるのができた」等の変化がみられた。そして、強い「被害感」を伴う不安を訴えることが少なくなり、本人にとって

の「被害感」が軽減したと考えられる。

加えて、CSW との面接や漫画の作成を通して自身の不安が解釈され、「コンテイング」された結果、「同じ悩みを持った人たちの“居場所”を作りたい」と CSW へ提案するようになった。介入当初は口数も少なく消極的であったが、現在は「クライン派対象関係論」の紹介漫画の作成と並行し、“居場所”作りのための広報チラシ作成や企画、運営にも積極的に参画するようになった。

以上、本事例では①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」として、E 氏への働きかけを中心に確認した。加えて、母親への働きかけを通し現実的な対応の見直しを図るなど、②「内的世界への理解の促しを通じた共感に基づく関係性への支援」を検討することも可能だろう。次に、主にこの②について、本人と接触ができない「近隣トラブル」事例からみていきたい。

(2) 《暴言を吐く等の「近隣トラブル」事例》の概要と対応

C 氏（50 代男性）は、数年前の“ちょっとしたトラブル”をきっかけに、隣人 D 氏（40 代女性）ら地域住民に対して暴言を吐く、監視をする等の「問題行動」を起こすようになった。このことについて D 氏から「どうにかしてほしい」と CSW へ相談が入った。D 氏も「どうして暴言を吐かれるのか理解できず、苦しんでいる」とのことだった。また行政職員等が本人との接触を試みるも、支援にはつながらなかった。

D 氏から話を伺い、「妄想分裂ポジション」概念を援用し次のように解釈した。もともと C 氏の内部にあった攻撃性（破壊衝動）は、数年前の「C 氏にとっての“ちょっとしたトラブル”（しかし D 氏にとっては重大な意味を持つと解釈できる可能性を否定できないトラブル）」等をきっかけとして高まり、自分が内側からバラバラになってしまうような非常に強い不安（破滅・解体不安）を引き起こすため、心のメカニズム（原初的防衛機制）によって自身から切り離された（分裂）。そして、切り離された攻撃性（破壊衝動）は D 氏に映し出され（投影）、投影物は D 氏と同一とみなされている（投影同一視）。この結果 C 氏の内的世界では、D 氏は「攻撃をしてくる人」（迫害者）となり、攻撃「される」不安として体験されている（迫害不安）。

これらの過程を経て、C 氏は「D 氏から攻撃されている」と感じ、C 氏の攻撃性がさらに引き出され暴言を吐いている（ここで「近隣トラブル」として現象化している）。加えて、これら C 氏の暴言等に対して実際の D 氏ら地域住民が否定的な反応を示すことによって、C 氏の迫害不安がより高まるという“悪循環”も起こっている。そして、このような「相互作用」の結果、C 氏は「社会的孤立」となっていた。換言すれば、D 氏ら地域住民にとって「理解できない」が故に、C 氏は「異物」としてコミュニティから「排除」（分裂）されていた。

このような解釈をもとに、D 氏をはじめとした地域住民と共に C 氏への対応について検

討した。ここでは、CSWが「妄想分裂ポジション」概念を通して「被害感」が生じるメカニズムを伝え、そこからC氏の内的世界の理解に努めた。とりわけ、体調が悪い時や疲れている時、イライラしている時などに「周りから、自分のことを笑われているように感じる」、「何となく、相手が怒っているように感じてしまう」など、我々にとっても身近な例を用いて説明を行った。するとD氏ら地域住民は「初めて、これまでのC氏の言動の意味がわかった」、「家の前での“井戸端会議”や夫の“バットの素振り”等、私達の行動もC氏にとっては“攻撃”と認識されていたのかもしれない」、「C氏がいると不安だったが、一番不安が強いのは実はC氏ではないか」と本人の「視点」を捉え、「共感」を伴う理解を示した。換言すれば、これまでの暴言など加害行為の背景にある「被害感」に目を向けることができた。そしてC氏に対する見方が、「排除」する考え方から「私達がC氏にできることはないか」と変わった。すなわち、C氏の「問題行動」に悩んでいたD氏ら地域住民は、CSWの介入によりC氏の内的世界を理解することができ、C氏の言動の意味を「解釈」できるようになった。加えて、自らの「無自覚的」な態度（顔を合わせると避ける等の否定的な反応）によってC氏の迫害不安を強化（上記“悪循環”）していたことに気付き、はじめて「我が事」となり本人支援のあり方を考えていくことができた。

具体的な本人支援に向けては、次のことを検討した。投影同一視は「同じ空間で一緒に暮らしているのに、会話がないう状態」で起こりやすいとされる（斎藤，2007：117）。これは「同じ地域で生活している（音や気配等はわかる）のに、会話がないう状態」でも同様と思われる。このことから、「意図的に会話を増やし投影同一視を防ぐことで“悪循環”を断ち切る」ことを企図し、地域住民と共に「自分たちからC氏に声をかけよう」と支援を展開することとなった。この結果、C氏と挨拶や日常会話ができるようになるなど変化が生じ、最終的にトラブルは解消された。

第7節 考察

—「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク実践理論の展開可能性

本章では、他者との「関係性」に課題を有するひきこもり、および「近隣トラブル」事例から、コミュニティソーシャルワーク理論に「クライン派対象関係論」を援用することで、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」事例に対してどのような支援が可能となるかを探った。事例（1）では、E氏は生育歴上における「母親」等との交互作用の結果「被害感」が強い状態となっており、ストレングス・モデルによる支援は難しいと考えられた。すなわち本人の「視点」からみると、問題の所在は本人の「外」にあり、他者からの迫害に対する不安に圧倒されていたため、「本人主体」の支援にはつながらなかった。これに対し本事例では「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」として、「妄想分裂ポジション」概念から、本人が自身の心的理解に努めるようCSWが促

した。またアプローチ方法として、自身で解釈できるようになることを目標としたため、一度にすべて CSW が解釈するのではなく、漫画作成を媒介し緩やかに解釈を伝えていった。この結果、E 氏は CSW との面接（「コンテイング」）により「コンテイナー機能」を取り入れ、徐々に自身でその不安を取り扱えるようになり、最終的に迫害不安は軽減されたと考えられる（CSW/E 氏）。

これらのプロセスを経て E 氏（支援の「受け手」）はコンテイナー（「支え手」）となり、主体的に、同じ悩みを持った「社会的孤立」状態にある人々の「コンテイング」を企図できるようになった。換言すれば、ストレンクス・モデルとの「相互補完的」な支援として「被害感」に着目したアプローチを行うことによって、本人の「強み」を活かした支援が可能となり、「地域共生社会」の実現に向けた地域支援の「担い手」となったと考えられる（E 氏/「社会的孤立」状態にある人々）。

事例（2）では、C 氏の「被害感」が強く、専門職や地域住民が本人と「つながる」ことができないために「本人主体」の支援が難しかった。そこで、「地域支援を通じた個別支援」として「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」を企図し、C 氏本人への働きかけではなく、まずは D 氏ら地域住民（コミュニティ）への働きかけを行うこととした。具体的には「被害感」への着目から、「妄想分裂ポジション」概念を援用し「被害感」が生じるメカニズムを伝え、C 氏の心的現実を解釈することを試みた。それにより、D 氏ら地域住民が C 氏の「被害感」を伴う「内的世界」を理解することができた。すなわち、CSW によってコミュニティを「コンテイング」することで、D 氏ら地域住民が「コンテイナー機能」を取り入れ、「理解できない」が故に「異物」として切り離されていた C 氏本人の「視点」を捉えた上で、コンテイナーとして「共感」に基づく「関係性への支援」が可能となった（CSW/コミュニティ）。この結果、地域住民が C 氏を「コンテイング」できるようになり、C 氏の迫害不安は軽減され、「近隣トラブル」は解消されたと考えられる（コミュニティ/C 氏）。

ここで、「被害感」へ着目する意義について改めて検討したい。この「被害感」は、「人と環境の交互作用の結果」（第 5 節（2））である。事例（2）において、当初 D 氏ら地域住民にとって問題は「外在化」しており「C 氏の問題」であった。しかし「交互作用の問題」として捉えることで、「私たちができることはないか」と「我が事」へと変わったのである。そして「問題に取り組む意欲や力」（木戸・木幡，2014：97）が引き出され、支援へとつながっていった。このような「被害感」への着目により、「地域支援を通じた個別支援」においても、ストレンクス・モデルとの「相互補完的」な「社会的孤立」支援が可能となるのではないだろうか。

以上、本章では以下のことを明らかにした。コミュニティソーシャルワーク理論に「クライン派対象関係論」を援用することで、「社会的孤立」状態にある対象者の心的理解の一助となり、「被害感」の軽減を図ることができるなど個別支援は深化する。すなわち、スト

レングス・モデルとの「相互補完的」な「社会的孤立」支援として、①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」により、「本人主体」の支援が展開可能となる。また②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」により、地域住民との協働による「共感」に基づく支え合いを可能ならしめる。そして、これら「クライン派対象関係論」を援用した CSW の個別支援と地域支援の一体的展開によって、本人（対象者）や地域住民を支援の「受け手」から「支え手」へと変化を促すことができる等、地域福祉のさらなる推進にもつながることが見出された。このように、本研究で提示したコミュニティソーシャルワーク実践理論は、「地域共生社会」の実現に向かうための実践的な理論・方法論として一定の展開可能性を示唆するものと考えられる。

注

- 1) 加えて岩間・原田（2012：2）は、「地域福祉の基盤づくり（C）」の側から「個を支える地域をつくる援助（B）」を活性化するアプローチも重要であることを強調している。
- 2) スtrenグス視点の①焦点、②支援内容、③支援者について川村（2011：152）は、以下のように整理している。①焦点：人々のもつ豊かな能力、活力、知恵、信念、確信、望み、成長、可能性、自然治癒力などの強さに焦点を当てる。②支援内容：利用者を自分の問題から学んでいるエキスパートであると捉え、彼らの強さを引き出すために、彼らの説明、経験の解釈に関心をもって関わる。彼らの話す物語を修正せず、そこに強さを発見しながら、新たな物語を一緒につくり上げる。③支援者：利用者と支援者の対等な関係、協働を重視し、利用者の希望や価値を引き出せるような姿勢によって信頼関係を築く。
- 3) 投影同一視とは、「自分の一部を対象に投影した結果、生まれる感覚」である。自分が怒っているのに、相手が怒っているように感じるなど、対象が自己から投影された部分のもつ様々な特徴を獲得したと知覚される（斎藤、2007：116）。
- 4) 自己の良い部分から破壊衝動を伴う悪い部分を分けて切り離し（「分裂」）、悪い自己を母の乳房の中に「投影」する（松木、1996：27）。すなわち「破滅-解体不安」を引き起こす破壊衝動の一部は投影され、最初の外的対象である母の乳房に帰せられる（Klein、1946=1985：8）。この結果、「投影同一視」が生じ、乳児は母親（乳房）を「迫害者」として感じてしまうのである（同上：12）。
- 5) 妄想分裂ポジションと抑うつポジションという2つの心的態勢について、松木（1996：49）は「被害的-他罰的心性」に対して「現実受容的-他者肯定的心性」、北山（2001：18）は「晴れと雨の日だけ」に対して「曇りの日が体験され、現実的になっていく」とそれぞれ表現している。
- 6) 換言すれば、自身の「こころ」をコンテイナーとして、不安を「コンテイニング」できるようになるということである。翻って「妄想分裂ポジション」では、こころの無意識部分は外界に散りばめられ

ており、「こころというコンテナ」に収められない体験様式とされる（松木，2009：15-16）。

- 7) このような個別支援における“本人の不安を受け取り，解釈し，持ちこたえられるものとして返していく”プロセスを象徴し，筆者は自身（CSW）を「こころの洗濯機」と称し，周知を図っていた。
- 8) クラインは，乳児の「内的世界における関係」から妄想分裂ポジションを描いた。また本事例でも「内的世界における母子関係」を取り上げた。しかし，これらは現実の母親，あるいは実態としての母子関係に原因，責任を求めるものではないことに注意したい。

終章 「地域共生社会」の実現に向けたスプリッティング・モデルおよび コンテイング・アプローチの素描

「地域共生社会」の実現に向けて CSW の役割が重要とされる中、本研究では、CSW による「社会的孤立」事例への対応について、その支援展開を可能とするコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論について検討してきた。ここで、本研究における内容と考察について要約し、整理を行う。その上で、コミュニティソーシャルワーク実践理論として、スプリッティング・モデル、およびコンテイング・アプローチを提唱し、その概念的規定を明確化したい。

第1節 本研究における考察の要約と整理

第1章「コミュニティソーシャルワークの理論化をめぐって」では、コミュニティソーシャルワークの定義や機能について概観し、本研究の射程を確認した。様々な分野、課題への期待から CSW の配置が全国へ広がってきた一方で、CSW の役割は地域間格差が生じており、求められる CSW 像と実際との乖離による混乱も指摘され、CSW やコミュニティソーシャルワークの機能や定義は「曖昧」とされる（川向・中谷，2016；松端，2018）。これらはソーシャルワーカーとしての CSW におけるコミュニティソーシャルワークの方法論、および実践理論の未確立という課題に集約されると考え、個別支援と地域支援の一体的展開による「重複領域」の意義を見出し、また意味付けすることでコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の確立につながると仮定した。

加えて、コミュニティソーシャルワークは、対象者およびその活動の多様かつ複雑さから「決して一人のソーシャルワーカーが抱え込むものではない」（小坂田，2016：21）とされ、チームアプローチとしての側面もある。すなわちコミュニティソーシャルワーク実践を展開できるシステムの構築も不可欠であり、「個別支援と地域へのアプローチの統合が可能となるシステム」の重要性も指摘されている（菱沼，2008：97）。これらの議論を受け本研究では、まずコミュニティソーシャルワーク実践を展開できるシステム構築の手法について検討していくこととした。

第2章「コミュニティソーシャルワークシステム構築に向けた手法」では、社協の「活動計画」の策定プロセスに焦点をあて、社協全体としてどのようにコミュニティソーシャルワーク機能を展開していくか、またこれによりどう「地域福祉の推進」力を高め「地域共生社会」の実現へと向かうことが出来るかという「基盤的体制」のあり方について考察した。具体的には、地域福祉計画・活動計画をめぐる議論を確認し、長久手市社協の PT による計画「策定プロセス」から実践的検討を行った。

これらのことから、「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」につながる「計画策定デザイン」として、次の3つの要素が必要であることが示唆された。①「地

域福祉推進システム」の構成要素を計画の理念・基本目標と一致させること、②PT という媒体を通じ、まずは事業ごとで「地域福祉推進システム」の構築を志向していくこと、③社協職員の意識のパラダイムシフトを起こすこと。以上の策定プロセスを経ることで、チームアプローチとしての「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」につながると結論づけた。

このようなコミュニティソーシャルワークシステムを基盤として、CSW が「社会的孤立」状態にある人々への個別支援、および対象圏域の地域支援を展開していくわけだが、その「方法論が未確立」とあるという問題が指摘されている。このことから次に、CSW による「社会的孤立」支援におけるコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論について検討した。

コミュニティソーシャルワークを展開する上では、地域住民との連携が重要である。すなわち「制度の狭間」の課題を抱える人々をどのような枠組みで捉え（モデル）、どのような枠組みで支援するか（アプローチ）を住民に対してわかりやすく提供できる理論的枠組みが必要であると考えられる。このことから第3章「ソーシャルワーク理論モデルとしての二次障害への着目」では、まず「制度の狭間」の課題を抱える人々を「どのような枠組みで捉えるか（モデル）」について検討した。具体的には「制度の狭間」が「空間、家族・地域・職場等のさまざまな『つながり』から排除された」（熊田，2015：59）「関係性」の課題であることを確認し、「関係性」について概念整理を行った。次に「制度の狭間」の課題の一つとして「ひきこもり」からその背景を探った。そしてその背景に「二次障害」や「併存精神障害」があると考えられることから、これらについての理論的検討を行い、長久手市社協 CSW における「社会的孤立」事例から実践的検討を行った。

以上のことから、「社会的孤立」事例における「二次障害の生活史モデル」として次のように整理した。「制度の狭間」の課題を抱える人々の背景として、CSW がこれまで見落としていたことには、①もともとの発達障害などの「生きづらさ」があるだけでなく、②それら生きづらさに対する家族や友人・知人、地域住民など周りの人々の無理解・無配慮による不適切な対応が繰り返され、「内的世界における生育歴上の二次障害」として、自己評価・自尊感情の低下、歪んだ認知や病的な判断等の対人関係の歪みや適応上の問題を引き起こしている。③さらに統合失調症、鬱病、双極性障害、不安障害、強迫性障害など「併存精神障害」が合併し、深刻化することで、④ひきこもり、「ゴミ屋敷」など「制度の狭間」の課題を抱えるに至る。⑤そして「制度の狭間」の課題を抱えることによる家族関係の悪化、「近隣トラブル」等が起き、現在（外的世界）においても他者との「関係性」における二次障害が生じ「社会的孤立」となっている。

以上、CSW による支援の「焦点」として、“どのような枠組みで捉えるか”というソーシャルワーク理論モデルについての検討を行った。それにより、「制度の狭間」を「関係性」の課題として捉え、その背景にある発達障害などの生きづらさによる生育歴上の二次障害

や、現在における地域住民など他者との「関係性」における二次障害に対して、CSWとして支援を展開していく重要性を確認した。

第4章「コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援と地域支援の統合の可能性」では、前章の議論を引継ぎ、二次障害により「制度の狭間」の課題を抱え、「社会的孤立」となる蓋然性が高いと考え、「二次障害による社会的孤立」に対して“どのような枠組みで支援するか”というCSWの支援展開可能性を探った。ここでは、まず「社会モデル」を理論的視座として「地域共生社会」についての理論的検討を行った。そして、「二次障害による社会的孤立」に対する実践を重要な課題として取り組む長久手市社協CSWの実践事例から、周囲の無理解等による二次障害を呈していた一事例を典型事例として実践的検討を行った。

これらのことから、「二次障害による社会的孤立」に対するCSWの支援の「枠組み」について、次のことを明らかにした。個別支援と地域支援の「統合」によって、とりわけ外的世界における現在の二次障害への有効なアプローチにつながり、個別支援は深化する。また「社会的孤立」や「社会的排除」に陥れられている人々は、大多数の人々（地域社会）から、無自覚的に、そもそも考慮もされず困難を生じさせられており、これら差別や抑圧は潜在化している。この無自覚的な社会意識に個人が気付くことが「我が事」への第一歩であり、個別支援と地域支援を統合したCSWの支援展開に地域住民を巻き込むことによって、この気付きを促すことができる。このプロセスを経ることで「我が事」となり、「地域共生社会」の実現に向かうと考えられる。

また二次障害についても、「社会モデル」の考え方を援用すると次のような意味を見出すことができた。二次障害の概念は、「社会モデル」の考え方と同様の構造を持っている。すなわち本人の病気や障害（インペアメント）そのものが問題なのではなく、家族や地域住民など他者との強弱関係を伴う相互作用によって生じる「生きづらさ」と、その連続上にある「関係性のなかで生じる問題」（例えば二次障害）がCSWの支援の重要な焦点の一つであるといえる。

第5章「『クライン派対象関係論』を援用したコミュニティソーシャルワーク実践理論の展開可能性」では、これまでの議論を引継ぎ、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」事例に対し、CSWがどのようにアプローチできるかという実践理論について検討した。ここでは、現行の理論・方法論の一つであるストレングス・モデルとの「相互補完的」な位置付けとして、他者や社会との交互作用によって生じる「被害感」に着目し、その支援のあり方について検討した。次に、「被害感」が他者との「関係性」の中で生じるものであり、また本人の「内的世界」に起因することから、「クライン派対象関係論」の諸概念について概観し、コミュニティソーシャルワーク理論モデル・アプローチへの援用を試みた。そして、ひきこもり、「近隣トラブル」の2事例から実践的検討を行った。

これらの分析から、本章では次のことを明らかにした。コミュニティソーシャルワーク理論に「クライン派対象関係論」を援用することで、「社会的孤立」状態にある対象者の心的理解の一助となる。そして、それによって「被害感」の軽減を図ることができ、また「本人主体」の支援が可能となる等、個別支援を深化させることができる。加えて、「クライン派対象関係論」を援用した CSW の支援展開によって、本人（対象者）や地域住民を支援の「受け手」から「支え手」へと変化を促すことができる（コンテイナー／コンテインド）等、「地域共生社会」の実現に向かうための実践的な理論・方法論として一定の展開可能性が示唆された。

第2節 スプリッティング・モデルとコンテイング・アプローチの素描

（1）個別支援と地域支援の「重複領域」とコンテイング・アプローチ

ここまで、CSW による「社会的孤立」事例への支援展開におけるコミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論について論じてきた。ここで、改めてソーシャルワーク理論モデル・アプローチとしてさらに精緻化をしていきたい。

二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」をとりまく状況について、「クライン派対象関係論」の概念、およびジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤理論とされるエコロジカル・パースペクティブ（岩間，2005：53）における「生態学的視座」を援用し解釈すると、以下のように相似構造を持つ2つのスプリッティング（「分裂」splitting）を見出すことができるのではないだろうか（図7-1）。すなわち、①【対象者の内的世界におけるスプリッティング】と②【地域におけるスプリッティング】である。順にみていこう。

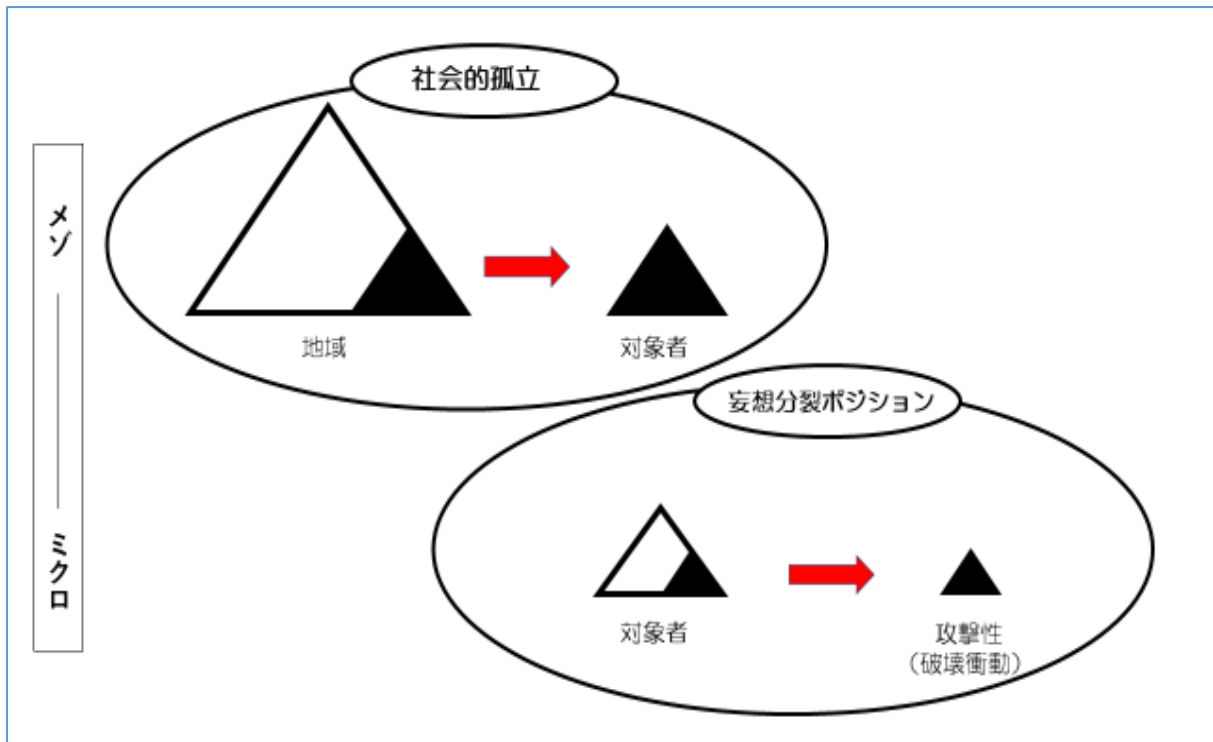


図 7-1 相似構造を持つスプリッティング状況

①【対象者の内的世界におけるスプリッティング】は、ミクロレベルにおける分裂である。すなわち、「他者との相互作用」の結果、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」によって「妄想分裂ポジション」状態となり、「破滅-解体不安」に対する原初的防衛機制として、自身の「攻撃-破壊衝動」は「分裂」されていた。そして、母親や近隣住民など他者や地域に投影され、「被害感」に代表される「迫害不安」として表出し、それらからの「迫害」に対する「問題行動」として現象化していた。そのため、他者や社会とつながれなかったり、支援につながらなかつたりしていた。

②【地域におけるスプリッティング】は、メゾレベルにおける分裂である。すなわち、対象者を取り巻くコミュニティを一つの生態としてみると、対象者の言動が「理解できない」が故に、「異物」としてコミュニティから「分裂」されていた。すなわち、「地域社会からの排除」（分裂）による「社会的孤立」状態であった。そして、対象者の「問題行動」として現象化していた。

この「社会的排除」概念について岩田（2008：49）は、「貧困」概念と対比し次のように述べる。「社会的排除」は、常に「社会」との関係で用いられ、「社会の中の個人を問う」と同時に、その「社会そのものを問う」概念である。すなわち「貧困」がその社会関係の側面を包含したとしても、その焦点は個人の状態に置かれるのに対して、社会的排除は、常に「社会と個人との双方の関係に焦点づけられる」として、「排除の主体を織り込んだ排除のプロセスを問題にできる」（同上：51）ことを挙げる¹⁾。そして、地域にそぐわない者は追いやられるという「空間的排除」、および制度から排除されるという「福祉国家の制度

との関係」の2つに焦点を当て、この2つが社会的排除論の主要な側面であるとしている(同上:28-32)。

このように「社会的孤立」を捉えると、本研究で対象としてきた「関係性のなかで生じる問題」によって「社会的孤立」状態となっている人々においても—あるいは「空間、家族・地域・職場等のさまざまな『つながり』から排除された」(熊田, 2015: 59)「関係性」の課題である「制度の狭間」の課題を抱えた人々にも同様に—このような「空間的排除」としての【地域におけるスプリッティング】を見出すことが出来るのではないだろうか。

本研究ではこれらの概念的枠組みを、ストレングス・モデルとの「相互補完的」な支援を展開するためのソーシャルワーク理論モデルとして、以下「スプリッティング・モデル」とする。このスプリッティング・モデルにおける対象を捉える視座は、次のとおりである。

①ミクロレベルにおける対象(対象者)を捉える視座として、「内的世界における生育歴上の二次障害」、および「外的世界における現在の二次障害」の2つを、支援における重要な焦点の一つであるとみる。すなわち対象者を、「本人の生活史の中で、他者との相互作用の結果、二次障害等の問題を抱え(させられ)た人」と捉える。

また②メゾレベルにおける対象(コミュニティ)を捉える視座として、その背景に「無自覚的な差別・抑圧等の社会意識」を確認する。すなわち「無自覚、かつ強弱関係を伴う相互作用によって、コミュニティという一生態から、理解できないが故に『異物』として排除されるというプロセス(社会的排除)が生じている」と捉え、個別支援と地域支援を一体的に展開していく。これらの視座は、上記ミクロレベルにおける対象を捉える見方と同様であり、「クライン派対象関係論」を援用し個人の内的世界への理解をつきつめると、同時に、新たな地域理解が可能となったといえる。

このように二次障害概念、および社会モデル概念を基盤として、またクライン派対象関係論、生態学的視座を援用してミクロ・メゾレベル2つのスプリッティング状況を捉え、支援対象とするわけであるが、このような視座で対象者、およびコミュニティを捉えることの有効性として、対象を限定せずに支援を検討できること、またミクロ・メゾレベル双方へ一体的に支援を展開できること等が挙げられるだろう。これらは、「既存のサービスや制度に本人が合わせるのではなく、本人にサービスや制度が合わせ」(岩間, 2019: 28), 「排他的なコミュニティの現状を改善し、生活の基盤を創出する」(黒澤, 2013: 22)というコミュニティソーシャルワークの理念・考え方と通底するといえる。

以上、スプリッティング・モデルにおける概念的枠組みとして、対象者、コミュニティを捉える視座を確認した。そして、このような2つのスプリッティング状況に対して、「クライン派対象関係論」を援用し支援を展開する意義について改めて確認すると、次のとおりといえる。

①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」により、すなわち“面接によって本人の不安を解釈・意味付けし、本人にとって理解可能で持ちこたえられるものとして

返していくプロセスを繰り返す”ことで（CSW／対象者）、対象者の「被害感」の軽減を図ることができ、「本人主体」の支援が可能となる。

また②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」により、すなわち“家族や地域住民が「妄想分裂ポジション」概念を通じて「被害感」が生じるメカニズムを知り、対象者の心的理解に努める”ことで、本人の「視点」、つまり「内的世界」を捉えた上での「共感」に基づく支え合いを可能ならしめる。換言すれば、CSWがコミュニティをコンテイングすることで（CSW／地域住民）、地域住民がコンテナーとなり、対象者をコンテイングできるようになる（地域住民／対象者）。

このように、スプリッティング・モデルを基盤として対象（対象者、およびコミュニティ）を捉え、①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」を展開することによって、ストレングス・モデルとの「相互補完的」な「社会的孤立」支援として個別支援が深化する可能性が見出された。加えて、「クライン派対象関係論」を援用したCSWの個別支援と地域支援の統合により、対象者や地域住民など「当事者」を、支援の「受け手」から「支え手」（コンテナー）へと変化を促すことができる等、地域福祉のさらなる推進にもつながることを確認した。

これらのことに加えて、相似構造を持つ2つのスプリッティング状況に対して、コンテナーとしての当事者（対象者・地域住民）と共に支援を展開させることで、図7-2のように、また別の「社会的孤立」の人々（A・B・C）をコンテイングできるようになる（CSW・当事者／A・B・C）のではないだろうか。すなわち、コンテナー／コンテナーの関係性が【相乗的に】広がりをもたせる可能性を内包しているといえる。

具体的には、CSWが、対象者と共にAへの支援を行う（例えば「当事者サロン」の立ち上げ）、地域住民と共にBへの支援を行う（例えば「住民運営型相談窓口」の開設）、対象者、地域住民と共にCへの支援を行う（例えば地域を基盤とした「共生型サロン」の立ち上げ）など、「統合」による支援はさらに推進されるだろう。すなわち図7-3のように、CSWが各接点へ介入し、“コンテナーと共に”個別支援と地域支援を一体的に展開していくことが可能になると考えられる。

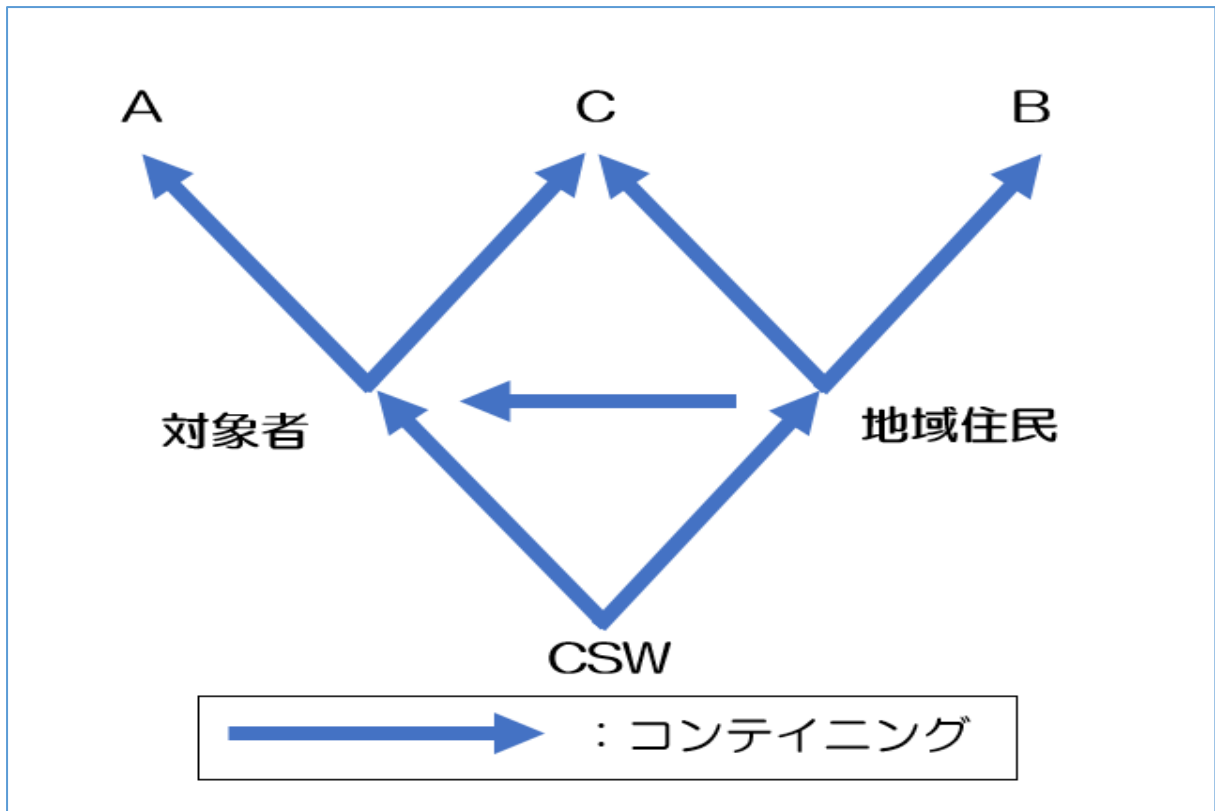


図 7-2 コンテナニングの相乗的な広がり

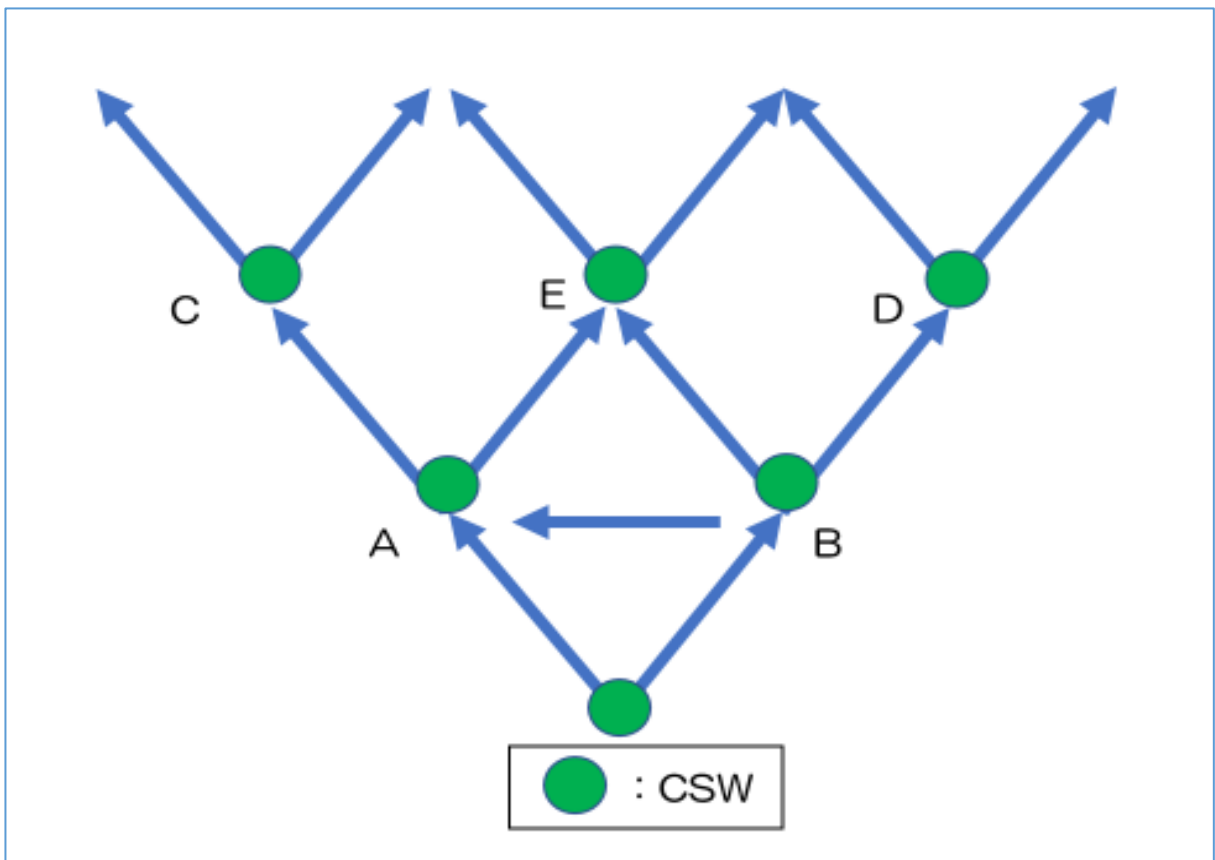


図 7-3 コンテナニングと CSW との支援展開

このように、コンテイナーと共に①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」を展開することで、ミクロレベル・メゾレベル双方において同時一体的に「社会的孤立」支援が可能となり、相乗的にコンテイナーを増やしていくことが可能になると考えられる。これらの実践を CSW が対象圏域ごとに展開し、また積み重ねていくことで、「地域共生社会」の実現へと向かうのではないだろうか。

以上、「課題認識の範型」（中村，2020：169）としてのスプリッティング・モデルを基盤として「社会的孤立」を捉え、また実践理論として「クライン派対象関係論」を援用しながら、個別支援と地域支援を「統合」し「コンテイナーと共に」支援を展開するという「課題解決の方法」としてのアプローチ（同上：169）を、ここでは「コンテイナー・アプローチ」としたい。コンテイナー・アプローチにおける①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」それぞれの有効性としては次のとおりである。

①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」について、CSW の対象とする「制度の狭間」の人々においては、第5章で確認したように、問題の「外在化」によって本人主体の支援が難しいこともあるだろう。しかし「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」では、対象者がこれまで原初的防衛機制でしか、あるいは（迫害者から）逃げる（例えば、ひきこもる等）ことでしか対応できなかった問題に対して、CSW の面接による介入によって、クライアント自身が解釈や分析できるようになる可能性が見出された。換言すれば、対症療法的な介入ではなく、時間はかかるかもしれないが、自身での対応を可能とする（コンテイナー機能を高めていく）という意味において、クライアントの「自立支援」を原則とするソーシャルワークの価値と通底する支援理論として一定の有効性が示されたといえる。

②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」について、「被害感」への着目により、「地域支援を通じた個別支援」として「他者との関係性における支援」が展開可能となった。これは、本人に接触できない、あるいは本人が支援を望んでいない（例えば、セルフネグレクト）事例においても、地域住民との協働による支援を展開可能ならしめる。加えて、地域住民との相互作用の結果としての「被害感」を扱うため、上記のような「無自覚的な社会意識」への気付きをも促すことが出来るのである。

以上、コンテイナー・アプローチにおける2つの支援展開の有効性についてみてきた。「制度の狭間」の課題を抱える対象者には、文字通り紹介可能なサービスがないこともあるだろう。またセルフネグレクト等、支援を望まない（と見受けられる）事例もあるだろう。しかし、このようなコンテイナー・アプローチによって、面接による介入、および地域住民との協働による支援を展開可能ならしめるのである。そして、このような個別支援の深化に加え、対象者、コミュニティ双方がコンテイナーとなり、コンテイナーと共に、

CSW がまた支援を展開できるのである。このようにマイクロレベル・メゾレベル双方において同時一体的に「社会的孤立」支援が可能となり、相乗的にコンテナを増やしていくことが可能となり、「地域共生社会」の実現へと向かう一助となると考えられる。筆者が長久手市社協の CSW として関わっていた地区社協や西小校区共生ステーション²⁾においても、民生委員や共生ステーションのスタッフが地域住民からの相談に対応し、必要に応じて CSW へつなぐという形が出来ていた³⁾。また、CSW の支援対象者がコンテナとなる事例も見受けられた⁴⁾。

これまで本研究では、個別支援と地域支援の一体的展開による「重複領域」の意義を見出し、また意味付けすることにより、「地域共生社会」の実現に向けた CSW 特有の役割、機能が浮かび上がり、コミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論の確立につながると仮定し検討を進めてきた。この「2つの機能の重複領域」について、コンテining・アプローチが展開可能となり、「地域共生社会」の実現に向けたマイクロ・メゾレベル双方への相乗的効果が期待されることにその意義があると結論づける。

(2) 「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」概念の深化・拡大

本研究で提起したスプリッティング・モデル、およびコンテining・アプローチについて、よりその概念的規定を明確にするため、ここで、「地域を基盤としたソーシャルワーク」の基礎理論とされる「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」概念との比較を試みたい。

「地域を基盤としたソーシャルワーク」を提唱する岩間(2008:40)は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質として次の5つを挙げている。すなわち①点と面の融合、②システム思考とエコシステム、③本人主体、④ストレンクス・パースペクティブ、⑤マルチシステム、の5つである。これらの特質について概観し、スプリッティング・モデル、コンテining・アプローチの位置付けについてみていきたい。

①点と面の融合

「個」と「地域」を一体的に捉えて働きかける「点と面の融合」は、ジェネラリスト・ソーシャルワーク全体を性格づける特質である。この理論的系譜としては、ソーシャルワークの統合化の延長線上に位置するが、統合化以降のソーシャルワーク理論の動向から強い影響を受け性格づけられてきた。システム理論、エコロジカル・ソーシャルワークの台頭はジェネラリスト・ソーシャルワークの形成に強い影響を与え、とりわけ1970年代以降、エコロジカル・パースペクティブやエコシステムの考え方は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの基礎概念として深く根付いている。これらを基礎概念として、「個人」と「個人をとりまく環境」という複数のシステム間との相互作用を促進させる実践的な視座が、ジェネラリスト・ソーシャルワークを特質づけている。

また「媒介機能」は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特性と親和性が高い。第1に、ジェネラリスト・ソーシャルワークでは、エコシステムの枠組みを基礎に置きながら、

ニーズ（課題）を本人とその環境との不調和から生じたものとみなす。そうした認識とワーカーによる媒介機能が、その不調和からくる不全関係にある2つのシステム間に介入し、両者間の相互作用を促進するのである。第2に、当事者たちがお互いに向き合うシステムに対する双方の主体的な働きかけが重視される。第3に、媒介によって促進された相互作用は、二者間にとどまらず、「影響作用」としてエコシステム内に波及的に広がる可能性を内包する。1つの「媒介」は、新たなシステム構造の形成に向けた端緒となるのである。第4に、システム間の接点に介入する媒介は、分断して捉えられてきた直接援助と間接援助とを橋渡しする。2つのシステムとの相互作用の促進と交互作用への「影響作用」と捉えた時点で、直接か間接かという見方は意味をもたなくなる。ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質としての「点と面の融合」は、実践的視座を内包する質的な統合を意味するものである（岩間，2019：18-20）。

②システム思考とエコシステム

ジェネラリスト・ソーシャルワークは、システム論と生態学の考え方から大きな影響を受けている。人と環境とをシステムとして一体的に捉え、生態学の考え方を援用しながら援助の視点と方法を導き出している。ソーシャルワークにおける「変化を引き起こす介入」とは、本人の置かれた状況をコントロールすることを意図するものではない。本人をめぐる交互作用に介入することで、本人の生活や人生の流れに合わせながらシステム間の関係を発展させ、次の変化を引き起こそうとするものである。そこには、本人自身がその変化を生み出す過程に深く関与するというソーシャルワークの価値が反映されている。

そして、エコシステム概念は、そのストレス（課題や障害）が決して1つの要素に起因するのではなく、その上位（下位）システムとの交互作用関係の中で発生しているという見方を強調する。個人や家族といった小さなシステムだけでなく、それらの上位システムである組織や地域との交互作用も同時に意識化しておくことが求められるのである（同上：20-22）。

③本人主体

本人をニーズ充足および課題解決への取り組みの主体として捉えるという「本人主体」は、課題解決の主体を本人に置くというソーシャルワークが内包する不変の価値への原点回帰ともいえる。これは、ソーシャルワーカーが「専門職として本人の課題をどのように解決するか」という視点から、「本人が自分で解決できるようにソーシャルワーカーは何をすべきか」という視点に立ち返ろうという動きである。本人主体の援助において、その出発点である本人へのアプローチはきわめて重要となる。そのための概念としてエンパワメントとストレングスが強調される。エンパワメントの源泉となるのが本人の内発的な力であり、ソーシャルワーク実践においては、その喚起と向上に向けたアプローチが求められることになる。本人が自分の存在に意味と価値を見出せるように働きかけること、現実を直視する作業を支えること、変化に向けた最初の一步を支えることといった取り組みが求

められる。その際、自分のストレングスを本人が認識し、活用することによって、自尊心の低下や罪悪感から脱却し、有用感や肯定感の向上を図ることができるのである。

「本人主体」は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの援助過程にも反映される。援助過程は本人とワーカーとの協働の営みであり、本人が「参画する過程」という意味合いがきわめて濃くなる。そこでは、本人によって自分や自分をとりまく環境について明確にすることだけでなく、本人の文脈の中からの認識や考察を深めてアセスメント過程に反映させることも含んでいる（同上：22-23）。

④ストレングス・パースペクティブ

ストレングス・パースペクティブは、個人、グループ、家族、コミュニティには「できること」や「強み」があること、本人をとりまく環境には活用できる多くの資源があるという考え方を基本としている。これらは現代ソーシャルワークを象徴する視点であり、ジェネラリスト・ソーシャルワークの形成にも影響を与えている。また重層的なサポートシステムの形成は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの実践を効果的に展開するためには不可欠である。その構成要素には、制度に基づいた専門職によるフォーマルな直接的援助、地域住民や準専門職による組織的な相互支援活動、近隣や親族等による自然発生的援助システム、当事者活動としてのセルフ・ヘルプグループ等が含まれる。ジェネラリスト・ソーシャルワークの視座からは、エコシステム思考に立脚し、とりわけ地域を基盤としたサポートシステムの形成が強調される（同上：24-25）。

⑤マルチシステム

マルチシステムとは、援助の対象を「マルチパーソンクライアントシステム」、つまり複数の人で構成されるシステムとして捉え、また援助する側も「マルチパーソン援助システム」として捉えるということである。すなわち一人の本人との一対一の対応だけでなく、家族、グループ、施設、組織、地域など複数の人で構成される「マルチパーソンクライアントシステム」における相互作用を促進することが不可欠となる。またマルチシステムにおいては、「自然発生的援助システム」の存在が強調される。これは、家族、親族、近隣住民、友人、同僚等から構成される本人のエコシステムを形成するメンバーである。専門的な知識、技術は持たないが、本人の生活に直接的に影響を与える重要な存在である。本人との最初のコンタクトは自然発生的援助システムであり、ニーズの有無にかかわらず本人は基本的にはそのシステム内に存在し続けることになる。また、ストレングスの概念においても、コミュニティにおけるきわめて重要な資源として位置付けられる（同上：25-27）。

以上、ジェネラリスト・ソーシャルワークの5つの特質について概観した。これらに関連して中村（2017：38-39）は、ジェネラリスト・ソーシャルワークと実践モデルについて次のように述べている。ジェネラリスト・ソーシャルワークでは、生活モデルを中核的実践モデルとして、治療モデルとストレングス・モデルそれぞれの強みを摂取し、「人と環境の交互作用」という一大焦点から、個々別々、複雑多様な動態としての生活を捉える。す

なわち既存3実践モデルを一つの「連続体」として捉え、それぞれのモデルによる焦点のあて方を理解し、その時々の実践状況に応じ、縦横無尽に「混成活用」することが重要である。

このように見ていくと、本研究では、ジェネラリスト・ソーシャルワークの枠組みに準拠しつつ、次の3点において、「社会的孤立」支援における具体的な実践理論・方法論としてジェネラリスト・ソーシャルワークを深化・拡大させたことが考えられる。

第1に、本研究では、第4章にて社会モデルを理論的視座として、「地域共生社会」について考察した。そして、次のことを確認した。社会的孤立や社会的排除に陥れられている人々は、大多数の人々（地域社会）から、無自覚的に、そもそも考慮もされず困難を生じさせられており、これら差別や抑圧は潜在化している。この無自覚的な（社会）意識に個人が気付くことが「我が事」への第一歩であり、このプロセスを経ることで「地域共生社会」の実現に近づく。そして、それを可能とするのがCSWの実践であり、個別支援と地域支援の統合によりその気付きの促しが可能となる。

このような「社会的孤立」を捉える視座は、エコシステムとしての課題、障害等が、その上位システムとしての「地域等との相互作用関係のなかで発生している」という見方と同様であると考えられる。加えて、このような考え方は、スプリッティング・モデルにおける対象を捉える視座として、CSWの支援における「焦点」の基盤をなす考え方であるといえよう。

そして、本研究では、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」をCSWの支援における重要な焦点の一つとして同定した。その上で、これらに対して個別支援・地域支援を統合することで、とりわけ外的世界における現在の二次障害への有効なアプローチにつながるなど個別支援は深化し、また「無自覚的な社会意識」への気付きの促しが可能となるなど地域支援の推進にもつながり、「地域共生社会」の実現に向かうことが見出された。このように、「個」と「地域」を一体的に捉えて働きかける「点と面の融合」という実践的視座を基盤とし、本研究ではその統合の意義を明確化した。これらの考え方は、コンテイング・アプローチにおける支援「枠組み」の基盤をなす考え方であるといえる。

第2に、本研究では、第5章にて「クライン派対象関係論」を援用して、とりわけ「関係性のなかで生じる問題」の一つとして「被害感」に着目し、その支援展開可能性を探った。関連しジェネラリスト・ソーシャルワークの援助過程においては、本人が「参画する過程」という意味合いがきわめて濃くなるとされる（岩間，2019：23）。本研究では、「参画する過程」を阻む要因として「被害感」による問題の「外在化」、および「理解できない」が故のコミュニティからの「外在化」を指摘した。

そして、次のことを確認した。コミュニティソーシャルワーク理論に「クライン派対象関係論」を援用することで、「社会的孤立」状態にある対象者の心的理解の一助となり、「被害感」の軽減を図ることができるなど個別支援は深化する。具体的には、「個人の内的世界

からみた他者との関係性への支援」により、「本人主体」の支援が展開可能となる。また「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」により、地域住民との協働による「共感」に基づく支え合いを可能ならしめる。すなわち「被害感」への着目により、ストレングス・モデルとの「相互補完的」な「本人主体」の「社会的孤立」支援が可能となる。加えて、これら「クライン派対象関係論」を援用した CSW の個別支援と地域支援の一体的展開によって、本人（対象者）や地域住民を支援の「受け手」から「支え手」へと変化を促すことができる等、地域福祉のさらなる推進にもつながる。

これらは、生活モデルを中核的実践モデルとして「混成活用」するジェネラリスト・ソーシャルワークの枠組みに準拠しつつ、「クライン派対象関係論」の援用によって、内的対象関係、すなわち「個人の内的世界からみた環境との関係性」に着目し支援を可能にするという点で、生活モデルの視座を深化ならしめ、またジェネラリスト・ソーシャルワークにおける支援展開可能性を拡大させたといえる。このような考え方は、スプリッティング・モデル、およびコンテイング・アプローチの基盤をなす「実践理論」であるといえよう。

第3に、本研究では、終章において二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」をとりまく状況について、改めて「クライン派対象関係論」の概念、および「生態学的視座」を援用し解釈した。これにより、①【対象者の内的世界におけるスプリッティング】と②【地域におけるスプリッティング】という2つのスプリッティング状況を見出すことができた（以上、スプリッティング・モデル）。

これらは、次元は異なるが相似構造を持つと考えられる。このような2つの次元におけるスプリッティング状況に対して、「クライン派対象関係論」を援用し、CSW が「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」を一体的に展開することで、「社会的孤立」支援が深化する可能性が見出された。加えて、CSW と共に当事者が別の「社会的孤立」の人々をコンテイングできるようになる（当事者／「社会的孤立」状態にある人）など、コンテイナー／コンテインドの関係性が相乗的に広がりをもたせる可能性も示唆された。このようにミクロレベル・メゾレベル双方において同時一体的に「社会的孤立」支援が可能となり、コンテイナーを増やしていくことが可能となる（以上、コンテイング・アプローチ）。これらスプリッティング・モデルを基盤とするコンテイング・アプローチ実践を CSW が展開し、また積み重ねていくことで、「地域共生社会」の実現へと向かう一助となることが示唆された。

これらをジェネラリスト・ソーシャルワークの特質と関連して述べると、次のようにいえる。対象を「マルチパーソンクライエントシステム」として捉え、本人とその環境との不調和から生じるニーズ（課題）に対して、その不調和からくる不全関係にある2つのシステムの間に入り両者間の相互作用を促進する。すなわち、2つのスプリッティング状況に対してコンテイング・アプローチによる支援を行うわけであるが、そこでは、対象者や地域住民など当事者をコンテイナーとして、コミュニティにおけるきわめて重要な資

源として位置付ける。これによって促進された相互作用は、二者間にとどまらず、「影響作用」としてエコシステム内に波及的に広がる可能性を内包する。これらの支援展開によって、相乗的にコンテナが増え、「地域共生社会」の実現へと向かうと考えられる。

(3) 本研究の到達点

本研究では、コミュニティソーシャルワーク実践理論としてスプリッティング・モデル、およびコンテining・アプローチを提唱し、ジェネラリスト・ソーシャルワークとの比較からその概念的規定を明確化した。本研究の到達点について、ここまでの含意は以下の3点に集約できる。

第1に、本研究では、社会モデルを理論的視座として「地域共生社会」について考察し、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」をCSWの支援における重要な焦点の一つとして同定した。そして、これら「関係性のなかで生じる問題」に対する支援枠組みとして、個別支援と地域支援の統合の意義を明確化した。

第2に、「関係性のなかで生じる問題」の一つとして「被害感」に着目し、「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク理論モデル・アプローチについて考察した。これにより、「社会的孤立」支援におけるストレングス・モデルとの相互補完的な実践理論として、①「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および②「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」という2つのアプローチの展開可能性を示した。これらは、生活モデルの視座を深化ならしめ、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおける支援展開可能性を拡大させた。

第3に、二次障害など「関係性のなかで生じる問題」による「社会的孤立」をとりまく状況について、相似構造を持つ2つのスプリッティングを見出すことができた（スプリッティング・モデル）。これら2つのスプリッティング状況に対して、「クライン派対象関係論」を援用し、CSWが「個人の内的世界からみた他者との関係性への支援」、および「内的世界への理解の促しを通じた関係性への支援」を一体的に展開することで、ミクロレベル・メゾレベル双方において同時一体的に「社会的孤立」支援が可能となり、相乗的にコンテナを増やしていくことが可能となる（コンテining・アプローチ）。これらの実践をCSWが展開し、また積み重ねていくことで、「地域共生社会」の実現へと向かうことが示唆された。

第3節 今後の課題

今後の課題として、①コミュニティソーシャルワーク実践理論の確立に向けたさらなる検討の必要性、②コミュニティソーシャルワーク機能を拡大させる具体的な方法論の検討の必要性、③重層の支援体制整備事業の実施計画策定プロセスへの援用可能性の検討の必要性、の3点を挙げる。

①コミュニティソーシャルワーク実践理論の確立に向けたさらなる検討の必要性

本研究では、コミュニティソーシャルワーク方法論・実践理論について考察した。そして、スプリッティング・モデル、およびコンテイング・アプローチの概念を提起した。今後の課題として、これらの概念的枠組みで実践を積み重ね、また検証し、コミュニティソーシャルワーク実践理論の確立に向けさらなる研究を続けていくことが求められるだろう。加えて、どのような体制であればこれらの概念的枠組みで支援を展開できるかというCSWの配置基準、資格要件等の基盤整備における条件の検討も必要であると考えられる。

本研究で着目した「被害感」は、「制度の狭間」や「社会的孤立」状態にある人々だけに限定して生じるものではないだろう。「地域共生社会」の実現に向け多様な分野、年代の対象者・世帯への支援が求められる中、本研究で提唱したコミュニティソーシャルワーク実践理論における支援展開可能性について、さらに検討を重ねていきたい。

②コミュニティソーシャルワーク機能を拡大させる具体的な方法論の検討の必要性

本研究では、二次障害により「制度の狭間」の課題を抱え「社会的孤立」となる蓋然性が高いと考え、「二次障害による社会的孤立」事例に対するCSWの支援展開可能性に焦点化し論考してきた。このことは、CSWの役割や機能、および対象者を矮小化するものではない。むしろ、これまで既存の理論・方法論では支援の手が届かなかった人々に対するCSWの支援展開可能性が拓かれることで、重層的支援体制整備事業の体制整備につながると考えている。換言すれば、専門職としてのCSW実践を基盤とし、拡充する中で、システムとしてコミュニティソーシャルワーク機能を拡張させていくことが、日本における包括的な支援体制構築には必要であると考えている。とりわけ、本研究第2章で検討したコミュニティソーシャルワークシステム構築に向けた手法が、コミュニティソーシャルワーク機能拡張に向けた方法論としてどのように援用可能かについても、さらなる検討が必要であろう。

「地域福祉の基盤をつくるためにこそ、個別支援を丁寧に積み上げていくこと」が重要であり、「私の問題」を「私たちの問題」にしていくことが、地域福祉の基盤をつくる中核（原田，2014：11）とされるように、筆者は、包括的な支援体制構築を図る起点は個別支援だと考えている。今後、専門職としてのCSW実践を基盤としつつ、重層的支援体制整備事業を推進するためにコミュニティソーシャルワーク機能を拡大させる具体的な方法論の検討を重要な課題として受け止め、引き続き検討していきたい。

③重層的支援体制整備事業の実施計画策定プロセスへの援用可能性の検討の必要性

第2章では、活動計画の「策定段階プロセス」に焦点を当て考察したが、行政計画への展開可能性について論じることができなかった点も限界として挙げられるだろう⁵⁾。しかし「今日、地域福祉に関係ない福祉関係者はいない」（原田，2018：24）といわれるように、本研究で示した「計画策定デザイン」は、地域福祉計画の策定プロセスにも援用できるのではないかと考えられる。例えば、庁舎内で部局横断的なPTを作り、メンバーそれ

それを「多機関協働相談支援包括化推進員」と位置付けることで、包括的な相談支援体制の構築に資するのではないだろうか。このような体制構築に向けては、やはり「コミュニティソーシャルワークを展開できるシステム構築」をどのように図ることができるかという点と同義であるといえよう。先述の「重層的支援体制整備事業を推進するためにコミュニティソーシャルワーク機能を拡大させる具体的な方法論の検討」に加え、重層的支援体制整備事業の実施計画策定プロセスへの援用可能性についても、引き続き検討していきたい。

以上、今後の課題について3点確認をした。今後、CSWに求められる「相談支援機能」はさらに大きなものとなるだろう。ソーシャルワーク機能の重要性が高まる中、CSWを各市町村社協に「必置化」とし、またスプリッティング・モデル、コンテイニング・アプローチの概念をさらに精緻化、体系化し、ソーシャルワーカー養成における教育プログラムや現任CSWの研修プログラムへ反映させることで、CSWの専門性強化につながり、「社会的孤立」支援が進み、「地域共生社会」の実現へと向かうと考える。これらのことについて、引き続き現場実践、および研究の積み重ねから検討を深めていきたい。

注

1) 岩田（2008：51）は、社会的排除という用語が、国家や企業その他の権力をもつ集団が、特定の弱者を排除するということがイメージされるかもしれないが、排除の主体として、市民相互の排除や、ひきこもりのように「自分で自分を排除する」場合も想定できるとする。このように社会的排除は、グローバルからローカルな社会構造全体の中での文脈で議論されている（同上：182）。ここでは、「排除の主体を織り込んだ排除のプロセスを問題にできる」（同上：51）ことから、とりわけ地域社会と対象者との関係をみていくために本議論を取り上げた。

また本研究では、第4章において「差別」の問題を取り上げたが、先の岩田（2008：54）は、この「差別」と関連して次のとおり述べる。排除は、差別のメカニズムの中で、抑圧の一形態として持ち出される。社会的排除がいつも差別を基点としているわけではないが、「差異を利用した一方的価値づけとしての差別」は、しばしば社会的排除を結果するといえる。このように、これらの議論は「地域共生社会」の実現とも関係が深いといえる。

2) 西小校区共生ステーションは、長久手市の設置する「地域共生ステーション」の第1号である。この「地域共生ステーション」は、小学校区ごとに住民が地域づくりに参加する拠点となる施設で、2013年から2021年3月現在まで全6小学校区のうち4小学校区で設置されている。この拠点をベースに、地域づくりにかかわる諸団体や地域住民が協働するためのまちづくり協議会と地区社協による組織づくりを進め、さらに地域の悩み事を包括的に把握し、地域での解決につなげる専門職であるCSWを

配置することにより、福祉を中心としたまちづくりを展開することが期待されている。

- 3) 例えば、筆者は、スプリットティング・モデル、およびコンテイナー・アプローチ概念に基づき支援を展開すると同時に、地区社協の運営委員会で定期的に事例検討を行い、その概念的枠組みについて共有を図っていた。並行し、共生ステーションスタッフとも、必要に応じ来所者の相談に同席し、また事例の「解釈」等を共有していた。加えて、民生委員や共生ステーションスタッフから、各種事例への対応方法（どのように「問題行動」を捉えるか、それに対してどのようにアプローチするか、等）について相談を受けることも多々あった。これらのプロセスによって、例えば民生委員が子ども食堂内で子どもの相談に応じ、新たな課題を発見したり、共生ステーションスタッフが、自身の経験を生かしつつ来所者からの相談に積極的に応じたりする等、コンテイナーとしての機能を獲得していったと考えられる。
- 4) 例えば、筆者の関わった事例では次のようなものがあった。相談者が、見守りサポーターとなり、同じ精神疾患のある対象者への話し相手となる。生活支援サポーターとして活動する。社会福祉士や精神保健福祉士を目指し、他者の支援を志す、等である。ある事例の対象者へ、「何故ここまで協力してくれるのか」伺ったことがある。すると、「加藤さんにとっても良くしてもらったから、その分、(他者への支援として)協力したい」とのことだった。人は、「良い支援を受けると、良い支援者になる」ということを実感した。
- 5) この点について、長久手市における市・社協の状況としては、以下のとおりである(呉・川島, 2021)。長久手市では、2015年度に、市役所内に総合相談窓口として「市民相談室」を設置し、2017年度からは「悩みごと相談室」と名称を改め相談業務を行っている。長久手市における包括的支援体制の構築は、大きく「多機関協働相談支援包括化推進事業」と「地域力強化推進事業」によって進められており、前者は、この「悩みごと相談室」、および社協を含む2つの社会福祉法人に委託する形で実施をしている。また後者の「地域力強化推進事業」は、CSWを中心に推進をしている。長久手市における課題の一つとして、地域の専門機関や専門職から「悩みごと相談室」への連携や協働への相談が少ないことが挙げられ、今後、多機関協働による相談支援包括化という専門職の連携の機能と、地域でのつながりづくり(地域力強化推進事業)とを「どのように連動させていくことができるか、そこに専門職がどのような機能を発揮できるかを継続的に評価していくことが地域福祉計画の大きな役割となる」(同上:240)。このように、地域全体での個別支援と地域支援の一体的展開と、地域福祉計画における継続的な評価の必要性が課題として挙げられており、本研究における重要な課題の一つとして、今後も検討をしていきたい。

文献

- 吾妻壮 (2018)『精神分析的アプローチの理解と実践 アセスメントから介入の技術まで』岩崎学術出版社.
- 新崎国広 (2009)「コミュニティソーシャルワーカーの役割と課題 ―児童に関わるコミュニティソーシャルワーク実践からの一考察―」『発達人間学論叢』(12) : 27-34.
- Bion, Wilfred, 1959, *Attacks on linking*, *Int. J. Psychoanal.* 40 : 308-315. (=2007, 中川慎一郎訳「連結することへの攻撃」松木邦裕監訳『再考：精神病の精神分析論』金剛出版 : 100-115.)
- 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)編 (2019)『地域共生社会推進検討会最終とりまとめ』厚生労働省.
- 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)編 (2016)『地域力強化検討会中間とりまとめ ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～』厚生労働省.
- 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)編 (2017)『地域力強化検討会最終とりまとめ』厚生労働省.
- 榎本涼子・浦田愛・小林良二 (2021)「コーディネーターが行う個人支援における直接支援と間接支援の意義 ―資源の支援ネットワーク化とネットワークタイプ―」『福祉社会開発研究』(13) : 85-94.
- フェレンツイ・S 著・森茂起訳 (2000)『臨床日記』みすず書房.
- ジャーメイン・カレル・B 著・小島蓉子編訳著 (1992)『エコロジカル・ソーシャルワーク ―カレル・ジャーメイン名論文集―』学苑社.
- 萩沢友一 (2013)「地域福祉活動計画と地域住民の自己組織力の形成」『人間社会環境研究』(25) : 111-124.
- 花城暢一 (2002)「コミュニティソーシャルワークの展開に関する一考察」『社会福祉学』43 (1) : 112-124.
- 原田正樹 (2005a)「第5章 地域福祉計画の策定プロセス」武川正吾編『地域福祉計画 ―ガバナンス時代の社会福祉計画』有斐閣 : 97-113.
- 原田正樹 (2005b)「第7章 住民参加の技法」武川正吾編『地域福祉計画 ―ガバナンス時代の社会福祉計画』有斐閣 : 135-149.
- 原田正樹 (2014)『地域福祉の基盤づくり ―推進主体の形成―』中央法規.
- 原田正樹 (2016)「コミュニティソーシャルワーク」上野谷加代子・原田正樹編『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣 : 210-215.
- 原田正樹 (2018)「地域共生社会の理念とパラダイム」公益社団法人日本社会福祉士会編『地域共生社会に向けたソーシャルワーク』中央法規 : 1-33.
- 東俊一 (2010)「発達の障害と心理臨床 発達の障害の意味」小林芳郎編著『発達のための臨床心理学』保育出版社 : 163-164.
- 平井俊佳・勝部麗子・原田正樹 (2013)「コミュニティソーシャルワークと社会資源開発」コミュニティソーシャルワーク実践研究会編『コミュニティソーシャルワークと社会資源開発 ―コミュニティソーシャルワーカーからのメッセージ―』11-17.
- 平野方紹 (2015)「支援の『狭間』をめぐる社会福祉の課題と論点」『社会福祉研究』(122) : 19-28.
- 平野隆之 (2003)「コミュニティワークから地域福祉援助技術へ」高森敬久・高田眞治・加納恵子ほか『地域福祉援助技術論』相川書房 : 32-40.
- 菱沼幹男 (2004)「ソーシャルワークにおけるインフォーマルネットワークへのアプローチ ―イギリスにおけるコミュニティソーシャルワークの実践から―」『創造学園大学紀要』1 : 235-245.
- 菱沼幹男 (2008)「コミュニティソーシャルワークを展開するスキルと専門職養成」『文京学院大学人間学部研究紀要』10 (1) : 83-98.
- 菱沼幹男 (2012)「福祉専門職による地域支援スキルの促進要因分析 ―コミュニティソーシャルワークを展開するシステム構築に向けて―」『社会福祉学』53 (2) : 32-44.
- 菱沼幹男 (2018)「包括的相談支援体制の整備および住民福祉活動の現状と課題 3都県での地域福祉計画に関するアンケート調査を通して」日本地域福祉学会研究プロジェクト『地域共生社会の実現にむけた地域福祉の実践・理論課題』 : 8-16.
- 菱沼幹男 (2020)「総合相談支援窓口におけるコミュニティソーシャルワーカーの個別支援機能分析」『日本社会事業大学研究紀要』66 : 17-30.
- 藤井博志 (2018)「地域共生社会を実現する社会福祉協議会の課題」『社会福祉研究』(132) : 45-54.
- 藤井博志 (2019)「地域福祉政策と地域福祉実践」新川達郎・川島典子編著『地域福祉政策論』学文社 : 143-171.
- 伊賀市社会福祉協議会編集 (2008)『社協の底力 ―地域福祉実践を拓く社協の挑戦』中央法規.

- 井上英晴 (2004) 「地域福祉とソーシャルワーク コミュニティワーク vs. コミュニティ・ソーシャルワーク」『九州保健福祉大学研究紀要』(5) : 11-18.
- 井上雅彦 (2010) 「二次障害を有する自閉症スペクトラム児に対する支援システム」『脳と発達』42 (3) : 209-212.
- 井上孝徳・川崎順子 (2011) 「地域包括ケアシステムの構築をめざしたソーシャルワークの実践的課題の一考察 ～マイクロ・メゾ・マクロ領域の連動性と循環性～」『九州保健福祉大学研究紀要』(12) : 9-19.
- 石川准・長瀬修 (1999) 『障害学への招待——社会, 文化, ディスアビリティ』明石書店.
- 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2019) 『「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ」を受けて<声明>』一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟.
- 岩間伸之 (2005) 「講座 ジェネラリスト・ソーシャルワーク I」『ソーシャルワーク研究』31 (1) 53-58.
- 岩間伸之 (2008) 「地域を基盤としたソーシャルワークの機能 —地域包括支援センターにおけるローカルガバナンスへの視角」『地域福祉研究』(36) : 37-49.
- 岩間伸之 (2009) 「困難事例とは何か—3つの発生要因と4つの分析枠組み」『ケアマネジャー』11 (9) : 16-19.
- 岩間伸之 (2011) 「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能 —個と地域の一体的支援に向けて—」『ソーシャルワーク研究』(37) 1 : 4-19.
- 岩間伸之・原田正樹 (2012) 『地域福祉援助をつかむ』有斐閣.
- 岩間伸之 (2019) 「地域を基盤としたソーシャルワーク」岩間伸之・野村恭代・山田英孝ほか『地域を基盤としたソーシャルワーク 住民主体の総合相談の展開』中央法規 : 13-105.
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除 : 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 神山裕美 (2015) 「コミュニティソーシャルワークを活かす視点と方法 ストレngthスアプローチ」日本地域福祉研究所監修・中島修・菱沼幹男共編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規 : 127-137.
- 加納恵子 (2003) 「コミュニティワークの主体のとらえ方」高森敬久・高田眞治・加納恵子ほか『地域福祉援助技術論』相川書房 : 78-85.
- 加藤昭宏・有間裕季・松宮朝 (2015) 「地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーカーの実践 (上)」『人間発達学研究』(6) : 13-26.
- 加藤昭宏・有間裕季・松宮朝 (2016) 「地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーカーの実践 (下)」『人間発達学研究』(7) : 31-49.
- 加藤昭宏 (2017) 「コミュニティソーシャルワーカーによる“制度の狭間”支援の展開可能性について (上) 個別支援 (内的世界) と地域支援 (外的世界) を連動させた二次障害及び“関係性”へのアプローチから—」『人間発達学研究』(8) : 37-49.
- 加藤昭宏 (2018) 「コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの支援の展開可能性について——子どもサロン『もりもり元気食堂』の実践の軌跡から——」『人間発達学研究』(9) : 43-55.
- 加藤昭宏 (2019) 「コミュニティソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の統合の可能性—二次障害による社会的孤立に対する社会モデルの援用—」『日本の地域福祉』32 : 51-62.
- 加藤昭宏・松宮朝 (2020) 「コミュニティソーシャルワーカーによる地域コミュニティ形成——愛知県長久手市の取り組みから——」『社会福祉研究』22 : 9-20.
- 加藤昭宏 (2021a) 「『地域福祉の推進』力を高めるための地域福祉活動計画の策定手法—プロジェクトチームによる計画策定プロセスへの着目—」『人間発達学研究』(12) : 51-60.
- 加藤昭宏 (2021b) 「『社会的孤立』に対するCSWの支援展開可能性—『被害感』への着目と『クライン派対象関係論』の援用—」『日本の地域福祉』34 : 61-74.
- 勝部麗子 (2015) 「コミュニティソーシャルワークの実践事例」日本地域福祉研究所監修・中島修・菱沼幹男共編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規 : 254-261.
- 勝部麗子 (2016) 『ひとりぼっちをつくらない [コミュニティソーシャルワーカーの仕事]』全国社会福祉協議会.
- 川本健太郎 (2017) 「基盤としての地域福祉力の向上」川島ゆり子・永田祐・榊原美樹ほか『地域福祉論』ミネルヴァ書房 : 131-143.
- 川向雅弘・中谷高久 (2016) 「浜松市におけるコミュニティソーシャルワーク事業の展開と課題」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』(14) : 11-26.
- 川島ゆり子 (2011) 『地域を基盤としたソーシャルワークの展開—コミュニティケアネットワーク構築の実践—』ミネルヴァ書房.
- 川島ゆり子 (2015) 「コミュニティソーシャルワークにおける観察と記録の方法—マクロソーシャルワークの枠組みによる考察—」『ソーシャルワーク研究』41 (1) : 34-41.

- 川島ゆり子・榊原美樹 (2017) 「地域福祉援助とは何か」川島ゆり子・永田祐・榊原美樹ほか『地域福祉論』ミネルヴァ書房：1-6.
- 川島ゆり子 (2017a) 「地域生活支援とは何か」川島ゆり子・永田祐・榊原美樹ほか『地域福祉論』ミネルヴァ書房：39-58.
- 川島ゆり子 (2017b) 「ミクロの地域福祉援助」川島ゆり子・永田祐・榊原美樹ほか『地域福祉論』ミネルヴァ書房：61-74.
- 川村匡由 (2007) 『地域福祉とソーシャルガバナンス 新しい地域福祉計画論』中央法規.
- 川村隆彦 (2011) 『ソーシャルワーカーの力量を高める理論・アプローチ』中央法規.
- 川島聡・飯野由里子・西倉実季ほか (2016) 『合理的配慮——対話を開く, 対話が拓く』有斐閣.
- 加山弾 (2016) 「支援困難ケースを対象とするソーシャルワークに関する一考察 ——社会福祉協議会による実践をもとに」『福祉社会開発研究』(8)：5-12.
- 木部則雄 (2006) 『こどもの精神分析 クライン派・対象関係論からのアプローチ』岩崎学術出版社.
- 木戸宜子・木幡伸子 (2014) 「地域を基盤としたソーシャルワーク実践展開におけるソーシャルワーク理論モデル・アプローチ活用の課題 ～専門職大学院におけるソーシャルワーク実践理論教育をとおして～」『日本社会事業大学研究紀要』60：93-106.
- 北山修 (2001) 『精神分析理論と臨床』誠信書房.
- Klein, Melanie, 1946, Notes on some schizoid mechanisms, *International Journal of Psycho-Analysis*, 27, 99-110. (=1985, 狩野力八郎・渡辺明子・相田信男訳「分裂機制についての覚書」小此木啓吾・岩崎徹也責任編訳『メラニー・クライン著作集4 妄想的・分裂的世界』誠信書房：3-32.)
- 呉世雄・川島ゆり子 (2021) 「愛知県長久手市——庁内連携を軸とした多機関の協働による包括的支援体制と地域づくりの連動」宮城孝編著『地域福祉と包括的支援システム 基本的な視座と先進的取り組み』明石書店：229-240.
- 小林正幸「危機対応と PTSD」小林正幸・橋本創一・松尾直博編 (2008) 『教師のための学校カウンセリング』有斐閣：263-276.
- 小林隆児 (2007) 「ストレンジ・シチュエーション法から見た幼児期自閉症の対人関係障害と関係発達支援」『アタッチメントと臨床領域』ミネルヴァ書房：166-185.
- 小林隆児 (2012) 「発達障害の周辺の問題」『発達障害とその周辺の問題』中山書店：115-142.
- 小林隆児・鯨岡峻 (2005) 『自閉症の関係発達臨床』日本評論社.
- 近藤直司 (2010) 「青年期のひきこもりと発達障害」『心身医学』一般社団法人日本心身医学会：50 (4)：285-291.
- 小坂田稔 (2016) 「地域包括ケアシステムにおける小地域ケア会議の必要性と今後の在り方—コミュニティソーシャルワークの視点からの理論的考察—」『美作大学紀要』(61)：15-28.
- 厚生労働省編 (2008) 『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』.
- 厚生労働省編 (2010) 『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』.
- 厚生労働省編 (2015) 『認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～』.
- 厚生労働省編 (2016) 『地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現』.
- 厚生労働省編 (2020a) 「令和元年度『高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」.
- 厚生労働省編 (2020b) 「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果について」.
- 厚生労働省編 (2020c) 『自殺対策白書』.
- 厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム編 (2015) 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」.
- 厚生労働省第9回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会編 (2017) 「ソーシャルワークに対する期待について」.
- 厚生労働省子ども家庭局長, 厚生労働省社会・援護局長, 厚生労働省老健局長通知 (2017) 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」.
- 厚生労働省九州厚生局編 (2021) 『「地域共生社会の実現に向けて」(重層的支援体制整備事業について)』.
- 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部編 (2017) 『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』厚生労働省.
- 工藤寛子 (2010) 「多問題家族に対する地域支援体制づくりの実践的研究——かじ取り機能からCSW機能への接近」『コミュニティソーシャルワーク』(6)：60-65.
- 熊田博喜 (2015) 「『制度の狭間』を支援するシステムとコミュニティソーシャルワーカーの機能 西東京市における実践の分析を通して」『ソーシャルワーク研究』41 (1)：58-67.
- 栗田季佳 (2015) 『見えない偏見の科学 心に潜む障害者への偏見を可視化する』京都大学学術出版.
- 黒澤祐介 (2013) 「コミュニティソーシャルワークにおけるコミュニティ概念」『大谷学報』92 (2)：21-33.

- 松木邦裕 (1996) 『対象関係論を学ぶ クライン派精神分析入門』岩崎学術出版社。
- 松木邦裕 (2004) 『オールアバウト「メラニー・クライン」』至文堂。
- 松木邦裕 (2009) 『精神分析：ビオンの宇宙』岩崎学術出版社。
- 松木邦裕 (2014) 『対象関係論を学ぶ 立志編 精神分析体験：ビオンの宇宙』岩崎学術出版社。
- 松端克文 (2006) 「コミュニティソーシャルワーク実践の基盤づくり」上野谷加代子・杉崎千洋・松端克文編著『松江市の地域福祉計画』ミネルヴァ書房：194-209。
- 松端克文 (2007) 「新しい地域福祉とコミュニティの活性化」大阪府市町村振興協会・おおさか市町村職員研修センター『マッセ OSAKA 研究紀要』第 10 号：23-34。
- 松端克文 (2008) 「日本型コミュニティソーシャルワークの推進システムと実践方法の構築に関する研究」(平成 18-19 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書)。
- 松端克文 (2012) 「住民主体と地域組織化—『地域』をめぐる主体化と資源化のパラドックス」山縣文治・大塚保信・松原一郎編著『岡村理論の継承と展開 (第 3 巻) 社会福祉における生活者主体論』ミネルヴァ書房：92-114。
- 松端克文 (2013) 「地域福祉を『計画』的に考え・推進するということ—社会福祉協議会における地域福祉推進の戦略 連載 9 回 (補論 1) “地域生活支援 (コミュニティソーシャルワーク)” と計画づくり—」全国社会福祉協議会『NORMA』No.267：6-7。
- 松端克文 (2017a) 「地域福祉計画を実効性のあるものとしていくために」『月刊福祉』100 (9)：14-19。
- 松端克文 (2017b) 「地域福祉推進における 2 つの支援機能：個別支援と地域支援に着目して」『桃山学院大学総合研究所紀要』42 (3)：1-27。
- 松端克文 (2018) 『地域の見方を変えると福祉実践が変わる——コミュニティ変革の処方箋——』ミネルヴァ書房。
- 松端克文 (2019) 「地域福祉研究方法の観点から」『日本の地域福祉』32：23-35。
- 松端克文 (2020) 「共生社会に向けての新しい地域福祉」上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割 地域福祉実践の挑戦』ミネルヴァ書房：65-90。
- 見田宗介・栗原彬・田中義久編 (2004) 『縮刷版 社会学辞典』弘文堂。
- 宮田恭子・上村恵津子 (2008) 「二次障害のあるアスペルガー障害生が自己理解を深めるための支援 —本人の気持ちに寄り添う相談を通して—」『教育実践研究』(9)：51-60。
- 宮地尚子 (2013) 『トラウマ』岩波新書。
- 宮城孝 (2010) 「コミュニティソーシャルワークを展開可能とするシステムの形成と地域福祉計画」『コミュニティソーシャルワーク』(6)：17-25。
- 三好春樹 (1997) 『関係障害論』雲母書房。
- 水島広子 (2011) 『対人関係療法でなおす トラウマ・PTSD 問題と障害の正しい理解から対処法、接し方のポイントまで』創元社。
- 文部科学省編 (2020) 「令和元年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」。
- 森明人 (2011) 「コミュニティソーシャルワークの特質と現代的意義 —地域福祉の理論的系譜と構成概念の多角的検討—」『東北福祉大学研究紀要』35：111-126。
- 室田信一 (2012) 「大阪府茨木市のコミュニティソーシャルワーカー配置事業」『貧困研究』9：63-71。
- 室田信一 (2014) 「社会的排除に対するコミュニティソーシャルワークと社会福祉」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』23 (0)：36-45。
- 室田信一 (2020) 「地域共生社会の光と影」『福祉労働』現代書館，(169)：10-19。
- 長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 (2014) 『長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画』長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会。
- 長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 (2019) 『第 2 次長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画・長久手市地域自殺対策計画』長久手市・社会福祉法人長久手市社会福祉協議会。
- 永田祐 (2017) 「地域福祉計画による他計画の総合化 包括的な支援体制の構築に焦点を当てて」『月刊福祉』100 (9)：30-35。
- 内閣府編 (2019) 「生活状況に関する調査 (平成 30 年度)」。
- 中村和彦 (2017) 「ソーシャルワーク実践理論再構成への素描：『構造 - 批判モデル』の導入と養成教育における具体的展開を構想して」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』(54)：33-47。
- 中村和彦 (2020) 「ソーシャルワーク実践理論の整備に向けたスケッチ—実践モデル・アプローチ・支援スキルの現在—」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』(57)：163-181。
- 中根成寿 (2006) 「コミュニティソーシャルワークの視点から『障害者家族』を捉える ～障害者家族特性に配慮した支援にむけて～」『福祉社会研究』(7)：37-48。
- 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会編 (2018) 『提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について —社会福祉学の視点から—』。
- 野田秀孝・後藤康文 (2013) 「障害福祉分野におけるコミュニティ・ソーシャルワークに関する考察」『人間発達科学部紀要』8 (1)：117-127。

- 野口定久 (2008) 『地域福祉論』 ミネルヴァ書房.
- 野村総合研究所編 (2013) 『コミュニティソーシャルワーカー (地域福祉コーディネーター) 調査研究事業報告書』.
- 野村恭代 (2019) 「『本人主体』を基軸としたソーシャルワーク理論の構想」 岩間伸之・野村恭代・山田英孝ほか『地域を基盤としたソーシャルワーク 住民主体の総合相談の展開』中央法規：1-11.
- 小栗正幸 (2010) 『発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ』ぎょうせい.
- 小野里美帆 (2010) 「発達のための心理臨床的な支援 発達心理臨床的な支援の基本視点」小林芳郎編著『発達のための臨床心理学』保育出版社：87-89.
- 大橋謙策 (2003) 「21世紀の社会システムづくりと地域福祉計画」日本地域福祉研究所監修『福祉21 ビーナズプランの挑戦』万葉舎.
- 大橋謙策 (2005) 「コミュニティソーシャルワークの機能と必要性」『地域福祉研究』(33)：4-15.
- 大橋謙策 (2008) 「コミュニティソーシャルワークの今日的機能」『コミュニティソーシャルワーク』(1)：18-24.
- 大橋謙策編著 (2014) 『ケアとコミュニティ』ミネルヴァ書房.
- 大橋謙策 (2015) 「新しい社会福祉としての地域福祉とコミュニティソーシャルワーク」日本地域福祉研究所監修・中島修・菱沼幹男共編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規：1-9.
- 大阪府編 (2003) 『大阪府地域福祉支援計画～おおさか福祉コミュニティ創生プラン～』.
- 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課編 (2011) 『市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン—市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向けて—』.
- 小澤康司 (2007) 「惨事ストレスに対するカウンセリング」山崎久美子編『現代のエスプリ別冊—臨床心理クライアント研究セミナー』至文堂：181-190.
- 齊藤万比古 (2010) 「発達障害の成人期について」『心身医学』一般社団法人日本心身医学会，50 (4)：277-284.
- 斎藤環 (2007) 『ひきこもりはなぜ「治る」のか？精神分析的アプローチ』中央法規.
- 咲間まり子 (2010) 「学校不適応児童生徒の現状と課題 一病弱特別支援学校の変容を通して—」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』12 (2)：1-10.
- 三本松政之 (2007) 「地域福祉計画と参加」武川正吾・三重野卓編『公共政策の社会学』東信堂：69-95.
- 参議院厚生労働委員会編 (2020) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」.
- 佐野直哉 (1976) 「精神発達」松井紀和監修・佐野直哉・松井紀和・山田州宏ほか著『ソーシャルワーカーのための精神医学』相川書房：27-63.
- 佐野治・松宮朝 (2013) 「長久手市地域福祉計画策定に向けての市民意識調査報告」『社会福祉研究』15：21-33.
- 佐藤陽 (2005) 「埼玉県地域福祉総合支援体制の構築について～コミュニティソーシャルワークの視点から～」『十文字学園女子大学人間生活学部紀要』(3)：103-122.
- Segal, Hanna, 1973, *Introduction to the Work of Melanie Klein*, Hogarth Press. (=1977, 岩崎徹也訳『メラニー・クライン入門』岩崎学術出版社.)
- 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会編 (2014) 『ネットワークと協働でつくる！総合相談・生活支援の手引き』社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会編 (2010) 「全社協福祉ビジョン2011 ともに生きる豊かな福祉社会をめざして」.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会編 (2018) 「『社協・生活支援活動強化方針』地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン」.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会政策委員会編 (2012) 「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」.
- 社会福祉系大学院のあり方に関する分科会編 (2014) 「社会福祉系大学院発展のための提案—高度専門職業人養成課程と研究者養成課程の並立をめざして—」日本学術会議社会学委員会.
- 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会編 (2000) 『「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書』.
- 障害者政策委員会編 (2018) 『障害者基本計画 (第4次) の策定に向けた障害者政策委員会意見』内閣府.
- 袖井智子 (2013) 「地域福祉計画における住民参加 一地方自治体における事例をもとに—」『東北福祉大学研究紀要』37：145-157.
- ソルデン・サリ著・リンコ・ニキ訳 (2000) 『片づけられない女たち』WAVE出版.
- 高橋爾 (2006) 「コミュニティソーシャルワークの方法に関する一考察 一知的障害者の地域生活支援の実践をとおして—」『創造都市研究e』1 (1)：1-9.
- 武川正吾編 (2005) 『地域福祉計画 一ガバナンス時代の社会福祉計画』有斐閣.

- 武川正吾 (2006) 『地域福祉の主流化 ―福祉国家と市民社会Ⅲ―』法律文化社.
- 田中英樹 (2001) 『精神障害者の地域生活支援』中央法規出版.
- 田中英樹 (2008) 「コミュニティソーシャルワークの概念とその特徴」『コミュニティソーシャルワーク』(1) : 5-17.
- 田中英樹 (2015) 「コミュニティソーシャルワークの概念」日本地域福祉研究所監修・中島修・菱沼幹男共編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規 : 11-48.
- 田中英樹・中野いく子・高橋信幸 (2015) 「孤立死を防ぎ、社会的孤立をいかに解消するか―コミュニティソーシャルワーク実践のあり方に関する研究―」『社会福祉学』56 (2) : 101-112.
- 田中英樹 (2019a) 「生活の場でのケアと資源開拓を進める CSW」田中英樹・神山裕美編著『社協・行政協働型コミュニティソーシャルワーク 個別支援を通じた住民主体の地域づくり』中央法規 : 3-28.
- 田中英樹 (2019b) 「わが国におけるコミュニティソーシャルワークの展開と今後の展望」日本地域福祉研究所監修・宮城孝・菱沼幹男・大橋謙策編集『コミュニティソーシャルワークの新たな展開 理論と先進事例』中央法規 : 261-273.
- 田中康雄 (2008) 『軽度発達障害 繋がりあって生きる』金剛出版.
- 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所編 (2005) 『コミュニティソーシャルワークの理論』特定非営利活動法人日本地域福祉研究所.
- 東京都地域福祉推進計画等検討委員会編 (1989) 『東京都における地域福祉推進計画の基本的あり方について』.
- 東京都社会福祉協議会編 (2017) 『地域福祉コーディネーターの役割と実践―コーディネーター座談会から』.
- 土屋垣内晶・中川彰子・五十嵐透子ほか (2015) 「ためこみ症 (Hoarding Disorder) に対する理解と認知行動療法の有効性 (自主企画シンポジウム 4)」『日本認知・行動療法学会大会プログラム・抄録集』(41) : 32-33.
- 梅澤稔・藤田哲也・松本昌弘ほか (2017) 「社会福祉協議会における支援困難ケースへの対応の記録化・分析方法に関する研究 ―記録と分析による可視化の意義およびツール開発について―」『福祉社会開発研究』(9) : 33-44.
- 内山智尋 (2020) 「『地域共生社会』の実現とコミュニティソーシャルワークの役割」『評論・社会科学』(133) : 137-159.
- 渡辺一城 (2018) 「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する一考察 ―地域住民の参加促進に向けて―」『天理大学人権問題研究室紀要』(21) : 1-17.
- 山本耕平 (2005) 「社会的ひきこもりの背景と類型化について」『大阪体育大学健康福祉学部研究紀要』(2) : 23-37.
- 山下英三郎 (2011) 「スクールソーシャルワークと“コミュニティ”ソーシャルワーク」『コミュニティソーシャルワーク』(8) : 16-25.
- 山崎史郎 (2017) 『人口減少と社会保障 孤立と縮小を乗り越える』中公新書.
- 柳澤孝主 (2014) 「相談援助の実践モデル」柳澤孝主・坂野憲司編『相談援助の理論と方法 I 第2版』弘文堂 : 55-66.
- 吉川徹 (2006) 「アスペルガー症候群 ―思春期以降の合併症と自殺」石川元『現代のエスプリ アスペルガー症候群を究める I』至文堂 (464) : 143-150.
- 神野英明 (2014) 「相談援助のアプローチ」柳澤孝主・坂野憲司編『相談援助の理論と方法 I 第2版』弘文堂 : 67-90.

おわりに

—謝辞にかえて

本研究では、「クライン派対象関係論」を援用したコミュニティソーシャルワーク実践理論を提唱した。これにより、「関係性」において生じている不安や攻撃性を分析し、アセスメントの遡上にあげることができるようになる等、本実践理論は「社会的孤立」事例に對峙する支援者自身にとっても有効であると考えている。すなわち本実践理論を身に着けることができれば、個別支援と地域支援をより深いレベルで同時一体的に行うことができるだけでなく、支援方法に悩む CSW 自身にとって一つの「武器」となり、アセスメントが深化する等 CSW の専門性強化に資するのではないだろうか。このことによって、CSW 養成において「何を身に着ければ良いか」がより明確となり、日本におけるソーシャルワーク実践の底上げができる可能性があることに本研究の新規性、および価値があると考えている。

本論文は、主に前職である長久手市社協での実践を基盤に書き上げたものである。現在、筆者の実践のフィールドは愛知県の半田市社協である。半田市社協では、重層的支援体制整備事業（移行準備事業）を担う CSW として、8050 世帯や中卒無業者等の「社会的孤立」事例への支援を展開している。また包括的支援体制の基盤作りとして、支援会議（社会福祉法第 106 条の 6）や重層的支援会議の開催に加え、市内福祉事業所等と連携したアウトリーチシステムとして「ふくし相談窓口」の拡充、「無自覚的な差別意識」等の解消を視野に入れた新しいふくし共育のプログラム開発等にも CSW として携わっている。また特に力を入れている実践の一つとして、「中卒無業者」への予防的対応も視野に入れ、毎週、対象圏域の中学校で開催される「支援が必要な児童についての情報共有の会議」に出席している。ここでは、教育と福祉のさらなる連携強化を図り、ヤングケアラーや発達障害（グレーゾーン、未診断を含む）、不登校など支援が必要な児童の情報を学校と共有し、障がい者相談支援センター等とも密に連携しながら支援を行っている（児童から家庭環境について SOS が出され、担任の先生がそのニーズをキャッチし、校長先生に情報がつながった後、迅速に CSW へ相談がなされ、同日午前中に、対象児童と CSW とが面接を行った事例もあった）。

これら半田市社協での実践を通し、本研究で検討したコミュニティソーシャルワーク実践理論の展開可能性、および重層的支援体制整備事業におけるコミュニティソーシャルワーク機能拡大の具体的な方法論について、さらに検討を深めていきたい。とりわけ多機関協働においては、各種相談支援機関や教育機関が安心して対象者の個々別々、複雑多様なニーズ（自身の所属する機関で提供できるサービスに合致するニーズ以外のニーズを含む）をキャッチできるよう、「後方支援」としても CSW が機能する基盤を作っていきたい（実際、筆者も、信頼できる上司のスーパーバイズという大きな「後方支援」のもと、CSW と

して実践に臨んでいる)。

また本研究も、非常に多くの「後方支援」の上に成り立っている。ここで、皆さまへのお礼を申し上げたい。

福井県立大学(元・愛知県立大学)の佐野治先生には、学部生時代からゼミでお世話になってきた。医療ソーシャルワーカーとして勤務していた時に「もっとソーシャルワークについて学びたい」と相談をさせていただいたことをきっかけに、大学院への道へと導いてくださった。そしてコミュニティソーシャルワークの研究へと足を踏み入れ、2度の転職を経て現在に至っている。実際の事例対応についても幾度となくスーパーバイズをしてくださり、また「クライン派対象関係論」についても教えてくださった、実践における師匠である。

主指導教員である愛知県立大学の松宮朝先生には、佐野治先生が他大学へうつることになり、大学院博士前期課程の時から一貫してご指導をいただいていた。紀要論文への投稿をはじめ、学会誌への投稿などの際は、早朝から深夜まで、すぐに草稿を確認いただき、またいつもの確なご助言をいただき何度も助けていただいた。研究を進めていくにあたり、これまで幾度となく壁にぶち当たったが、いつも、その解決方法を導いてくださった。松宮先生のご指導がなければ、博士論文完成には至らなかった。

宇都宮みのり先生には、個別支援等の定義や研究方法の提示の仕方、細かな表現など、ソーシャルワークの観点から多くのご助言をいただいた。自身でも気が付かない指摘が多々あり、改めてソーシャルワークの深さを実感させていただいた。また心理面でもサポートいただき、心強い存在であった。

堀尾良弘先生には、大学院での講義を通して、博士論文の全体像を考える際に、その基本的な考え方や組み立て方など具体的にご助言をいただいた。また特に第5章の論文を執筆していた際は、論文投稿まで丁寧にサポートしてくださり、無事に掲載に至ることができた。博士論文の草稿が完成した後も、草稿を詳細に確認くださり、事例の記載が曖昧な部分など、丁寧に助言をいただいた。

中尾友紀先生には、修士論文作成の時からご指導をいただき、論文作成にあたっての基礎的なところから丁寧に指導いただいた。急遽、博士論文のご指導にも入ってくださり、章構成など博士論文全体に渡るご助言をいただいた。

日本福祉大学の川島ゆり子先生には、コミュニティソーシャルワークの専門家として、草稿検討会において非常に専門的かつ的確なご助言を多々いただくことができた。特に、CSW等の定義や概念について、コミュニティソーシャルワークを専門とする立場からのご助言は、博士論文としての曖昧さや不足に気が付くことのできる大変良いきっかけとなった。また2回目の草稿検討会では、修正について頭を抱えていた筆者を見かねて、何度も助け船を出していただいた。

愛知県立大学の田川佳代子先生、湯海鵬先生には、博士後期課程における指導教員とし

てそれぞれ1年間お世話になっていた。また湯海鵬先生には、その後も副指導教員としてご指導をいただいていた。事情により途中で変わることとなってしまったが、「学会誌にチャレンジを」、「早めに博士論文の全体像を書き始めるように」など、大きな方向性に関するご助言をいただき、またいつも励ましていただいた。

これらの先生方に、深く感謝を申し上げたい。

加えて、実践の場、あるいは私的な場での討論では、宮田知寛氏、渡邊高子氏、松永由季乃氏、富田悠仁氏、石川廉氏をはじめ、多くの方々の叱咤激励を受けた。心より感謝したい。

また本研究の基盤となった実践は、長久手市の民生委員をはじめ、多くの地域住民のご協力で推進されてきた。地域福祉の推進にご協力いただいた皆さま、そして、CSWに相談をしてくださった多くの住民の皆さまにも、重ねて感謝の意を表したい。本研究が、少しでも、日本の「社会的孤立」支援における実践的課題にこたえるものであることを願っている。

最後に、いつも仕事で家におらず、たまの休日にも書斎にこもり論文と向き合ってきた私に辛抱強く付き合ってくれている妻と、2人の愛娘に心より感謝したい。

なお、本研究における各章の初出は以下のとおりである。

序章 書き下ろし。

第1章 書き下ろし。

第2章 (加藤昭宏(2021a)『『地域福祉の推進』力を高めるための地域福祉活動計画の策定手法—プロジェクトチームによる計画策定プロセスへの着目—』『人間発達学研究』(12): 51-60.)に加筆修正。

第3章 (加藤昭宏(2017)「コミュニティソーシャルワーカーによる“制度の狭間”支援の展開可能性について(上) 一個別支援(内的世界)と地域支援(外的世界)を連動させた二次障害及び“関係性”へのアプローチから—』『人間発達学研究』(8): 37-49.)に大幅に加筆修正。

第4章 (加藤昭宏(2019)「コミュニティソーシャルワークにおける個別支援と地域支援の統合の可能性—二次障害による社会的孤立に対する社会モデルの援用—』『日本の地域福祉』32: 51-62.)に加筆修正。

第5章 (加藤昭宏(2021b)『『社会的孤立』に対するCSWの支援展開可能性—『被害感』への着目と『クライン派対象関係論』の援用—』『日本の地域福祉』34: 61-74.)に加筆修正。

終章 書き下ろし。